

令和5年3月23日

令和4年度第12回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和4年度第12回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会の設置について
- 第2号 松本市教育委員会組織規則の一部改正について
- 第3号 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について
- 第4号 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について
- 第5号 松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について
- 第6号 松本市教育委員会の所管に係る松本市個人情報保護条例施行規則の一部改正について
- 第7号 松本市教育委員会傍聴人規則の一部改正について
- 第8号 松本市立小中学校等市費教員設置要綱の一部改正について
- 第9号 松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正について
- 第10号 松本市学校給食規則の一部改正について
- 第11号 松本市公民館条例施行規則の一部改正について
- 第12号 松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則の一部改正について
- 第13号 松本市青少年ホーム条例施行規則の一部改正について
- 第14号 松本市生涯学習支援登録制度実施要綱の一部改正について
- 第15号 教育文化センターの臨時開館について
- 第16号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインの改訂について
- 第17号 山形村在住児童の波田中間教室利用に関する協定書の締結について
- 第18号 地区公民館長の任命について【非公開】
- 第19号 松本市学校運営協議会委員の委嘱について【非公開】
- 第20号 松本市博物館協議会への諮問について

[報告]

- 第1号 令和5年松本市議会2月定例会の結果について
- 第2号 令和4年度教育委員会各課事務事業報告について
- 第3号 令和4年度 市立小学校スクリーニングシートの集計および分析について
- 第4号 指導上の措置について【非公開】
- 第5号 各種学校への補助金交付に関わる視察調査結果について【非公開】
- 第6号 松本市図書館 Twitter の運用について
- 第7号 史跡松本城整備基本計画策定委員会委員等の委嘱について
- 第8号 リーディングスクール Matsumoto サポート事業について

[その他]

議案第 1 号

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会の設置について

1 趣旨

令和5年度から学校部活動を地域クラブ活動へ段階的に移行していくことに伴い、移行に関する市の基本方針を協議するとともに、移行に係る課題を整理し、必要な支援策等を検討するため、松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置することについて協議するものです。

2 検討協議会の概要

(1) 所掌事項

ア 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に関すること。

イ 移行に係る市の基本方針に関すること。

ウ その他教育委員会が必要と認めること。

(2) 委員の人数

10人以内

(3) 構成

学校教育関係者、スポーツ・文化活動関係者、有識者、その他教育委員会が必要と認める者

(4) 任期

委嘱の日から地域クラブ活動への移行が完了するまでの間

3 検討協議会の設置要綱（案）

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

5 今後の対応

委員の委嘱については、別途報告します。

担当
教育政策課 課長 白井 美保
電話 33-3980



松本市教育委員会告示第 号

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱を次のように定める。

令和5年3月 日

松本市教育委員会

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討するため、松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に関すること。
- (2) 移行に係る市の基本方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ・文化活動関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域クラブ活動への移行が完了するまでの間とする。

(会議)

第5条 検討協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 検討協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明

又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討協議会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会資料
5. 3. 23
教育政策課

議案第 2 号

松本市教育委員会組織規則の一部改正について

1 趣旨

令和4年度行政改革における組織体制の見直し等に伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 中央公民館に館課長を追加する。
- (2) 学校教育課の附属施設に中間教室（山辺、鎌田、波田、寿）を追加する。
- (3) 博物館の基幹博物館建設担当、分掌事務から基幹博物館の建設計画及び整備に関するものを削除する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980

松本市教育委員会組織規則(昭和34年教育委員会規則第12号)新旧対照表

現行	改正後(案)																
<p>○松本市教育委員会組織規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月1日 教育委員会規則第12号</p> <p>(略)</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>(1) 担当等を置く教育機関</p> <table border="1" data-bbox="253 722 1120 914"> <thead> <tr> <th>教育機関</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博物館</td> <td>庶務担当 事業担当 基幹博物館建設担当</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="253 973 1120 1305"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>附属施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td>1 学校支援室 2 松本市美ヶ原少年自然の家</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	担当	博物館	庶務担当 事業担当 基幹博物館建設担当	課等	附属施設	学校教育課	1 学校支援室 2 松本市美ヶ原少年自然の家	<p>○松本市教育委員会組織規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月1日 教育委員会規則第12号</p> <p>(略)</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>(1) 担当等を置く教育機関</p> <table border="1" data-bbox="1144 722 2011 914"> <thead> <tr> <th>教育機関</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博物館</td> <td>庶務担当 事業担当 基幹博物館建設担当</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1144 973 2011 1305"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>附属施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td>1 学校支援室 2 松本市美ヶ原少年自然の家 3 <u>山辺中間教室</u> 4 <u>鎌田中間教室</u> 5 <u>波田中間教室</u> 6 <u>寿中間教室</u></td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	担当	博物館	庶務担当 事業担当 基幹博物館建設担当	課等	附属施設	学校教育課	1 学校支援室 2 松本市美ヶ原少年自然の家 3 <u>山辺中間教室</u> 4 <u>鎌田中間教室</u> 5 <u>波田中間教室</u> 6 <u>寿中間教室</u>
教育機関	担当																
博物館	庶務担当 事業担当 基幹博物館建設担当																
課等	附属施設																
学校教育課	1 学校支援室 2 松本市美ヶ原少年自然の家																
教育機関	担当																
博物館	庶務担当 事業担当 基幹博物館建設担当																
課等	附属施設																
学校教育課	1 学校支援室 2 松本市美ヶ原少年自然の家 3 <u>山辺中間教室</u> 4 <u>鎌田中間教室</u> 5 <u>波田中間教室</u> 6 <u>寿中間教室</u>																

別表第4(第3条関係)

組織	長等	職務
課等	課長 館長 園長	上司の命による所掌する事務の監理及び所属職員の指揮監督
	館長補佐	課長等又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌する事務の処理
係等	係長 所長	課長等又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌する事務の処理

(略)

別表第7(第4条関係)

課等	分掌事務
博物館	<ol style="list-style-type: none"> 1 松本まるごと博物館構想に基づく博物館活動の総合的企画及び調査等に関すること。 2 博物館施設の管理運営及び整備並びに維持補修に関すること。 3 歴史、民俗、産業、自然科学等に係る資料(文化財を含む。以下「博物館資料」という。)の収集、保管及び研究に関すること。 4 博物館資料の公開、利用及び活用並びに学校教育及び生涯教育との連携に係る教育普及活動に関するこ

別表第4(第3条関係)

組織	長等	職務
課等	課長 館長 館課長 園長	上司の命による所掌する事務の監理及び所属職員の指揮監督
	館長補佐	課長等又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌する事務の処理
係等	係長 所長	課長等又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌する事務の処理

(略)

別表第7(第4条関係)

課等	分掌事務
博物館	<ol style="list-style-type: none"> 1 松本まるごと博物館構想に基づく博物館活動の総合的企画及び調査等に関すること。 2 博物館施設の管理運営及び整備並びに維持補修に関すること。 3 歴史、民俗、産業、自然科学等に係る資料(文化財を含む。以下「博物館資料」という。)の収集、保管及び研究に関すること。 4 博物館資料の公開、利用及び活用並びに学校教育及び生涯教育との連携に係る教育普及活動に関するこ

と。

- 5 博物館資料等の取得審査に関する事。
- 6 博物館関係団体に関する事。
- 7 基幹博物館の建設計画及び整備に関する事。

と。

- 5 博物館資料等の取得審査に関する事。
- 6 博物館関係団体に関する事。
- ~~7 基幹博物館の建設計画及び整備に関する事。~~

教育委員会資料
5. 3. 23
教育政策課

議案第 3 号

松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について

1 趣旨

松本市個人情報保護条例の改正及び令和4年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 松本市個人情報保護条例の改正に伴い、教育次長、教育監、学校長、幼稚園長の専決事項にある松本市個人情報保護条例から個人情報保護法の規定に改める。
- (2) 教育次長の専決事項に、教育財産の目的外使用の許可についての事柄を追加する。
- (3) 中央公民館課長専決の事柄を追加する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980

松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則(昭和34年教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年3月30日 教育委員会規則第4号</p> <p>(略)</p> <p>(教育次長及び教育監の共通専決の事柄)</p> <p>第6条 教育次長及び教育監は、次に掲げる事案を専決することができる。</p> <p>(1) 課長会議についての事柄</p> <p>(2) 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長の市内出張命令、市外出張命令及び復命についての事柄</p> <p>(3) 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長の休暇等の承認等についての事柄</p> <p>(4) 臨時職員及び非常勤職員の進退についての事柄</p> <p>(5) 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長の勤務時間を割り振らない日(以下「週休日」という。)及び勤務時間の割振りについての事柄</p> <p>(6) 管理職員特別勤務実績等の確認に関する事柄</p> <p>(7) 松本市情報公開条例(平成13年条例第72号。以下「公開</p>	<p>○松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年3月30日 教育委員会規則第4号</p> <p>(略)</p> <p>(教育次長及び教育監の共通専決の事柄)</p> <p>第6条 教育次長及び教育監は、次に掲げる事案を専決することができる。</p> <p>(1) 課長会議についての事柄</p> <p>(2) 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長の市内出張命令、市外出張命令及び復命についての事柄</p> <p>(3) 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長の休暇等の承認等についての事柄</p> <p>(4) 臨時職員及び非常勤職員の進退についての事柄</p> <p>(5) 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長の勤務時間を割り振らない日(以下「週休日」という。)及び勤務時間の割振りについての事柄</p> <p>(6) 管理職員特別勤務実績等の確認に関する事柄</p> <p>(7) 松本市情報公開条例(平成13年条例第72号。以下「公開</p>

条例」という。)第12条に規定する請求に対する決定等についての事柄

(8) 松本市個人情報保護条例(平成30年条例第2号。以下「保護条例」という。)第19条、第28条及び第35条に規定する請求に対する決定等についての事柄

(9) 就学猶予、免除の許可申請についての事柄

(10) 学区外通学許可についての事柄

(11) 要保護及び準要保護児童生徒給与費の支給についての事柄

(12) 教員住宅の使用についての事柄

(13) 社会教育関係団体の指導、育成についての事柄

(教育次長専決の事柄)

第7条 教育次長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 教員住宅の使用についての事柄

(2) 社会教育関係団体の指導、育成についての事柄

(教育監専決の事柄)

第8条 教育監は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 就学猶予、免除の許可申請についての事柄

(2) 学区外通学許可についての事柄

(3) 要保護及び準要保護児童生徒給与費の支給についての事柄

(課長等、教育研修センター長及び学校支援室長共通専決の事柄)

条例」という。)第12条に規定する請求に対する決定等についての事柄

(8) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第82条、第93条及び第101条に規定する請求に対する決定等についての事柄

~~(9) 就学猶予、免除の許可申請についての事柄~~

~~(10) 学区外通学許可についての事柄~~

(9) 要保護及び準要保護児童生徒給与費の支給についての事柄

~~(12) 教員住宅の使用についての事柄~~

~~(13) 社会教育関係団体の指導、育成についての事柄~~

(教育次長専決の事柄)

第7条 教育次長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 教員住宅の使用についての事柄

(2) 社会教育関係団体の指導、育成についての事柄

(3) 教育財産の目的外使用の許可についての事柄

(教育監専決の事柄)

第8条 教育監は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 就学猶予、免除の許可申請についての事柄

(2) 学区外通学許可についての事柄

~~(3) 要保護及び準要保護児童生徒給与費の支給についての事柄~~

(課長等、教育研修センター長及び学校支援室長共通専決の事柄)

第9条 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 係員の事務分担についての事柄
- (2) 課長補佐等(松本市教育委員会組織規則(昭和34年教育委員会規則第12号)第3条第1項に定める係等に置く長等及び同条第3項に定める長等をいう。以下同じ。)以下の市内出張命令、市外出張命令及び復命についての事柄
- (3) 課長補佐等以下の休暇等の承認等についての事柄
- (4) 課長補佐等以下の超過勤務命令についての事柄
- (5) 課長補佐等以下の勤務日誌の検閲についての事柄
- (6) 文書物品の送達、掲示及び交付の囑託又は受託についての事柄
- (7) 定例報告についての事柄
- (8) 公簿書による諸証明及び閲覧についての事柄
- (9) 収入金の納入、督励及び督促についての事柄
- (10) 軽易又は定例の照会、回答、届出、報告、通知、申告、願書等の受理、審査、処理及び副申、進達並びに指令等伝達についての事柄
- (11) 主管事務処理のための関係者呼出しについての事柄
- (12) 事務処理に必要な統計資料の調査、連絡についての事柄
- (13) 課長補佐等以下の週休日及び勤務時間の割振りについての

第9条 課長等、教育研修センター長及び学校支援室長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 係員の事務分担についての事柄
- (2) 課長補佐等(松本市教育委員会組織規則(昭和34年教育委員会規則第12号)第3条第1項に定める係等に置く長等及び同条第3項に定める長等をいう。以下同じ。)以下の市内出張命令、市外出張命令及び復命についての事柄
- (3) 課長補佐等以下の休暇等の承認等についての事柄
- (4) 課長補佐等以下の超過勤務命令についての事柄
- (5) 課長補佐等以下の勤務日誌の検閲についての事柄
- (6) 文書物品の送達、掲示及び交付の囑託又は受託についての事柄
- (7) 定例報告についての事柄
- (8) 公簿書による諸証明及び閲覧についての事柄
- (9) 収入金の納入、督励及び督促についての事柄
- (10) 軽易又は定例の照会、回答、届出、報告、通知、申告、願書等の受理、審査、処理及び副申、進達並びに指令等伝達についての事柄
- (11) 主管事務処理のための関係者呼出しについての事柄
- (12) 事務処理に必要な統計資料の調査、連絡についての事柄
- (13) 課長補佐等以下の週休日及び勤務時間の割振りについての

事柄

- (14) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄
- (15) 附属施設の維持管理に関する事柄。
- (16) その他軽易な事務処理についての事柄

(中略)

(公民館長専決の事柄)

第16条 中央公民館長は、第9条に規定する事柄のほか、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 施設の管理及び使用許可についての事柄
- (2) システムの利用等(松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則(平成8年教育委員会規則第7号)の規定に基づく松本市公共施設案内・予約システムの利用等をいう。以下同じ。)についての事柄
- (3) 公民館事業に関する相互の連絡調整に関する事柄

(中略)

(学校長専決の事柄)

第21条 学校長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 学校施設の使用についての事柄

事柄

- (14) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄
- (15) 附属施設の維持管理に関する事柄。
- (16) その他軽易な事務処理についての事柄

(中略)

(公民館長専決の事柄)

第16条 中央公民館長は、第9条に規定する事柄のほか、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 施設の管理及び使用許可についての事柄
- (2) システムの利用等(松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則(平成8年教育委員会規則第7号)の規定に基づく松本市公共施設案内・予約システムの利用等をいう。以下同じ。)についての事柄
- (3) 公民館事業に関する相互の連絡調整に関する事柄

(中央公民館課長専決の事柄)

第16条の2 中央公民館課長は、第9条に規定する事柄のほか、施設の管理及び使用許可についての事柄を専決することができる。

(中略)

(学校長専決の事柄)

第21条 学校長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 学校施設の使用についての事柄

- (2) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄
- (3) 公開条例第12条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (4) 保護条例第19条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (5) 県費負担教職員(共同調理場に勤務する県費負担学校栄養職員を含む。以下この条において同じ。)の扶養手当の支給額の決定についての事柄
- (6) 県費負担教職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給額の決定についての事柄
- (7) 県費負担教職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)に係る事務のうち、児童手当法第17条第1項の規定により読み替えて適用される児童手当法第7条第1項の規定による認定及び児童手当法第17条第2項において準用する児童手当法第7条第2項の規定による認定についての事柄
- (8) 自校給食の献立の作成についての事柄
(幼稚園長専決の事柄)

第22条 幼稚園長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄
- (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 幼稚園施設の使用についての事柄

- (2) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄
- (3) 公開条例第12条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (4) 個人情報保護法第82条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (5) 県費負担教職員(共同調理場に勤務する県費負担学校栄養職員を含む。以下この条において同じ。)の扶養手当の支給額の決定についての事柄
- (6) 県費負担教職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給額の決定についての事柄
- (7) 県費負担教職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)に係る事務のうち、児童手当法第17条第1項の規定により読み替えて適用される児童手当法第7条第1項の規定による認定及び児童手当法第17条第2項において準用する児童手当法第7条第2項の規定による認定についての事柄
- (8) 自校給食の献立の作成についての事柄
(幼稚園長専決の事柄)

第22条 幼稚園長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄
- (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 幼稚園施設の使用についての事柄

- (4) 職員の休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (5) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄
- (6) 公開条例第12条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (7) 保護条例第19条に規定する請求に対する決定等についての事柄

- (4) 職員の休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (5) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄
- (6) 公開条例第12条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (7) 個人情報保護法第82条に規定する請求に対する決定等についての事柄

教育委員会資料
5. 3. 23
教育政策課

議案第 4 号

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について

1 趣旨

令和4年度行政改革による組織体制の見直し等に伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 地域づくりセンター長に補助執行させる事務を規定した第3条を削除する。
- (2) スポーツ推進課をスポーツ事業推進課に改める。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則(昭和43年教育委員会規則第7号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和43年3月26日 教育委員会規則第7号</p> <p>(略)</p> <p>(地域づくりセンター長に補助執行させる事務)</p> <p>第3条 地域づくりセンター長に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域づくりセンター長に補助執行させる事務</p> <p>ア 係員の事務分担についての事柄</p> <p>イ 職員の諸願届の処理についての事柄</p> <p>ウ 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄</p> <p>エ 職員の休暇等の承認等についての事柄</p> <p>オ 文書物品の送達、掲示及び交付の嘱託又は受託についての事柄</p> <p>カ 定例報告についての事柄</p> <p>キ 収入金の納入、督励及び督促についての事柄</p> <p>ク 軽易又は定例の照会、回答、届出、報告、通知、申告、願書等の受理、審査、処理及び副申、進達並びに指令等伝達についての事柄</p>	<p>○教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和43年3月26日 教育委員会規則第7号</p> <p>(略)</p> <p>(地域づくりセンター長に補助執行させる事務)</p> <p>第3条 地域づくりセンター長に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域づくりセンター長に補助執行させる事務</p> <p>ア 係員の事務分担についての事柄</p> <p>イ 職員の諸願届の処理についての事柄</p> <p>ウ 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄</p> <p>エ 職員の休暇等の承認等についての事柄</p> <p>オ 文書物品の送達、掲示及び交付の嘱託又は受託についての事柄</p> <p>カ 定例報告についての事柄</p> <p>キ 収入金の納入、督励及び督促についての事柄</p> <p>ク 軽易又は定例の照会、回答、届出、報告、通知、申告、願書等の受理、審査、処理及び副申、進達並びに指令等伝達についての事柄</p>

- ケ 主管事務処理のための関係者呼出しについての事柄
- コ 事務処理に必要な統計資料の調査、連絡についての事柄
- サ 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- シ 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄
- ス 地区公民館施設の管理及び使用許可についての事柄
- セ 地区公民館施設の管理及び超過時間の割振りについての事柄
- ソ その他軽易な事務処理についての事柄

(支所・出張所職員に補助執行させる事務)

第4条 支所、出張所職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 支所・出張所長に補助執行させる事務

ア 学齢児童、生徒の住所地の変更による転入、転居について、その保護者に対し入学期日を通知し、かつ、就学すべき小学校、中学校を指定すること。

イ 学校施設の使用許可に関する事務

(2) 支所・出張所職員に補助執行させる事務

支所・出張所長に補助執行させる事務の補助事務

(スポーツ推進課職員に補助執行させる事務)

第5条 スポーツ推進課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) スポーツ推進課長に補助執行させる事務

松本市立学校体育施設の開放に関する規則(昭和56年教育委員

~~ケ 主管事務処理のための関係者呼出しについての事柄~~

~~コ 事務処理に必要な統計資料の調査、連絡についての事柄~~

~~サ 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄~~

~~シ 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄~~

~~ス 地区公民館施設の管理及び使用許可についての事柄~~

~~セ 地区公民館施設の管理及び超過時間の割振りについての事柄~~

~~ソ その他軽易な事務処理についての事柄~~

(支所・出張所職員に補助執行させる事務)

第3条 支所、出張所職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 支所・出張所長に補助執行させる事務

ア 学齢児童、生徒の住所地の変更による転入、転居について、その保護者に対し入学期日を通知し、かつ、就学すべき小学校、中学校を指定すること。

イ 学校施設の使用許可に関する事務

(2) 支所・出張所職員に補助執行させる事務

支所・出張所長に補助執行させる事務の補助事務

(スポーツ事業推進課職員に補助執行させる事務)

第4条 スポーツ事業推進課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) スポーツ事業推進課長に補助執行させる事務

松本市立学校体育施設の開放に関する規則(昭和56年教育委員

会規則第1号)に定める学校体育施設の開放に関する事務

(2) スポーツ推進課職員(課長を除く。)に補助執行させる事務

スポーツ推進課長に補助執行させる事務の補助事務

(こども部、保育課職員に補助執行させる事務)

第6条 こども部、保育課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) こども部長に補助執行させる事務

松本市立幼稚園条例(昭和39年条例第39号)第2条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理監督に関する事務

(2) 保育課長に補助執行させる事務

ア 幼稚園の維持管理に関する事務

イ 幼稚園への入退園の許可及び取消しに関する事務

ウ 幼稚園施設の使用に関する事務

エ 幼稚園児の募集に関する事務

オ 幼稚園の保健に関する事務

カ 幼稚園医、幼稚園歯科医、幼稚園薬剤師に関する事務

キ 幼稚園の教育内容の充実に係る調査及び企画に関する事務

ク 松本市立幼稚園条例施行規則(昭和39年教育委員会規則第2号。以下「施行規則」という。)第7条第2項に定める保育時間の変更に関する事務

ケ 幼稚園における給食の実施及び給食施設の管理運営に関する事

会規則第1号)に定める学校体育施設の開放に関する事務

(2) スポーツ事業推進課職員(課長を除く。)に補助執行させる事務

スポーツ事業推進課長に補助執行させる事務の補助事務

(こども部、保育課職員に補助執行させる事務)

第5条 こども部、保育課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) こども部長に補助執行させる事務

松本市立幼稚園条例(昭和39年条例第39号)第2条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理監督に関する事務

(2) 保育課長に補助執行させる事務

ア 幼稚園の維持管理に関する事務

イ 幼稚園への入退園の許可及び取消しに関する事務

ウ 幼稚園施設の使用に関する事務

エ 幼稚園児の募集に関する事務

オ 幼稚園の保健に関する事務

カ 幼稚園医、幼稚園歯科医、幼稚園薬剤師に関する事務

キ 幼稚園の教育内容の充実に係る調査及び企画に関する事務

ク 松本市立幼稚園条例施行規則(昭和39年教育委員会規則第2号。以下「施行規則」という。)第7条第2項に定める保育時間の変更に関する事務

ケ 幼稚園における給食の実施及び給食施設の管理運営に関する事

務

- コ 施行規則第9条に定める卒業証書授与に関する事務
- サ 松本市立幼稚園、小・中学校管理規則(昭和38年教育委員会規則第2号。以下「管理規則」という。)第3条に定める休業日の承認に関する事務
- シ 管理規則第3条の2に定める休業日の承認に関する事務
- ス 管理規則第4条に定める休業日と授業日の振替の届出に関する事務
- セ 管理規則第7条第2項に定める校外教育活動の届出に関する事務
- ソ 管理規則第8条に定める出席停止に関する事務
- タ 管理規則第18条第2項に定める校務分掌の報告に関する事務
- チ 管理規則第19条に定める休暇の届出及び承認に関する事務
- ツ 管理規則第20条に定める旅行の届出及び承認に関する事務
- テ 管理規則第22条第1項に定める施設設備の亡失、き損の報告に関する事務
- ト 管理規則第23条に定める防災及び警備計画の届出並びに防火管理者の任命に関する事務
- ナ 管理規則第28条に定める事故の報告に関する事務
- ニ 私立幼稚園の振興に関する事務
- ヌ 幼稚園職員の任免、給与、服務に関する事務
- ネ 幼稚園職員の研修、福利厚生、公務災害及び労働者災害の申請

務

- コ 施行規則第9条に定める卒業証書授与に関する事務
- サ 松本市立幼稚園、小・中学校管理規則(昭和38年教育委員会規則第2号。以下「管理規則」という。)第3条に定める休業日の承認に関する事務
- シ 管理規則第3条の2に定める休業日の承認に関する事務
- ス 管理規則第4条に定める休業日と授業日の振替の届出に関する事務
- セ 管理規則第7条第2項に定める校外教育活動の届出に関する事務
- ソ 管理規則第8条に定める出席停止に関する事務
- タ 管理規則第18条第2項に定める校務分掌の報告に関する事務
- チ 管理規則第19条に定める休暇の届出及び承認に関する事務
- ツ 管理規則第20条に定める旅行の届出及び承認に関する事務
- テ 管理規則第22条第1項に定める施設設備の亡失、き損の報告に関する事務
- ト 管理規則第23条に定める防災及び警備計画の届出並びに防火管理者の任命に関する事務
- ナ 管理規則第28条に定める事故の報告に関する事務
- ニ 私立幼稚園の振興に関する事務
- ヌ 幼稚園職員の任免、給与、服務に関する事務
- ネ 幼稚園職員の研修、福利厚生、公務災害及び労働者災害の申請

に関する事務

- (3) 保育課職員(課長を除く。)に補助執行させる事務
保育課長に補助執行させる事務の補助事務

(お城まちなみ創造本部、建設部職員に補助執行させる事務)

第7条 お城まちなみ創造本部、建設部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

- (1) お城まちなみ創造本部長に補助執行させる事務
松本城南・西外堀復元に係る事業に関する事務
- (2) 建設部長に補助執行させる事務
松本城南・西外堀復元に係る事業のうち、用地取得に関する事務
- (3) お城まちなみ創造本部次長に補助執行させる事務
松本城南・西外堀復元に係る事業のうち、調査研究、計画及び工事の設計に関する事務
- (4) お城まちなみ創造本部職員(次長を除く。)に補助執行させる事務
お城まちなみ創造本部長に補助執行させる事務の補助事務
- (5) 建設部職員(部長を除く。)に補助執行させる事務
建設部長に補助執行させる事務の補助執行

(略)

に関する事務

- (3) 保育課職員(課長を除く。)に補助執行させる事務
保育課長に補助執行させる事務の補助事務

(お城まちなみ創造本部、建設部職員に補助執行させる事務)

第6条 お城まちなみ創造本部、建設部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

- (1) お城まちなみ創造本部長に補助執行させる事務
松本城南・西外堀復元に係る事業に関する事務
- (2) 建設部長に補助執行させる事務
松本城南・西外堀復元に係る事業のうち、用地取得に関する事務
- (3) お城まちなみ創造本部次長に補助執行させる事務
松本城南・西外堀復元に係る事業のうち、調査研究、計画及び工事の設計に関する事務
- (4) お城まちなみ創造本部職員(次長を除く。)に補助執行させる事務
お城まちなみ創造本部長に補助執行させる事務の補助事務
- (5) 建設部職員(部長を除く。)に補助執行させる事務
建設部長に補助執行させる事務の補助執行

(略)

教育委員会資料
5. 3. 23
教育政策課

議案第 5 号

松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について

1 趣旨

令和4年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 館課長を追加する。
- (2) 基幹博物館担当課長及び基幹博物館建設担当係長を削除する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980

松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則(昭和50年教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行			改正後(案)		
○松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則 昭和50年4月25日 教育委員会規則第8号 (略) 別表第1(第3条関係) (2) 教育機関			○松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則 昭和50年4月25日 教育委員会規則第8号 (略) 別表第1(第3条関係) (2) 教育機関		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
中央公民館	館長	参事 主幹	中央公民館	館長 館課長	参事 主幹
	管理担当係長	主幹		管理担当係長	主幹
	事業担当係長	主査		事業担当係長	主査
	館長補佐			館長補佐	
	公民館主事	主幹 主査 主査補 主任 主事		公民館主事	主幹 主査 主査補 主任 主事
博物館	館長	参事	博物館	館長	参事
	基幹博物館建設担当課長	主幹		基幹博物館建設担当課長	主幹

庶務担当係長	主幹
事業担当係長	主査
基幹博物館建設担当係長	
旧制高等学校記念館長	主幹 主査
国宝旧開智学校校舎館長	主幹 主査
学芸員	主査 主査補 主任 主事 事務員
学芸員補	主事 事務員

庶務担当係長	主幹
事業担当係長	主査
基幹博物館建設担当係長	
旧制高等学校記念館長	主幹 主査
国宝旧開智学校校舎館長	主幹 主査
学芸員	主査 主査補 主任 主事 事務員
学芸員補	主事 事務員

別表第2(第3条関係)

職務職名	職員の区分
教育次長、課長、館長、所長、課長補佐、館長補佐、係長、課係長、主査、主査補、主任、主事、技師	事務職員 技術職員 専門職員

別表第2(第3条関係)

職務職名	職員の区分
教育次長、課長、館長、館課長、所長、課長補佐、館長補佐、係長、課係長、主査、主査補、主任、主事、技師	事務職員 技術職員 専門職員

別表第3(第4条関係)

職務職名	職層職名	職務内容
課長	参事 主幹	高度な知識経験に基づき困難な業務 を行う職務
館長		
園長		

別表第3(第4条関係)

職務職名	職層職名	職務内容
課長	参事 主幹	高度な知識経験に基づき困難な業務 を行う職務
館長		
館課長		
園長		

教育委員会資料
5. 3. 23
教育政策課

議案第 6 号

松本市教育委員会の所管に係る松本市個人情報保護条例施行規則の
一部改正について

1 趣旨

松本市個人情報保護条例の全部改正に伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

松本市個人情報保護条例番号及び松本市個人情報保護条例施行規則番号を改め、第2条を削除する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980

松本市教育委員会の所管に係る松本市個人情報保護条例施行規則(平成3年教育委員会規則第18号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市教育委員会の所管に係る松本市個人情報保護条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成3年12月20日 教育委員会規則第18号</p> <p>第1条 松本市教育委員会の所管に係る松本市個人情報保護条例(平成30年条例第2号。以下「条例」という。)の施行については、次条に定めるもののほか、松本市個人情報保護条例施行規則(平成30年規則第10号)の規定の例による。</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する個人情報管理責任者は、松本市教育委員会組織規則(昭和34年教育委員会規則第12号)第5条第1項第1号に規定する課長並びに幼稚園長及び学校長とする。</p>	<p>○松本市教育委員会の所管に係る松本市個人情報保護条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成3年12月20日 教育委員会規則第18号</p> <p>第1条 松本市教育委員会の所管に係る松本市個人情報保護条例(令和4年条例第38号)の施行については、一次条に定めるもののほか、松本市個人情報保護条例施行規則(令和5年規則第9号)の規定の例による。</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する個人情報管理責任者は、松本市教育委員会組織規則(昭和34年教育委員会規則第12号)第5条第1項第1号に規定する課長並びに幼稚園長及び学校長とする。</p>

教育委員会資料
5. 3. 23
教育政策課

議案第 7 号

松本市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

1 趣旨

松本市教育委員会傍聴人規則を時代にふさわしい内容に改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

第5条第1項第5号「帽子、襟巻等を着用すること。」を削除する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980

松本市教育委員会傍聴人規則(昭和27年教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市教育委員会傍聴人規則</p> <p style="text-align: right;">昭和27年11月1日 教育委員会規則第2号</p> <p>(略)</p> <p>(行為の禁止等)</p> <p>第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) みだりに傍聴席を離れること。</p> <p>(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。</p> <p>(3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。</p> <p>(4) 飲食又は喫煙を行うこと。</p> <p>(5) 帽子、襟巻等を着用すること。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となる行為を行うこと。</p> <p>2 前項各号に定めるもののほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。</p>	<p>○松本市教育委員会傍聴人規則</p> <p style="text-align: right;">昭和27年11月1日 教育委員会規則第2号</p> <p>(略)</p> <p>(行為の禁止等)</p> <p>第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) みだりに傍聴席を離れること。</p> <p>(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。</p> <p>(3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。</p> <p>(4) 飲食又は喫煙を行うこと。</p> <p>(5) 帽子、襟巻等を着用すること。</p> <p><u>(5)</u> 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となる行為を行うこと。</p> <p>2 前項各号に定めるもののほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。</p>

議案第 8 号

松本市立小中学校等市費教員設置要綱の一部改正について

1 趣旨

令和5年4月1日から「学びの改革推進支援教員」を新規に任用することに伴い、「松本市立小中学校等市費教員設置要綱」の一部を改正することについて協議するものです。

2 改正内容

別表（第4条関係）に「学びの改革推進支援教員」を追加する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏

学校支援室 室長 坂口 俊樹

電話 33-4397

松本市立小中学校等市費教員設置要綱(平成29年教育委員会告示第10号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市立小中学校等市費教員設置要綱</p> <p>平成29年3月31日 教育委員会告示第10号 改正 令和2年3月26日教育委員会告示第11号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、松本市立小学校及び中学校(以下「市立小中学校」という。)並びに中間教室(教育委員会が、小中学校の不登校児童生徒を対象に、集団適応指導、学習指導、教育相談等を行うことを目的として、市立小中学校以外に設置する教育の場をいう。以下同じ。)の教育の充実を図るため、市立小中学校、中間教室等(以下「市立小中学校等」という。)に市費教員を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「市費教員」とは、市立小中学校等において教育事務に従事する教育職員(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第2条第1項に規定する教育職員をいう。)のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員以外の職員で、教育委員会が市の負担において設置する職員をいう。</p> <p>(身分)</p> <p>第3条 市費教員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</p>	<p>○松本市立小中学校等市費教員設置要綱</p> <p>平成29年3月31日 教育委員会告示第10号 改正 令和2年3月26日教育委員会告示第11号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、松本市立小学校及び中学校(以下「市立小中学校」という。)並びに中間教室(教育委員会が、小中学校の不登校児童生徒を対象に、集団適応指導、学習指導、教育相談等を行うことを目的として、市立小中学校以外に設置する教育の場をいう。以下同じ。)の教育の充実を図るため、市立小中学校、中間教室等(以下「市立小中学校等」という。)に市費教員を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「市費教員」とは、市立小中学校等において教育事務に従事する教育職員(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第2条第1項に規定する教育職員をいう。)のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員以外の職員で、教育委員会が市の負担において設置する職員をいう。</p> <p>(身分)</p> <p>第3条 市費教員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</p>

(名称及び職務)

第4条 市費教員の名称及び職務は、別表に定めるところによる。

(任用)

第5条 市費教員は、教育委員会が任用する。

(任用期間)

第6条 市費教員の任用期間は、1会計年度の範囲とする。

(服務)

第7条 市費教員は、その職務を自覚し、常に誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。

2 市費教員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市費教員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 市費教員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、教育委員会及び学校長の指示に従わなければならない。

5 市費教員は、職務遂行に必要な資質の向上に努めなければならない。

(報酬)

第8条 市費教員に対する報酬は、月額とする。

(研修)

第9条 第7条第5項に規定する資質の向上のため、市費教員は、教育委員会が実施する研修に参加しなければならない。

(名称及び職務)

第4条 市費教員の名称及び職務は、別表に定めるところによる。

(任用)

第5条 市費教員は、教育委員会が任用する。

(任用期間)

第6条 市費教員の任用期間は、1会計年度の範囲とする。

(服務)

第7条 市費教員は、その職務を自覚し、常に誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。

2 市費教員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市費教員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 市費教員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、教育委員会及び学校長の指示に従わなければならない。

5 市費教員は、職務遂行に必要な資質の向上に努めなければならない。

(報酬)

第8条 市費教員に対する報酬は、月額とする。

(研修)

第9条 第7条第5項に規定する資質の向上のため、市費教員は、教育委員会が実施する研修に参加しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日教育委員会告示第11号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

名称	職務
自立支援教員	1 不登校児童生徒の社会的自立支援に関する事 こと。 2 その他教育委員会が指示すること。
中学校学力向上推進 教員	1 児童生徒の学力向上のための授業改善に関す ること。 2 その他教育委員会が指示すること。
複式学級対応教員	1 山間小規模校における複式学級解消に関する こと。 2 その他教育委員会が指示すること。
不登校支援アドバイ ザー	1 不登校児童生徒への対応に係る指導・助言に 関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
中間教室適応指導員	1 中間教室へ通う児童生徒に対する適応指導に 関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日教育委員会告示第11号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

名称	職務
自立支援教員	1 不登校児童生徒の社会的自立支援に関する事 こと。 2 その他教育委員会が指示すること。
中学校学力向上推進 教員	1 児童生徒の学力向上のための授業改善に関す ること。 2 その他教育委員会が指示すること。
複式学級対応教員	1 山間小規模校における複式学級解消に関する こと。 2 その他教育委員会が指示すること。
不登校支援アドバイ ザー	1 不登校児童生徒への対応に係る指導・助言に 関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
中間教室適応指導員	1 中間教室へ通う児童生徒に対する適応指導に 関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。

	<u>学びの改革推進支援 教員</u>	1 <u>学校システム改革、授業改革等リーディング スクールにおける学びの改革の推進に関するこ と。</u> 2 <u>その他教育委員会が指示すること。</u>
--	-------------------------	---

議案第 9 号

松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正について

1 趣旨

新たな区域外就学制度の導入に伴い、「松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱」の一部を改正することについて協議するものです。

2 改正内容

- (1) 通学区域外就学の許可基準に「市内への一時的な移住等による体験的な就学を希望する児童生徒」を追加する。
- (2) 区域外就学申請書（様式第2号）の「就学を希望する理由」欄に「市内への一時的な移住等により、体験的な就学を希望するため」を追加する。
- (3) 様式第1号及び2号中「フリナガ」を「ふりがな」に改める。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏

学校支援室 室長 坂口 俊樹

電話 33-4397



学びに、遊びや体験を。



松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱(平成12年教育委員会告示第30号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務 取扱要綱</p> <p>平成12年9月1日 教育委員会告示第30号</p> <p>改正 平成20年 3月31日教育委員会告示第5号 平成25年3月29日教育委員会告示第2号 平成27年3月31日教育委員会告示第5号 令和3年3月25日教育委員会告示第13号 令和3年12月16日教育委員会告示第41号 令和4年3月24日教育委員会告示第10号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第8条及び第9条の規定に基づく指定校(政令第5条第2項の規定により教育委員会が別に定める通学区域に応じて指定される小学校又は中学校をいう。)の変更及び区域外就学(以下「通学区域外就学」という。)の取扱いについて定めることを目的とする。</p> <p>(許可基準等)</p> <p>第2条 教育委員会は、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の申請により、その保護する児童生徒等(政令第4条に規定する児童</p>	<p>○松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務 取扱要綱</p> <p>平成12年9月1日 教育委員会告示第30号</p> <p>改正 平成20年 3月31日教育委員会告示第5号 平成25年3月29日教育委員会告示第2号 平成27年3月31日教育委員会告示第5号 令和3年3月25日教育委員会告示第13号 令和3年12月16日教育委員会告示第41号 令和4年3月24日教育委員会告示第10号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第8条及び第9条の規定に基づく指定校(政令第5条第2項の規定により教育委員会が別に定める通学区域に応じて指定される小学校又は中学校をいう。)の変更及び区域外就学(以下「通学区域外就学」という。)の取扱いについて定めることを目的とする。</p> <p>(許可基準等)</p> <p>第2条 教育委員会は、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の申請により、その保護する児童生徒等(政令第4条に規定する児童</p>

生徒等をいう。以下同じ。)の審査の結果、別表に規定する許可基準(通学区域外就学を相当とする基準をいう。)に該当すると認めるときは、同表に規定する期間に限り、当該児童生徒等の通学区域外就学を許可する。

2 教育委員会は、前項の審査に当たり、実情を調査し、かつ、公正を期するものとする。

(申請)

第3条 児童生徒等の通学区域外就学を希望する保護者は、あらかじめ就学を希望する学校の校長に申し出た上、指定校変更申請書(様式第1号)又は区域外就学申請書(様式第2号)を別表の許可基準に応じて規定する添付書類とともに教育委員会に提出しなければならない。

(許可の通知等)

第4条 教育委員会は、前条の申請に対し、第2条及び政令第9条第2項の規定により、児童生徒等の通学区域外就学を許可するときは、当該児童生徒等の保護者にその旨を通知する。この場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年9月1日から施行する。ただし、別表第6項の許可基準は、平成13年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成20年3月31日教育委員会告示第5号)

生徒等をいう。以下同じ。)の審査の結果、別表に規定する許可基準(通学区域外就学を相当とする基準をいう。)に該当すると認めるときは、同表に規定する期間に限り、当該児童生徒等の通学区域外就学を許可する。

2 教育委員会は、前項の審査に当たり、実情を調査し、かつ、公正を期するものとする。

(申請)

第3条 児童生徒等の通学区域外就学を希望する保護者は、あらかじめ就学を希望する学校の校長に申し出た上、指定校変更申請書(様式第1号)又は区域外就学申請書(様式第2号)を別表の許可基準に応じて規定する添付書類とともに教育委員会に提出しなければならない。

(許可の通知等)

第4条 教育委員会は、前条の申請に対し、第2条及び政令第9条第2項の規定により、児童生徒等の通学区域外就学を許可するときは、当該児童生徒等の保護者にその旨を通知する。この場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年9月1日から施行する。ただし、別表第6項の許可基準は、平成13年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成20年3月31日教育委員会告示第5号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出された申請書は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日教育委員会告示第2号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成26年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会告示第5号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により使用されている様式は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和3年3月25日教育委員会告示第13号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出された申請書は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日教育委員会告示第2号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成26年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会告示第5号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により使用されている様式は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和3年3月25日教育委員会告示第13号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就

学に関する事務取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和3年12月16日教育委員会告示第41号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月16日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和4年3月24日教育委員会告示第10号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

別表(第3条関係)通学区域外就学の許可基準等

許可基準	期間	添付書類
1 転居のため指定校が変更となる児童生徒等	最終学年の場合 卒業までの期間 最終学年以外の場合	・学校長副申書

学に関する事務取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和3年12月16日教育委員会告示第41号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月16日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和4年3月24日教育委員会告示第10号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

別表(第3条関係)通学区域外就学の許可基準等

許可基準	期間	添付書類
1 転居のため指定校が変更となる児童生徒等	最終学年の場合 卒業までの期間 最終学年以外の場合	・学校長副申書

	当該学期終了までの期間			当該学期終了までの期間	
2 指定校に特別支援学級がなく、最寄りの特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間			理由が消滅するまでの期間	
3 身体虚弱により指定校への通学を困難とし、又は指定校からの通院加療を困難とする児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・学校長副申書		理由が消滅するまでの期間	・学校長副申書
4 住宅の新改築又は転居予定のため、短期間(1年以内)通学区域外から通学する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・建築許可証、売買契約書の写し等当該事実を確認できる書類 ・学校長副申書		理由が消滅するまでの期間	・建築許可証、売買契約書の写し等当該事実を確認できる書類 ・学校長副申書
5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等の家庭で児童の登下校に際し、下校先その他の事情を考慮する必要のある児童生徒等	小学校低学年の期間	・学校長副申書		小学校低学年の期間	・学校長副申書
6 隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも近く	卒業までの期間			卒業までの期間	

<p>なる児童生徒で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 指定校までの通学距離が、小学校は1.5 km、中学校は2 kmを超えること。</p> <p>(2) 受け入れる学校の施設等に支障がないと認められること。</p>			<p>なる児童生徒で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 指定校までの通学距離が、小学校は1.5 km、中学校は2 kmを超えること。</p> <p>(2) 受け入れる学校の施設等に支障がないと認められること。</p>		
<p>7 自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模な小・中学校(以下「小規模特認校」という。)に就学を希望する児童生徒等</p>	<p>小規模特認校に就学する日の属する年度の3月31日までの間</p>		<p>7 自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模な小・中学校(以下「小規模特認校」という。)に就学を希望する児童生徒等</p>	<p>小規模特認校に就学する日の属する年度の3月31日までの間</p>	
<p>(新設)</p>			<p><u>8 市内への一時的な移住等により、体験的な就学を希望する児童生徒等</u></p>	<p><u>教育委員会が認める期間</u></p>	
<p><u>8</u> 家庭の特殊事情又は教育的配慮から教育委員会がやむを得ないと認める児童生徒等</p>	<p>教育委員会が認める期間</p>	<p>・ 学校長副申書</p>	<p><u>9</u> 家庭の特殊事情又は教育的配慮から教育委員会がやむを得ないと認める児童生徒等</p>	<p>教育委員会が認める期間</p>	<p>・ 学校長副申書</p>

様式第1号(第3条関係)

				承認番号						
指定校変更申請書										
住所		連絡先						—		
保護者氏名			職業							
フリガナ 児童・生徒氏名										
生年月日	年	月	日	続柄		年	月	日	続柄	
指定校名	松本市立 学校 第 学年			松本市立 学校 第 学年						
指定変更希望 学 校 名	松本市立 学校 第 学年			松本市立 学校 第 学年						
変更を必要とする理由(番号に○をつけてください。) 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。 2 指定校に特別支援学級がないため。 3 身体虚弱又は通院加療のため。 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区 域内のため。 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。 7 小規模特認校への就学を希望するため。 8 その他(理由を簡単に記入) ----- -----										
変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで										

様式第1号(第3条関係)

				承認番号						
指定校変更申請書										
住所		連絡先						—		
保護者氏名			職業							
ふりがな 児童・生徒氏名										
生年月日	年	月	日	続柄		年	月	日	続柄	
指定校名	松本市立 学校 第 学年			松本市立 学校 第 学年						
指定変更希望 学 校 名	松本市立 学校 第 学年			松本市立 学校 第 学年						
変更を必要とする理由(番号に○をつけてください。) 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。 2 指定校に特別支援学級がないため。 3 身体虚弱又は通院加療のため。 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区 域内のため。 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。 7 小規模特認校への就学を希望するため。 8 その他(理由を簡単に記入) ----- -----										
変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで										

変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで						
決	学校教育課		学校支援室		教育監	承認・不承認 年月日
	係	係長	課長	主任指導 主事		
裁						承認・不承認 年 月 日
下記により指定校の変更を承認(不承認)してよろしいでしょうか。						
理由 1 上記申請理由のとおり				承認期限	年 月 日まで	
2						

様式第2号(第3条関係)

区域外就学申請書			受理番号		
保護者氏名	連絡先 -				
住民登録地					
居住地					
フリガナ 児童・生徒氏名	※ 男女		※ 男女		
※クラス編成等に必要ですので戸籍上の性別を記入してください。					
生年月日	年 月 日	続柄	年 月 日	続柄	
就学希望校及び学年	松本市立 学校 第 学年	松本市立 学校 第 学年			

変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで						
決	学校教育課		学校支援室		教育監	承認・不承認 年月日
	係	係長	課長	主任指導 主事		
裁						承認・不承認 年 月 日
下記により指定校の変更を承認(不承認)してよろしいでしょうか。						
理由 1 上記申請理由のとおり				承認期限	年 月 日まで	
2						

様式第2号(第3条関係)

区域外就学申請書			受理番号		
保護者氏名	連絡先 -				
住民登録地					
居住地					
フリガナ 児童・生徒氏名	※ 男女		※ 男女		
※クラス編成等に必要ですので戸籍上の性別を記入してください。					
生年月日	年 月 日	続柄	年 月 日	続柄	
就学希望校及び学年	松本市立 学校 第 学年	松本市立 学校 第 学年			

就学を希望する理由(番号に○をつけてください。)

- 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。
- 2 指定校に特別支援学級がないため。
- 3 身体虚弱又は通院加療のため。
- 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。
- 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区域内のため。
- 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。

(新設)

7 その他(理由を簡単に記入)

就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から
年 月 日まで

就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から
年 月 日まで

決	学校教育課			学校支援室		教育監	承認・不承認年月日
	係	係長	課長	主任指導主事	室長		
裁							承認・不承認 年 月 日

下記により区域外就学を承認(不承認)してよろしいでしょうか。

理由	1	上記申請理由のとおり	承認期限	年月日まで
	2			

学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議結果 同意・不同意
年 月 日

就学を希望する理由(番号に○をつけてください。)

- 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。
- 2 指定校に特別支援学級がないため。
- 3 身体虚弱又は通院加療のため。
- 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。
- 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区域内のため。
- 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。

7 市内への一時的な移住等により、体験的な就学を希望するため。

8 その他(理由を簡単に記入)

就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から
年 月 日まで

就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から
年 月 日まで

決	学校教育課			学校支援室		教育監	承認・不承認年月日
	係	係長	課長	主任指導主事	室長		
裁							承認・不承認 年 月 日

下記により区域外就学を承認(不承認)してよろしいでしょうか。

理由	1	上記申請理由のとおり	承認期限	年月日まで
	2			

学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議結果 同意・不同意
年 月 日

松本市学校給食実施規則の一部改正について

1 趣旨

学校給食費の改定及び欠食による学校給食費減額に係る手続き方法等の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 改正の内容

- (1) 令和5年度からの学校給食費1人1日あたりの金額の改正するもの
 現行

区 分		金 額
センター	小学校	280円
	中学校	330円
安曇	小学校	310円
	中学校	333円
大野川	小学校	313円
	中学校	341円
奈川	小学校	305円
	中学校	330円

⇒

令和5年度～

区 分	金 額
小学校	290円
中学校	340円

※増額分の保護者負担分は公費負担とします。

- (2) 学校給食の申込みや給食費の徴収方法等について現状に即した内容に変更するもの
 (3) 様式第2号(第10条関係)を変更するもの

3 新旧対照表

別紙1のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

担当	学校給食課
課長	三代澤 昌秀
電話	45-1120



松本市学校給食実施規則(令和元年教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市学校給食実施規則</p> <p style="text-align: right;">令和元年8月29日 教育委員会規則第2号</p> <p style="text-align: center;">改正 令和3年3月26日教育委員会規則第11号 令和4年3月24日教育委員会規則第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する学校給食の実施に関し、松本市学校給食センター条例(昭和42年条例第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小中学校 松本市立小学校及び松本市立中学校をいう。</p> <p>(2) 児童等 小中学校に在学する児童及び生徒をいう。</p> <p>(3) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。</p> <p>(4) 給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費で、保護者の負担とするものをいう。</p> <p>(実施期間及び回数)</p>	<p>○松本市学校給食実施規則</p> <p style="text-align: right;">令和元年8月29日 教育委員会規則第2号</p> <p style="text-align: center;">改正 令和3年3月26日教育委員会規則第11号 令和4年3月24日教育委員会規則第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する学校給食の実施に関し、松本市学校給食センター条例(昭和42年条例第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小中学校 松本市立小学校及び松本市立中学校をいう。</p> <p>(2) 児童等 小中学校に在学する児童及び生徒をいう。</p> <p>(3) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。</p> <p>(4) 給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費で、保護者の負担とするものをいう。</p> <p>(実施期間及び回数)</p>

第3条 教育長は、学校給食の実施期間及び実施回数を決定する。

2 学校長は、毎月の学校給食の実施計画を教育長に提出するものとする。

(実施計画の変更)

第4条 学校長は、前条第2項の規定による学校給食の実施計画の提出後に、学校、学年又は学級を単位として学校給食を中止する必要があるときは、中止しようとする日の10日前(松本市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)までに教育長にその旨を届け出なければならない。

(学校給食の中止)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

- (1) 学校給食により、児童等の生命又は身体に重大な害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 感染症、風水害、大規模災害その他の事由により、学校給食を安全に提供することが困難であると認められるとき。
- (3) その他学校給食を実施することが困難又は不相当と認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により児童等又は保護者に生じた損害については、その賠償の責を負わない。

第3条 教育長は、学校給食の実施期間及び実施回数を決定する。

2 学校長は、月ごとの学校給食の実施計画を給食を実施する月の前々月の初日までに教育長に提出するものとする。

(実施計画の変更)

第4条 学校長は、前条第2項の規定により学校給食の実施計画を提出した後、学校、学年又は学級を単位として学校給食を中止する必要があるときは、中止しようとする日の原則10日前(松本市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)までに教育長にその旨を届け出なければならない。ただし、学校長は、10日前までに提出できないやむを得ない事情があるときは、学校給食を中止する必要があるが生じた後、直ちに届け出るものとする。

(学校給食の中止)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

- (1) 学校給食により、児童等の生命又は身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 感染症、風水害、大規模災害その他の事由により、学校給食を安全に提供することが困難であると認められるとき。
- (3) その他学校給食を実施することが困難又は不相当と認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により学校給食の全部又は一部を中止したことにより児童等又は保護者に生じた損害については、その賠償の

(学校給食の申込み)

第6条 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者は、松本市学校給食申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を当該小中学校の学校長を経て、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申込書の提出がない場合において、児童等が学校給食の提供を受けたときは、学校給食の提供について保護者の申込みがあったものとみなし、申込書に規定する学校給食費を滞納した場合における関係部署への照会の同意及び松本市長から支給を受ける児童手当を学校給食費の支払いに充てる旨の申出に係る規定を除き、当該保護者に対しこの規則の規定を適用するものとする。

3 前2項に規定する学校給食の申込みは、児童等が小中学校に在籍している限り継続するものとする。

(給食費の額)

第7条 給食費の額は、別表に掲げる学校に通学する児童等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(給食費の徴収)

第8条 市長は、前条に定める額に学校給食実施日数を乗じて得た額を5月から翌年3月までの11月に分けて徴収する。

責を負わない。

(学校給食の申込み)

第6条 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者は、松本市学校給食申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を当該小中学校の学校長を経て、市長に提出するものとする。

2 申込書の提出の効果は、児童等が当該小中学校に在籍している限り継続するものとする。

3 申込書の提出がない場合において、児童等が学校給食の提供を受けたときは、学校給食の提供について保護者の申込みがあったものとみなし、申込書に規定する学校給食費を滞納した場合における関係部署への照会の同意及び松本市長から支給を受ける児童手当を学校給食費の支払いに充てる旨の申出に係る規定を除き、当該保護者に対しこの規則の規定を適用するものとする。

(給食費の額)

第7条 給食費の額は、別表左欄に掲げる学校に通学する児童等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(給食費の徴収)

第8条 市長は、前条の規定により定める額に学校給食実施日数を乗じて得た額を5月から翌年3月までの11月に分けて徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により年度途中から学校給食の提供を受ける児童等の3月の給食費は、当該日からの学校給食実施日数に応じて算定した額を、当該日以降に徴収する。

3 「前2項の規定にかかわらず、転校その他の理由により年度途中から学校給食の提供を受けなくなる児童等の給食費は、当該日までの学校給食実施日数に応じて算定した額を、当該日以降に徴収する。

る。

2 前項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受ける児童等の3月末日を納期限とする給食費は、当該児童等の保護者が2月までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、転校その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受けなくなる児童等の学校給食の提供を受けなくなる月の末日を納期限とする給食費（以下「転校等児童等最終給食費」という。）は、当該児童等の保護者が学校給食の提供を受けなくなる日までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。この場合において、転校等児童等最終給食費を既に徴収しているときは、当該差額を速やかに還付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受け、当該年度中に転校その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受けなくなる児童等の学校給食の提供を受けなくなる月の末日を納期限とする給食費（以下「転入転校等児童等最終給食費」という。）は、当該児童等の保護者が学校給食の提供を受けなくなる日までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。この場合において、転入転校等児童等最終給食費を既に徴収しているときは、当該差額を速や

(給食費の納期限)

第9条 給食費の納期限は、前条第1項に規定する各月の末日(12月については、25日)とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その翌日とする。

2 学校給食の提供を受ける児童等の保護者は、給食費を前項に規定する日までに納入しなければならない。

(給食費の減額等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、あらかじめ児童等の保護者から松本市学校給食停止・解除届(様式第2号)の提出があつた場合は、給食費を減額することができる。

(1) 病気、事故その他の理由により連続して6日(休日を除く。) を超える欠席をしたとき。

(2) 食物アレルギー疾患等の理由により、主食又は牛乳を除去した給食の提供を受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(教職員等に係る実費相当額の納入)

第11条 教職員、学校給食従事者その他学校給食の提供を受ける者が学校給食の提供を受けたときは、別表に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を実費相当額として納入しなければならない。

2 前項の規定による実費相当額の納入等については、第8条から前条

かに還付するものとする。

(給食費の納期限)

第9条 給食費の納期限は、5月から翌年3月までの各月の末日(12月については、25日)とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その翌日とする。

2 学校給食の提供を受ける児童等の保護者は、給食費を前項に規定する日までに納入しなければならない。

(給食費の減額等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、あらかじめ児童等の保護者から松本市学校給食停止・解除届(様式第2号)の提出があつた場合は、給食費を減額することができる。

(1) 病気、事故その他の理由により連続して6日(休日を除く。) 以上欠席をしたとき。

(2) 食物アレルギー疾患等の理由により、主食又は牛乳を除去した給食の提供を受けたとき。

(3) その他市長が適当と認めるとき。

(教職員等に係る実費相当額の納入)

第11条 教職員、学校給食従事者その他学校給食の提供を受ける者が学校給食の提供を受けたときは、別表に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を実費相当額として納入しなければならない。

2 前項の規定による実費相当額の納入等については、第8条から前条

までの規定を準用する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食の申込みに関する手続きその他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年3月26日教育委員会規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日教育委員会規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第7条、第11条関係)

区分	給食費の額(1人1日につき)
安曇小学校	310円
大野川小学校	313円
奈川小学校	305円
上記以外の小学校	280円
安曇中学校	333円
大野川中学校	341円
奈川中学校	330円

までの規定を準用する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食の申込みに関する手続きその他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年3月26日教育委員会規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日教育委員会規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第7条、第11条関係)

区分	給食費の額(1人1日につき)
小学校	290円
中学校	340円

上記以外の中学校

330円

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

松本市学校給食申込書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所	〒		
保護者	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	電話番号 ()	-	
保護者	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	電話番号 ()	-	

私は、次の事項について同意の上、該当児童・生徒が、松本市立小・中学校に在学する期間中の学校給食を申込みます。また、松本市が定める学校給食費を納入することを確約いたします。

- 1 学校給食費を滞納した場合、当該滞納の解消のための必要があるときは、市税等の滞納・滞納状況及び口座振替状況について、関係部署に照会することに同意します。
- 2 学校給食費を滞納した場合、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、松本市長から支給を受ける児童手当の額から、学校給食費について、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当から学校給食費の支払いに充てるものとします。

児童・生徒	フリガナ		学 校 名	学年
	氏 名		松本市立 小学校	年
	生年月日	年 月 日	中学校	

※転入時は以下の太枠もご記入ください。

転 入 日	年 月 日
給食開始日	年 月 日

- ※ 小学校入学時、小・中学校転入時に記入が必要となります。
- ※ 保護者に変更等があった場合は、再提出が必要となります。
- ※ 児童・生徒1人につき1枚ずつ記入をし、通学する学校へ提出してください。
- ※ 数か月にわたり学校給食費を滞納した場合、納入義務者(保護者)の方へ法的措置をとることがあります。

様式第2号(第10条関係)

様式第1号(第6条関係)

松本市学校給食申込書

年 月 日

(宛先) 松本市長

(申込区分) 新規 変更

住 所	〒		
保護者	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	電話番号 ()	-	
保護者	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	電話番号 ()	-	

私は、次の事項について同意の上、該当児童・生徒が、松本市立小・中学校に在学する期間中の学校給食を申込みます。また、松本市が定める学校給食費を納入することを確約いたします。

- 1 学校給食費を滞納した場合、当該滞納の解消のための必要があるときは、市税等の滞納・滞納状況及び口座振替状況について、関係部署に照会することに同意します。
- 2 学校給食費を滞納した場合、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、松本市長から支給を受ける児童手当の額から、学校給食費について、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当から学校給食費の支払いに充てるものとします。

児童・生徒	フリガナ		学 校 名	学年
	氏 名		松本市立 小学校	年
	生年月日	年 月 日	中学校	

※転入時は以下の太枠もご記入ください。

転 入 日	年 月 日
給食開始日	年 月 日

- ※ 小学校入学時、小・中学校転入時に記入が必要となります。
- ※ 保護者に変更等があった場合は、再提出が必要となります。
- ※ 児童・生徒1人につき1枚ずつ記入をし、通学する学校へ提出してください。
- ※ 数か月にわたり学校給食費を滞納した場合、納入義務者(保護者)の方へ法的措置をとることがあります。

様式第2号(第10条関係)

様式第2号（第10条関係）

松本市学校給食停止・解除届

年 月 日

(宛先) 松本市長

保護者氏名 _____
住 所 _____
電 話 番 号 _____

学校給食の停止・解除について下記のとおり申請します。

1 内容（該当する項目に丸印をつけてください）

給食全て停止	牛乳の停止	米飯の停止	パンの停止
給食全て停止解除	牛乳の停止解除	米飯の停止解除	パンの停止解除

2 理由

理由記入欄

3 期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 児童生徒名

氏名		学校名	
生年月日	年 月 日	学年組	年 組
備考			

※期間が、6日未満（土日祝日を除く）の給食停止は、受付できません。

※原則、変更する6日前（土日祝日を除く）までに学校へ提出してください。

学校	担当者	受付日	学校 給食課	担当者	受付日

様式第2号（第10条関係）

松本市学校給食停止・解除届

年 月 日

(宛先) 松本市長

申請者（保護者等）

氏 名	_____
住 所	_____
電話番号	() - _____

学校給食の停止・解除について下記のとおり申請します。

1 対象者（児童生徒等）

ふりがな		学校名	小学校 中学校
氏 名		学年組	年 組
生年月日	年 月 日		
備 考			

2 停止・解除品目（該当する項目に丸印をつけてください）

給食全て停止	米飯停止	パン停止	副食停止※	牛乳停止
給食全て停止解除	米飯停止解除	パン停止解除	副食停止解除	牛乳停止解除

※副食：おかず（主菜、副菜）、汁物及びデザート類

3 期間

開始日	年 月 日 から
終了日	年 月 日 まで

※欠食日数が連続6日（土日祝日を除く）より少ない場合は申請できません。

4 理由

理由記入欄

※具体的に記入してください。

【提出先】保護者→学校（複写保管）→教育委員会学校給食課（原本保管）

学校	受付日	給食事務	課長	学校 給食課	受付日	給食事務
		印	印			印

議案第 11 号

松本市公民館条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

地域づくりセンター長を教育委員会職員（館課長）に併任することに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 改正内容

(1) 様式第3号中

「

係	館長	センター長
---	----	-------

」を「

係	館長	館課長
---	----	-----

」に改めます。

(2) 様式第4号中

「

係	館長	センター長
---	----	-------

」を「

係	館長	館課長
---	----	-----

」に改めます。

(3) 様式第9号中

「

係	館長	センター長
---	----	-------

」を「

係	館長	館課長
---	----	-----

」に改めます。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

担当	生涯学習課・中央公民館
課長	石川 善啓
電話	32-1132



学びに、遊びや体験を。



松本市公民館条例施行規則(昭和39年教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行

○松本市公民館条例施行規則

第1条～第10条 (略)

別表第1～別表第5 (略)

様式第1号～第2号 (略)

様式第3号(第3条、第4条関係)

大
欄
内
の
み
記
入
し
て
く
だ
さ
い

様式第3号(第3条、第4条関係)

松本市公民館 使用許可申請書 使用料減免		受付 印
申請者 氏名 住所 電話番号	申請日 年 月 日	許可番号
使用日時 年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 入室人員 人 入場料 円	使用料の減免 申請理由	
施設区分 使用日 使用区分 施設使用料 冷暖房使用料 備考	施設、冷暖房等使用料 月 日 午前・午後・夜間 月 日 午前・午後・夜間 月 日 午前・午後・夜間 月 日 午前・午後・夜間 月 日 午前・午後・夜間 月 日 午前・午後・夜間 施設、冷暖房使用料小計 A 円 B 円	
区分 数量 金額 円	区分 数量 金額 円	
器具使用料 器具使用料小計 C 円	器具使用料小計 C 円	
施設使用料 冷暖房使用料 器具使用料 合計	施設使用料 A 円 冷暖房使用料 B 円 器具使用料 C 円 合計 取印	

改正後(案)

○松本市公民館条例施行規則

第1条～第10条 (略)

別表第1～別表第5 (略)

様式第1号～第2号 (略)

様式第3号(第3条、第4条関係)

大
欄
内
の
み
記
入
し
て
く
だ
さ
い

様式第3号(第3条、第4条関係)

松本市公民館 使用許可申請書 使用料減免		受付 印
申請者 氏名 住所 電話番号	申請日 年 月 日	許可番号
使用日時 年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 入室人員 人 入場料 円	使用料の減免 申請理由	
施設区分 使用日 使用区分 施設使用料 冷暖房使用料 備考	施設、冷暖房等使用料 月 日 午前・午後・夜間 月 日 午前・午後・夜間 月 日 午前・午後・夜間 月 日 午前・午後・夜間 月 日 午前・午後・夜間 施設、冷暖房使用料小計 A 円 B 円	
区分 数量 金額 円	区分 数量 金額 円	
器具使用料 器具使用料小計 C 円	器具使用料小計 C 円	
施設使用料 冷暖房使用料 器具使用料 合計	施設使用料 A 円 冷暖房使用料 B 円 器具使用料 C 円 合計 取印	

様式第9号 (第5条、第5条の2関係)

様式第9号(第5条、第5条の2関係)

係	館長	センター長	松本市公民館	使用許可変更・取消 使用料還付	申請書	受付印	
許可番号							
年 月 日	住所						
(宛先)松本市教育委員会	申請者	団体名					
	氏名						
	電話	()	-				
次のとおり、松本市公民館施設等の使用許可 変更 取消 をしたいので申請します。							
使用許可番号		使用許可年月日		年	月	日	
変更の理由 取消							
備考							
次のとおり、松本市公民館施設等の使用料還付を申請します。							
納付年月日	年 月 日	還付決定 内 容	<input type="checkbox"/> 条例第9条の規定により還付しません。 <input type="checkbox"/> 規則第5条の2第2項の規定を適用します。 <input type="checkbox"/> 取納使用料の全額 <input type="checkbox"/> 取納使用料の100分の50 <input type="checkbox"/> 市長が必要と認めた額 <input type="checkbox"/> 取納冷暖房使用料の全額				
納付金額	円		還付決定額	円			
還付申請額	円						
還付申請理由		備考					

(太線内のみ記入してください。)

様式第9号 (第5条、第5条の2関係)

様式第9号(第5条、第5条の2関係)

係	館長	センター長	松本市公民館	使用許可変更・取消 使用料還付	申請書	受付印	
許可番号							
年 月 日	住所						
(宛先)松本市教育委員会	申請者	団体名					
	氏名						
	電話	()	-				
次のとおり、松本市公民館施設等の使用許可 変更 取消 をしたいので申請します。							
使用許可番号		使用許可年月日		年	月	日	
変更の理由 取消							
備考							
次のとおり、松本市公民館施設等の使用料還付を申請します。							
納付年月日	年 月 日	還付決定 内 容	<input type="checkbox"/> 条例第9条の規定により還付しません。 <input type="checkbox"/> 規則第5条の2第2項の規定を適用します。 <input type="checkbox"/> 取納使用料の全額 <input type="checkbox"/> 取納使用料の100分の50 <input type="checkbox"/> 市長が必要と認めた額 <input type="checkbox"/> 取納冷暖房使用料の全額				
納付金額	円		還付決定額	円			
還付申請額	円						
還付申請理由		備考					

(太線内のみ記入してください。)

教育委員会資料
5. 3. 23
生涯学習課・中央公民館

議案第 12 号

松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則の一部改正について

- 1 趣旨
松本市文化センター夢の森の改修工事による更衣室廃止に伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。
- 2 改正内容
様式第1号及び様式第3号中の更衣室欄を削除する。
- 3 新旧対照表
別紙のとおり
- 4 施行期日
令和5年4月1日

担当	生涯学習課・中央公民館
課長	石川 善啓
電話	32-1132

松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則(平成17年教育委員会規則第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則 平成17年3月31日 教育委員会規則第10号 改正 令和3年3月26日教育委員会規則第14号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（使用の申請及び許可）</p> <p>第2条 条例第4条の申請は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書(様式第1号)又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第2号)の提出により行うものとする。</p> <p>2 使用の申請は、使用しようとする日の6月前から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 条例第4条の許可は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書(様式第3号)又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第4号)(以下「使用許可書」という。)の交付により行うものとする。</p>	<p>○松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則 平成17年3月31日 教育委員会規則第10号 改正 令和3年3月26日教育委員会規則第14号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（使用の申請及び許可）</p> <p>第2条 条例第4条の申請は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書(様式第1号)又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第2号)の提出により行うものとする。</p> <p>2 使用の申請は、使用しようとする日の6月前から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 条例第4条の許可は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書(様式第3号)又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第4号)(以下「使用許可書」という。)の交付により行うものとする。</p>

(使用の変更又は取消し)

第3条 条例第4条の許可事項の変更又は取消し(以下「許可事項の変更等」という。)の申請は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可変更・取消申請書(様式第5号)に許可書を添えて提出することにより行うものとする。

2 許可事項の変更等の許可は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可変更・取消許可書(様式第6号)の交付により行うものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条に規定する使用料の減免の範囲及び減免額は、別表第1のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者(以下「減免の申請者」という。)は、松本市奈川文化センター夢の森使用料減免申請書(様式第1号)又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、松本市奈川文化センター夢の森使用料減免決定書(様式第3号)又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第4号)を交付する。

(使用料の還付)

第5条 条例第9条ただし書に規定する使用料の還付の範囲及び還付額は、別表第2のとおりとする。

(使用の変更又は取消し)

第3条 条例第4条の許可事項の変更又は取消し(以下「許可事項の変更等」という。)の申請は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可変更・取消申請書(様式第5号)に許可書を添えて提出することにより行うものとする。

2 許可事項の変更等の許可は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可変更・取消許可書(様式第6号)の交付により行うものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条に規定する使用料の減免の範囲及び減免額は、別表第1のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者(以下「減免の申請者」という。)は、松本市奈川文化センター夢の森使用料減免申請書(様式第1号)又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、松本市奈川文化センター夢の森使用料減免決定書(様式第3号)又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第4号)を交付する。

(使用料の還付)

第5条 条例第9条ただし書に規定する使用料の還付の範囲及び還付額は、別表第2のとおりとする。

2 使用料の還付を受けようとする者(以下「還付の申請者」という。)は、松本市奈川文化センター夢の森使用料還付申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の還付を決定したときは、還付の申請者に対し、松本市奈川文化センター夢の森使用料還付決定書(様式第6号)を交付する。

(使用時間)

第6条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び片づけの時間を含むものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に文化センター夢の森の設置及び管理に関する条例施行規則(平成6年奈川村規則第7号)の規定により使用されている様式は、この規則の規定による様式とみなす。

2 使用料の還付を受けようとする者(以下「還付の申請者」という。)は、松本市奈川文化センター夢の森使用料還付申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の還付を決定したときは、還付の申請者に対し、松本市奈川文化センター夢の森使用料還付決定書(様式第6号)を交付する。

(使用時間)

第6条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び片づけの時間を含むものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に文化センター夢の森の設置及び管理に関する条例施行規則(平成6年奈川村規則第7号)の規定により使用されている様式は、この規則の規定による様式とみなす。

別表第1(第4条関係)

減免の範囲	減免額
(1) 国、地方公共団体、農林団体又は市民の団体が、産業の振興若しくは市民の福祉又は文化の向上を図るための催しのために使用する とき。	全額
(2) その他市長が必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額

別表第2(第5条関係)

還付の範囲	還付額
(1) 使用者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき。	全額
(2) 使用日前20日までに第3条第2項の規定による許可書が交付されたとき。	全額
(3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。	市長が必要と認めた額

別表第1(第4条関係)

減免の範囲	減免額
(1) 国、地方公共団体、農林団体又は市民の団体が、産業の振興若しくは市民の福祉又は文化の向上を図るための催しのために使用する とき。	全額
(2) その他市長が必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額

別表第2(第5条関係)

還付の範囲	還付額
(1) 使用者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき。	全額
(2) 使用日前20日までに第3条第2項の規定による許可書が交付されたとき。	全額
(3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。	市長が必要と認めた額

様式第1号(第2条、第4条関係)

様式第1号(第2条、第4条関係)

		松本市奈川文化センター夢の森		使用許可 使用料減免	申請書	受付 印
年 月 日		住 所				
(宛先)松本市教育委員会 次のおり 松本市奈川文化センター夢の森の 使用許可 使用料の減免 を申請します。		申 請 者 氏 名	団 体 名	電 話	予 定 人 員	人
使 用 目 的		使 用 責 任 者		入 場 料	円	
使 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで		年 月 日 午前 時 分まで			
施 設 区 分	使 用 日	9:00~17:00	17:00~21:00	全 日	冷暖房使用	施設使用料 (円)
コンベンション ホール	月 日				有・無	
1階ホール	月 日				有・無	
2階ホール	月 日				有・無	
更 衣 室	月 日				有・無	
会 議 室	月 日				有・無	
視 聴 覚 室	月 日				有・無	
実 習 室	月 日				有・無	
研 修 室	月 日				有・無	
和 室	月 日				有・無	
全 館	月 日				有・無	
施設使用料計(A)						
減 免 額(B)						
納 付 額(A-B)						
許 可 条 件		減 免 申 請		備 考		
松本市奈川文化センター夢の 森条例・同条例施行規則を遵 守すること。		別表第1第 号に該当				

(太線内のみ記入してください。)

様式第1号(第2条、第4条関係)

様式第1号(第2条、第4条関係)

		松本市奈川文化センター夢の森		使用許可 使用料減免	申請書	受付 印
年 月 日		住 所				
(宛先)松本市教育委員会 次のおり 松本市奈川文化センター夢の森の 使用許可 使用料の減免 を申請します。		申 請 者 氏 名	団 体 名	電 話	予 定 人 員	人
使 用 目 的		使 用 責 任 者		入 場 料	円	
使 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで		年 月 日 午前 時 分まで			
施 設 区 分	使 用 日	9:00~17:00	17:00~21:00	全 日	冷暖房使用	施設使用料 (円)
コンベンション ホール	月 日				有・無	
1階ホール	月 日				有・無	
2階ホール	月 日				有・無	
会 議 室	月 日				有・無	
視 聴 覚 室	月 日				有・無	
実 習 室	月 日				有・無	
研 修 室	月 日				有・無	
和 室	月 日				有・無	
全 館	月 日				有・無	
施設使用料計(A)						
減 免 額(B)						
納 付 額(A-B)						
許 可 条 件		減 免 申 請		備 考		
松本市奈川文化センター夢の 森条例・同条例施行規則を遵 守すること。		別表第1第 号に該当				

(太線内のみ記入してください。)

様式第2号(第2条、第4条関係)

(略)

様式第3号(第2条、第4条関係)

様式第3号(第2条、第4条関係)

使用許可書兼領収書
使用料減免決定書

年 月 日 松本市教育委員会		申 請 者 住所				
次のとおり 松本市奈川文化センター夢の森の 使用許可 使用料の減免 をします。		団体名				
使用責任者		氏名		電話		
使用目的		予定人員		人		
使用日		入場料		円		
使用日時		年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで		年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで		
施設区分	使用日	9:00~17:00	17:00~21:00	全日	冷暖房使用	施設使用料 (円)
コンベンション ホール	月 日				有・無	
1階ホール	月 日				有・無	
2階ホール	月 日				有・無	
更衣室	月 日				有・無	
会議室	月 日				有・無	
視聴覚室	月 日				有・無	
実習室	月 日				有・無	
研修室	月 日				有・無	
和室	月 日				有・無	
全館	月 日				有・無	
施設使用料小計(A)						
減免額(B)						
納付額(A-B)						
許可条件		減免理由		領収日付印		
松本市奈川文化センター夢の森 条例・同条例施行規則を遵守す ること。		別表第1第 号に該当				

様式第2号(第2条、第4条関係)

(略)

様式第3号(第2条、第4条関係)

様式第3号(第2条、第4条関係)

使用許可書兼領収書
使用料減免決定書

年 月 日 松本市教育委員会		申 請 者 住所				
次のとおり 松本市奈川文化センター夢の森の 使用許可 使用料の減免 をします。		団体名				
使用責任者		氏名		電話		
使用目的		予定人員		人		
使用日		入場料		円		
使用日時		年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで		年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで		
施設区分	使用日	9:00~17:00	17:00~21:00	全日	冷暖房使用	施設使用料 (円)
コンベンション ホール	月 日				有・無	
1階ホール	月 日				有・無	
2階ホール	月 日				有・無	
会議室	月 日				有・無	
視聴覚室	月 日				有・無	
実習室	月 日				有・無	
研修室	月 日				有・無	
和室	月 日				有・無	
全館	月 日				有・無	
施設使用料小計(A)						
減免額(B)						
納付額(A-B)						
許可条件		減免理由		領収日付印		
松本市奈川文化センター夢の森 条例・同条例施行規則を遵守す ること。		別表第1第 号に該当				

様式第4号(第2条、第4条関係)

(略)

様式第5号(第3条、第5条関係)

(略)

様式第6号(第3条、第5条関係)

(略)

様式第4号(第2条、第4条関係)

(略)

様式第5号(第3条、第5条関係)

(略)

様式第6号(第3条、第5条関係)

(略)

議案第 13 号

松本市青少年ホーム条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

行政手続における申請書等のふりがな表記を片仮名から平仮名に統一することに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

様式1号（第3条関係）の氏名「フリガナ」を「ふりがな」に改正するもの

3 新旧対照表

別紙1のとおり

4 施行期日

公布の日

担当	生涯学習課
課長	石川 善啓
電話	32-1132



学びに、遊びや体験を。



現行	改正後（案）																																																				
<p style="text-align: center;">様式第1号（第3条関係）</p> <p>松本市青少年ホーム登録申請書</p> <p style="text-align: right;">1 新規・2 継続・3 継続</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;">登録番号</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">受付日</td> <td style="width: 50%; border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 年 月 日 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">フリガナ</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">生年 月日</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;">〒</td> <td style="padding: 5px;">TEL ()</td> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">居住 地区 分類</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">1 市内 2 市外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">職業等</td> <td colspan="3" style="padding: 5px;">該当する番号へ○をしてください。 (1) 会社員 (2) 自営業 (3) 学生 (生徒) (4) その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">(3) 学生 (生徒) の方は、学校名を記入してください。</td> </tr> </table>	登録番号		受付日	年 月 日	フリガナ		生年 月日	年 月 日	氏 名				住 所	〒	TEL ()	居住 地区 分類			1 市内 2 市外	職業等	該当する番号へ○をしてください。 (1) 会社員 (2) 自営業 (3) 学生 (生徒) (4) その他			(3) 学生 (生徒) の方は、学校名を記入してください。			<p style="text-align: center;">様式第1号（第3条関係）</p> <p>松本市青少年ホーム登録申請書</p> <p style="text-align: right;">1 新規・2 継続・3 継続</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;">登録番号</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">受付日</td> <td style="width: 50%; border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 年 月 日 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">ふりがな</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">生年 月日</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;">〒</td> <td style="padding: 5px;">TEL ()</td> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">居住 地区 分類</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">1 市内 2 市外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">職業等</td> <td colspan="3" style="padding: 5px;">該当する番号へ○をしてください。 (1) 会社員 (2) 自営業 (3) 学生 (生徒) (4) その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">(3) 学生 (生徒) の方は、学校名を記入してください。</td> </tr> </table>	登録番号		受付日	年 月 日	ふりがな		生年 月日	年 月 日	氏 名				住 所	〒	TEL ()	居住 地区 分類			1 市内 2 市外	職業等	該当する番号へ○をしてください。 (1) 会社員 (2) 自営業 (3) 学生 (生徒) (4) その他			(3) 学生 (生徒) の方は、学校名を記入してください。		
登録番号		受付日	年 月 日																																																		
フリガナ		生年 月日	年 月 日																																																		
氏 名																																																					
住 所	〒	TEL ()	居住 地区 分類																																																		
				1 市内 2 市外																																																	
職業等	該当する番号へ○をしてください。 (1) 会社員 (2) 自営業 (3) 学生 (生徒) (4) その他																																																				
	(3) 学生 (生徒) の方は、学校名を記入してください。																																																				
登録番号		受付日	年 月 日																																																		
ふりがな		生年 月日	年 月 日																																																		
氏 名																																																					
住 所	〒	TEL ()	居住 地区 分類																																																		
				1 市内 2 市外																																																	
職業等	該当する番号へ○をしてください。 (1) 会社員 (2) 自営業 (3) 学生 (生徒) (4) その他																																																				
	(3) 学生 (生徒) の方は、学校名を記入してください。																																																				

議案第 14 号

松本市生涯学習支援登録制度実施要綱の一部改正について

1 趣旨

行政手続きにおける申請書等のふりがな表記を片仮名から平仮名に統一することに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 改正内容

(1) 4条中

「一カ月」を「一か月」に改めます。

(2) 様式第1号中

ア 「(あて先)」を「(宛先)」に改めます。

イ 「すべて」を「全て」に改めます。

ウ 「(フリガナ)」を「(ふりがな)」に改めます。

エ 「

連絡先

」を「

連絡先 (連絡先について上記住所以外をご希望の場合はこちらにご記入ください。)
--

」に改めます。

(3) 様式第1号の2中

ア 「(あて先)」を「(宛先)」に改めます。

イ 「すべて」を「全て」に改めます。

ウ 「(フリガナ)」を「(ふりがな)」に改めます。

(4) 様式第3号中

「(あて先)」を「(宛先)」に改めます。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

担当	生涯学習課・中央公民館
課長	石川 善啓
電話	32-1132

松本市生涯学習支援登録制度実施要綱(平成12年教育委員会告示第2号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市生涯学習支援登録制度実施要綱</p> <p>第1条～第3条(略)</p> <p>(登録の継続)</p> <p>第4条 登録制度に登録された内容(以下「登録情報」という。)の有効期間は、登録の日から2年間とする。ただし、有効期間が満了となる<u>1カ月前</u>までに、登録制度に登録された者(以下「登録者」という。)から登録情報の抹消の申出がないときは、当該登録情報は、有効期間満了の日の翌日から更に2年間登録を継続するものとする。</p> <p>2 前項の規定により登録が継続された登録情報について、教育委員会は、当該登録情報の確認を行うものとする。</p> <p>第5条～第9条(略)</p>	<p>○松本市生涯学習支援登録制度実施要綱</p> <p>第1条～第3条(略)</p> <p>(登録の継続)</p> <p>第4条 登録制度に登録された内容(以下「登録情報」という。)の有効期間は、登録の日から2年間とする。ただし、有効期間が満了となる<u>1か月前</u>までに、登録制度に登録された者(以下「登録者」という。)から登録情報の抹消の申出がないときは、当該登録情報は、有効期間満了の日の翌日から更に2年間登録を継続するものとする。</p> <p>2 前項の規定により登録が継続された登録情報について、教育委員会は、当該登録情報の確認を行うものとする。</p> <p>第5条～第9条(略)</p>

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

松本市生涯学習支援登録制度登録申請書(指導者用)

年 月 日

(あて先)松本市教育委員会

申請者 住 所
氏 名
TEL

次のとおり、松本市生涯学習支援登録制度への登録を申請します。
なお、この登録申請の内容のうち、非公開を希望するもの以外は、すべて公開されることについて、同意します。

項目	内 容	非公開希望欄	
		窓口	ホームページ
<u>【ふりがな】</u> 氏 名			
生年月日	年 月 日		
住 所	〒 (住所) (TEL) (FAX) (E-mail)		
<u>連絡先</u>	〒 (住所) (TEL) (FAX) (E-mail)		
指導内容			
資格等			
指導歴	(年)		
指導実績			
希望地域	1 なし 2 特定する。()		
希望時間	1 なし 2 特定する。()		
対象者	1 なし 2 特定する。()		
指導料	1 無料 2 相談 ()		
特記事項			

(備考) 上記の登録申請内容のうち、非公開を希望するものについては、非公開希望欄(窓口、ホームページ)それぞれに○印をご記入ください。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

松本市生涯学習支援登録制度登録申請書(指導者用)

年 月 日

(宛先)松本市教育委員会

申請者 住 所
氏 名
TEL

次のとおり、松本市生涯学習支援登録制度への登録を申請します。
なお、この登録申請の内容のうち、非公開を希望するもの以外は、全て公開されることについて、同意します。

項目	内 容	非公開希望欄	
		窓口	ホームページ
<u>【ふりがな】</u> 氏 名			
生年月日	年 月 日		
住 所	〒 (住所) (TEL) (FAX) (E-mail)		
<u>連絡先</u> <u>【連絡先について上記住所以外を希望の場合はこちらに記入ください。】</u>	〒 (住所) (TEL) (FAX) (E-mail)		
指導内容			
資格等			
指導歴	(年)		
指導実績			
希望地域	1 なし 2 特定する。()		
希望時間	1 なし 2 特定する。()		
対象者	1 なし 2 特定する。()		
指導料	1 無料 2 相談 ()		
特記事項			

(備考) 上記の登録申請内容のうち、非公開を希望するものについては、非公開希望欄(窓口、ホームページ)それぞれに○印をご記入ください。

様式第1号の2(第3条関係)

様式第1号の2(第3条関係)

松本市生涯学習支援登録制度登録申請書(グループ用)

年 月 日

(宛先)松本市教育委員会

申請者 住 所
氏 名
TEL

次のとおり、松本市生涯学習支援登録制度への登録を申請します。

なお、この登録申請の内容のうち、非公開を希望するもの以外は、すべて公開されることについて、同意します。

項 目	内 容	非公開希望欄	
		窓口	ホームページ
<u>ふりがな</u> グループ名			
代表者氏名			
連絡先	T (住所) (氏名) (TEL) (FAX) (E-mail)		
主な活動内容	1 場所 2 曜日 3 時間 4 内容(具体的に記入ください。)		
発 足 年	年		
構 成 人 員	人		
費 用	1 入会金 _____ 円 2 会費 _____ 円 (年・月・その他) 3 備考		
上級団体名			
<u>ふりがな</u> 指導者氏名			
会 員 募 集	している ・ していない		
入会条件			
団体紹介・PR			

(備考) 上記の登録申請内容のうち、非公開を希望するものについては、非公開希望欄(窓口、ホームページ)それぞれに○印をご記入ください。

様式第1号の2(第3条関係)

様式第1号の2(第3条関係)

松本市生涯学習支援登録制度登録申請書(グループ用)

年 月 日

(宛先)松本市教育委員会

申請者 住 所
氏 名
TEL

次のとおり、松本市生涯学習支援登録制度への登録を申請します。

なお、この登録申請の内容のうち、非公開を希望するもの以外は、全て公開されることについて、同意します。

項 目	内 容	非公開希望欄	
		窓口	ホームページ
<u>ふりがな</u> グループ名			
代表者氏名			
連絡先	T (住所) (氏名) (TEL) (FAX) (E-mail)		
主な活動内容	1 場所 2 曜日 3 時間 4 内容(具体的に記入ください。)		
発 足 年	年		
構 成 人 員	人		
費 用	1 入会金 _____ 円 2 会費 _____ 円 (年・月・その他) 3 備考		
上級団体名			
<u>ふりがな</u> 指導者氏名			
会 員 募 集	している ・ していない		
入会条件			
団体紹介・PR			

(備考) 上記の登録申請内容のうち、非公開を希望するものについては、非公開希望欄(窓口、ホームページ)それぞれに○印をご記入ください。

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

松本市生涯学習支援登録制度登録内容変更届

年 月 日

【添付先】松本市教育委員会

届出者
住 所
氏 名
TEL

指導者氏名又は グループ名	NO.		
	変更前	変更後	変更年月日
代表者 氏名			
連絡先 氏名			
連絡先 住所			
連絡先 電話番号			
備考			

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

松本市生涯学習支援登録制度登録内容変更届

年 月 日

【添付先】松本市教育委員会

届出者
住 所
氏 名
TEL

指導者氏名又は グループ名	NO.		
	変更前	変更後	変更年月日
代表者 氏名			
連絡先 氏名			
連絡先 住所			
連絡先 電話番号			
備考			

議案第 15 号

教育文化センターの臨時開館について

1 趣旨

市制施行記念日（5月1日）に教育文化センターを臨時開館することについて協議するものです。

2 臨時開館日時

令和5年5月1日(月) 午前9時から午後5時

通常、月曜日は休館日だが臨時開館するものです。なお、翌日の5月2日(火)を振り替えの休館日とします。

3 臨時開館日の使用料及び観覧料について

(1) 会議室

使用料は有料とする。

(2) 科学展示室

常時、観覧料は無料。

(3) プラネタリウム

観覧料は無料とする。

4 周知方法

(1) 広報まつもと4月号へ掲載します。

(2) 松本市ホームページへ掲載します。

担当	教育政策課	教育文化センター
課長	白井	美保
電話	32-7600	

議案第 16 号

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインの改訂について

1 趣旨

国の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する方針について」（令和5年1月27日）及び保健所の助言を受け、新型コロナウイルス感染症拡大に対応した学校運営ガイドラインの改訂について協議するものです。

2 改訂内容

(1) 主な改訂内容

ア 学校教育活動の実施に当たっては、マスク着用を求めないことを基本とする。

イ 教室・集会等の密集回避は、人と人が触れ合わない程度を目安とし、適切な距離を確保する。

(2) 改訂案

別紙1のとおり

3 参考資料

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について ……別紙2

(2) 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知） ……別紙3

4 その他

改訂後、学校に周知するとともに、これに準じてガイドラインを改訂し、ホームページに掲載します。

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏

学校支援室 室長 坂口 俊樹

電話 33-4397



学校における集団感染のリスクへの対応

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」

令和 5 年 3 月 2 4 日改訂

松本市教育委員会

1 月 2 7 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症について、異なる変異株が出現するなどの感染症法の事情が生じない限り、5 月 8 日から 5 類感染症に位置付けることが決定されました。

そこで、この間、松本市内の小中学校では以下の感染対策を行いながら、子どもの学びが多様な環境で豊かな体験ができることを最優先して、授業や部活動、各種行事等の教育活動を行うこととします。

1 基本的共通事項

- (1) 感染源、及び感染経路を絶つ。(2-(1)(2)(3)(4))
- (2) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」のいわゆる 3 つの条件をできる限り避ける(ゼロ密)。(2-(5)(6)(7))

2 基本的な感染症対策

(1) 健康観察の徹底

ア 家庭において検温、健康観察を行い、普段にはない発熱等の風邪の症状がある児童生徒、教職員は登校(出勤)しないこと。

イ 登校後の体調変化時は必ず検温すること。

ウ 健康観察カードは毎日確認し、*¹未記入や未提出の児童生徒は*²検温、体調確認をすること。普段にはない発熱等の風邪の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いすること。

*¹未記入や未提出の場合は、教職員が検温、風邪症状等を確認し、健康状態等に問題がある場合のみ保護者へ連絡し、自宅療養させる。

*²まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言区域等(以下「まん防等」)に指定された場合、小学校 1・2 年は家庭の検温だけでなく可能な限り非接触型の検温を登校時に行う。

(2) 手洗い・水分補給・うがいの徹底

登校後、始業前、休み時間後、給食前、清掃後、用具や物品等共用したものを使用した後など、30 秒程度石鹸を使い丁寧にを行うこと。また、こまめな水分補給やうがいなどを行うなどの工夫を行う。(咽頭へのウイルスの付着を洗い流すため。うがいによる飛沫拡散に注意)

(3) 清掃・消毒の徹底

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消

毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。従って、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、下記の「3(3) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

また、上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行う場合、消毒用エタノールや次亜塩素酸ソーダ（ナトリウム）・経済産業省の示す新型コロナウイルスに有効な界面活性剤の含まれている製品等によるふき取りを負担のない範囲で行うこと。

(4) マスク着用の考え方

学校教育活動の実施に当たっては、マスク着用を求めないことを基本とする。

注意

基礎疾患があるなど様々事情により、感染不安を抱きマスクの着用希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できなかつたり児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることないようにすること。また、児童生徒の間でもマスク着用有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。

(5) 換気の徹底

教室2方向の窓を常時10 cmから20 cm程度開けること。開放できない場合でも30分に1回以上換気すること。エアコン使用時も換気は必要。また、扇風機の併用も有効である。なお、冬季も、気候上可能な限り常時換気に努める。そのため室温低下が予想されるが、室温低下による健康被害が生じないように、暖房器具を適切に使用するとともに児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

(6) 教室における密集回避

児童生徒の座席の間隔は適切な距離を確保する（人と人が触れ合わない程度を目安とする）。

(7) 集会における密集回避

人との間隔は、適切な距離を確保する（人と人が触れ合わない程度を目安とする）。

(6) 歯磨き、うがいについて

歯磨き、うがいの飛沫による感染には、特に注意が必要となる。教室内の流しを使用する場合は、近くの席を空ける等、リスクを軽減する工夫をすること。

3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

(1) 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のよう活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ★ 各教科等に共通の活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

★ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

- ・ 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等の間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともに適切な距離を確保する。
- ・ 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
- ・ 連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

○ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

★ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

★ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【まん防等に指定された場合】【学級・学年閉鎖を行っている場合】

上記の活動は、感染レベルに応じて、感染症対策を強化し、制限することを検討する。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、極力避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。

この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

(実施時の留意事項)

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・ 体育の授業は、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動は避けること。

【感染レベル1～5】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、

【まん防等に指定された場合】における留意事項も可能な範囲で参照すること。

【その他】

水泳については、別添資料3の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについ

て」(令和2年5月22日))に基づき、更衣も含めて、密集・密接の場面を避けるなど、感染リスクを下げる対策を講じた上で、実施できるものとする。

(2) 給食等の食事をする場面について

児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底。食べる際には、飛沫を飛ばさないよう、例えば 大声の会話を控え、向かい合わせにならないようにするなど、感染状況に応じての対応が必要である。

(3) 普段の清掃・消毒のポイント

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスク着用を推奨した上で行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うようにする。

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃を行う。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行わなくてよい。ただし、使用前後に必ず手洗いをを行うよう指導する。

~~(4) 休み時間~~

~~休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて指導の工夫をする。~~

~~【まん防等に指定された場合】【学級・学年閉鎖を行っている場合】~~

~~トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要である。~~

(4) 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要である。

~~ア 登下校時については、校門や玄関口等で密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。~~

~~イ 集団登下校を行う場合も、密接にならないよう指導する。~~

~~ウ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。このため~~

~~人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導する。~~

ア 公共交通機関を利用し混雑する場合には、マスク着用を推奨する。降車後はできるだけ速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、可能であれば乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討する。

5 修学旅行（宿泊行事）について

ア 修学旅行（宿泊行事）の実施については、感染防止を最優先とし、3つの条件が重なることのないよう、学校において適切に判断する。教育的意義や児童生徒の心情にも配慮し、延期を含め可能な限り実施する。

イ 実施の可否判断については、実施日の2週間前（以降も含む）に、松本圏域がまん防等に指定された場合は中止。目的地（市町村を中心としたエリア）がまん防等に指定された場合は、目的地の変更または中止。移動経過地のレベルはその場所で降りなければ判断に入れない。できる限り目的地の変更の無いよう、目的地については十分に吟味し検討する。

7 各種依頼について

~~外部講師、ボランティア等外部の依頼を受ける場合、依頼者がまん防等に指定された都道府県や市町村から来た場合は受け入れない。ただし、市内在住の講師は学校長の判断により受け入れることも可能とする。~~

~~なお、教育実習については、実習生が直近2週間以上松本市近郊に居住し、その間、まん防等に指定された地域に往来せず、かつ2週間以上健康状態が良好な場合のみ受け入れることとする。~~

4 感染が広がった場合における対応

(1) 臨時休業

次のいずれかの場合、市教委に臨時休業の実施の必要性について相談し、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業を市教委が判断する。

ア *³感染可能期間に、感染者と接触があった集団の中で、*⁴校内感染が疑われる感染者または*⁵有症状者が概ね*⁶20%確認された場合

（感染源は、新型コロナウイルスだけでなく、季節性インフルエンザを含む）

イ 有症状者発生から3日間に、有症状者と接触があった集団の中で、*⁴学校内感染が疑われる感染者または*⁵有症状者が概ね*⁶20%確認された場合

ウ 上記ア、イにおいて、20%未満であっても感染が拡大する兆候が見られる場合

（一度に、複数の子どもが不調を訴える。複数の子どもが早退する等の状況）

エ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合

*³感染可能期間は発症2日前から数えて7日間とする。

*⁴部活動等の学校外の活動による感染も含むものとする。

*⁵有症状とは、普段にはない鼻水や発熱、のどの違和感や痛み、腹痛等の症状とする。

*⁶少人数学級等においては、学校長と教育委員会の相談協議により判断する。

(2) 分散登校

~~次のいずれかの場合、分散登校とすることもできる。~~

~~ア 臨時休業後~~

~~イ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合、該当地域外の学校~~

(2) 臨時休業時及び学級閉鎖時の学習指導

学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。

ア 同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要である。なお、緊急時に備え、平常時にも同時双方向型のウェブ会議システムを活用することを推進していく。

イ 学習状況や成果を学校が把握するため、登校日の設定、家庭訪問の実施、電話や電子メール等を活用することが重要である。

ウ 課題を配信する際には、児童生徒の発達の段階や学習状況も踏まえ、適切な内容や量となるように留意する。

エ 臨時休業期間においても学びの継続ができるよう、学びの継続計画を作成する。

オ 臨時休業日が5日以上の場合、児童生徒が臨時休業4日目に端末を学校に取りに来て、5日目からオンライン授業を行うよう努めるものとする。なお参加した日数は参加日数として指導要録に記録する。(臨時休業日に週休日は含まない)

(3) 対応マニュアルの整備

校内で感染が広がった際の学校対応マニュアルを各校で作成する。

5 感染が確認されていないが未診断の症状がある場合の対応

(1) 次のいずれかの場合、出席停止とする。(欠席ではない)

ア 児童生徒等に風邪の症状や発熱がある場合

イ 児童生徒等に倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

ウ 上記以外にあって、保護者が出席させることに不安を感じた場合

(2) 教職員においては上記(1)ア・イの場合、出勤しない。

(3) 未診断有症状者に対して医療機関へできるだけ早期の受診を依頼する。

(4) 「風邪」と判断されて欠席する場合、今後感染発症する場合もあるため、「出席停止」とする。

6 濃厚接触者への対応

児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、その後陰性が判断されたとしても、保健所の示す期間出席停止とする。休業期間中にある場合は自宅待機とする。

7 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は、「出席停止」とする。

8 その他出席停止等の扱いについて

- (1) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮すること。
- (2) 同居者が濃厚接触者及び接触者として判断され、PCR 検査を受ける場合、児童生徒は出席停止の措置を取る。なお同居者の非感染（陰性）が確認されれば、登校は可能となる。ただし、保健所の指示があれば、同居者が接触者として PCR 検査を受けたとしても、教育委員会と協議の上、登校を可能とする場合もある。

- (3) 松本市及び松本圏域がレベル 5 以上に指定された場合

- ア 同居の家族に普段にはない*⁷発熱等の風邪の症状がみられるときには、児童生徒の出席停止の措置を取る。
- イ 児童生徒が普段にはない*⁷発熱等の風邪症状で早退する場合、早退者の兄弟の状況を学校間でも連絡し合い、早退者の兄弟も早退させるものとする。

*⁷発熱等の風邪の症状 医師による新型コロナウイルスに感染していないと診断された発熱等は含まないものとする。

9 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

(1) 海外

政府の水際対策の取組みとして一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

なお待機期間は、「新型コロナウイルス感染症の疑いによる出席停止」として出席停止扱いにする。

(2) 県外

県の基本的対処方針により対応する。なお、緊急事態宣言区域やまん延防止区域に、重要かつ緊急な用事（転入、各種大会、冠婚葬祭等）で往来した*⁷児童生徒は、徹底した健康観察を行い、健康に問題が無ければ往来した次の日から登校を可能とする。また、感染地域を往来したため感染不安で欠席する場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として出席停止扱いにする。また、往来したため PCR 検査を受ける場合も、結果が出るまでの期間も同様に登校は可能

とする。

*7 重要かつ緊急な用事で往来した学校職員の扱いも同様とする。

10 週休日の土曜日の扱いについて

補充のための授業を行う時数を確保するために、週休日の土曜日に授業を行うことも可能である。なお、週休日の土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

11 罹患者に対する差別・偏見について

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要である。起こってからではなく、起こる前に指導を行うことが重要であることから、年1回は差別・偏見について考える授業を行うものとする。

12 予防接種・副反応の対応について

(1) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

ア 接種のため早退する場合は早退とせず出席とする。

イ 接種のため遅刻する場合は遅刻とせず出席とする。

ウ 接種のため欠席する場合は校長が出席しなくてもよいと認めた日とし、出席停止扱いとする。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

ア 副反応で早退の場合は早退とせず出席とする。

イ 副反応で遅刻の場合は遅刻とせず出席とする。

ウ 副反応で欠席の場合は学校保健法第19条の規定に基づく出席停止とする（新型コロナウイルス感染症の疑いによる出席停止）。

(3) ワクチン接種の有無と差別について

ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けない。さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることが重要である。

13 保護者より感染者報告を受けた場合について

(1) 臨時休業の範囲については、「臨時休業に至るフローチャート」に基づき、学校長と相談しながら、教育委員会が判断する。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

令和 5 年 1 月 27 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和 5 年 1 月 27 日厚生科学審議会感染症部会）を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づける。
- なお、位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。
- 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直す。

2. 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたことに伴い、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。このうち、①患者等への対応と②医療提供体制については 3 月上旬を目途に具体的な方針を示す。
 - ①患者等への対応
 - 急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続するこ

とし、具体的な内容を検討する。

②医療提供体制

- ▶ 入院や外来の取扱いについては、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指す。
- ▶ 外来については、位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していく。
- ▶ 入院については、位置づけの変更により、現在感染症法の規定を根拠に講じられている入院措置・勧告が適用されないこととなる。幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れ、入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関の間で調整する体制へと段階的に移行していく。
- ▶ 今後、診療・検査医療機関から広く一般的な医療機関による対応への移行、外来や入院に関する診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等に対する入院調整のあり方、高齢者施設等への検査・医療支援など各種対策・措置の段階的見直しについて、ウィズコロナの取組を更に進め、平時の日本を取り戻していく道筋について具体的な内容の検討・調整を進める。

③サーベイランス

- ▶ 感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行する。
- ▶ ゲノムサーベイランスを継続する。

④基本的な感染対策

- ▶ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨している現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を

行う。

マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する。

- ▶引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いする。
- ▶感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。
- ▶医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願いしていく。

⑤ワクチン

- ▶ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいて実施することとなる。4 月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。

⑥水際措置

- ▶5 類感染症に位置づけられることに伴い、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）上の「検疫感染症」から外れることとなる。

3. 新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5 類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止される。

また、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第 25 条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止することとなる。

- 政府対策本部の廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解））を開催する。

4. 特措法に基づく措置の終了

- 5 類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する。

特措法第 24 条第 9 項の規定に基づき、都道府県知事が住民に対して、感染に不安を感じる場合に検査を受ける旨の協力要請を行った場合に実施している一般検査事業は終了する。

特措法に基づき設置された臨時の医療施設の取扱いについては、今後検討し、具体的方針を示す。

- また、5 類感染症に位置づけられることに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても廃止する。

1月27日及び2月10日の政府対策本部決定を踏まえ、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についてお知らせします。

4文科初第2153号
令和5年2月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナウイルス感染症について、

- ・ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける
- ・ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する
- ・ マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す
- ・ その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する

等とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）について、「三（5）まん延防止」の「3）緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等」において、イベント等の開催に当たっての収容率の上限について変更が行われました。

また、本日2月10日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部においては、「マスク着用の考え方の見直し等について」（以下「2月10日付け政府対策本部決定」という。）が決定され、その中において、「4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示す」とされるとともに、基本的対処方針においても同趣旨の記載が盛り込まれたところです。

今後、実施が予定されている卒業式に向けては、各学校において既に準備が進められているものと思いますが、特に卒業式は、学校生活の中で節目となる重要な行事であり、児童生徒等にとっても特別な意味を有するものとなります。

このため、卒業式が有する教育的意義に鑑み、2月10日付け政府対策本部決定を踏まえた卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な方針について、別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」のとおりお示ししますので、教育委員会等の学校の設置者や各学校においては、この基本的な方針を踏まえ、各地域や学校の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いいたします。

また、2月10日付け政府対策本部決定においては、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項等については、改めてお知らせする予定ですので、御承知置きください。

併せて、同本部決定においては、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされていますので、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する事務連絡等を踏まえつつ、メリハリのあるマスクの着用をお願いいたします。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いいたします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内2918）

卒業式におけるマスクの取扱い等について

学校の卒業式は、児童生徒が厳粛で清新な気分を味わい、それまでの学校生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機付けの機会ともなる有意義な教育活動であり、これまでも地域の感染状況を踏まえつつ、開催方法を工夫しながら実施していただいているところです。

このたび、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、実施に当たっての基本的な方針を下記のとおり定めました。

学校の設置者及び学校においては、この基本的な方針を踏まえ、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。

2 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません。

3 式辞等

- 壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。
- また、壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えありません。

4 卒業証書授与

- 卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。卒業証書を授与する校長等においても同様です。

5 送辞・答辞

- 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。また、これらを知る児童生徒も、マスクを外して差し支えありません。

6 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です。

7 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すること。その上で、感染対策上での、来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底すること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うこと。
- 幼稚園・認定こども園の卒園式について、小学校就学前の幼児については、これまでもマスク着用を一律に求めないとしてきたところであるが、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて上記の取扱いを参照すること。また、教職員や来賓、保護者等のマスク着用等については上記の取扱いに準じること。

議案第 17 号

山形村在住児童の波田中間教室利用に係る協定書の締結について

1 趣旨

山形村在住の児童について、波田中間教室で受け入れるため、山形村教育委員会と山形村在住児童の波田中間教室利用に係る協定書を締結することについて協議するものです。

2 経過

R3年度 個別の相談による一時的な利用があった。

R4. 8 山形村教育委員会から正式な依頼があり、受入れについて協議。年度内は方針決裁により受け入れを許可することとし、令和5年度以降の受入れについて検討を始める。

3 協定要旨

- (1) 波田中間教室の利用を希望する山形村在住の児童は、山形小学校長を經由して山形村教育委員会に申し出、利用の必要性を認めた場合、松本市教育委員会に利用を申し出るものとする。
- (2) 松本市教育委員会が利用の必要性を認め、利用を開始する際には、山形村教育委員会は波田中間教室へ支援員を派遣する。
- (3) 山形村児童が活動中に不慮の事故等が発生した場合、施設の瑕疵及び松本市教育委員会が雇用する波田中間教室の適応指導員に起因するものを除いて、山形村教育委員会が責任を負うものとする。

4 協定書(案)

別紙1のとおり

5 今後の予定

令和5年4月から、協定書に基づき利用を開始します。

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏

学校支援室 室長 坂口 俊樹

電話 33-4397

学びに、遊びや体験を。

山形村在住児童の波田中間教室利用に係る協定書（案）

（目的）

第1条 この協定は、山形村在住の児童が、波田中間教室を利用するに当たり必要な事項について、松本市教育委員会（以下「甲」という。）と山形村教育委員会（以下「乙」という。）が協議の上定めるものとする。

（信義則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守する。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、山形村在住の児童の利用状況に応じて、甲乙双方は、協議の上、更新することができるものとする。

（利用の申出等）

第4条 波田中間教室の利用を希望する山形村在住の児童は、山形小学校長を経由して乙に申し出るものとする。

2 乙は、前項の規定による申し出があったときは、波田中間教室の利用の必要性を確認し、甲に依頼するものとする。

3 甲は、前項の規定による依頼があったときは、波田中間教室の利用の必要性を確認し、受け入れるものとする。

（支援員の派遣）

第5条 前条の規定により（前条第3項の規定により）甲が児童を受け入れたときは、乙は、支援体制を確保するため、乙が雇用した支援員を波田中間教室に派遣するものとする。

2 前項の規定による派遣は、週2日程度とする。ただし、児童の利用状況により、甲乙双方が協議の上調整できるものとする。

（支援内容）

第6条 前条第1項の規定により、乙が派遣する支援員は、甲が雇用する波田中間教室の適応指導員の指示に基き支援を行うものとする。

（不慮の事故等に関すること）

第7条 第4条の規定により受け入れた児童が波田中間教室での活動中に不慮の事故等が発生した場合、施設の瑕疵及び甲が雇用する波田中間教室の適応指導員に起因するものを除いて、乙が責任を負うものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた事項については、甲乙双方が協議して解決するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

甲 松本市大手3丁目8番13号
松本市教育委員会
教育長 伊佐治 裕子

乙 東筑摩郡山形村2040-1
山形村教育委員会
教育長 根橋 範男

議案第 20 号

松本市博物館協議会への諮問について

1 趣旨

令和5年10月から松本市立博物館分館の一部の観覧料を無料とすること、分館の休館日を変更すること及び貸室の新規検討に係り、博物館法第23条の規定に基づき、松本市博物館協議会に諮問することについて協議するものです。

2 諮問する内容

(1) 一部分館の観覧料を無料とする

対象：松本市はかり資料館、旧制高等学校記念館、松本市山と自然博物館、旧山辺学校校舎、松本市立考古博物館、窪田空穂記念館、松本市四賀化石館

(2) 休館日の変更

本館の休館日（火曜日）にあわせるもの

ア 毎週月曜日を火曜日に変更

対象：松本民芸館、松本市はかり資料館、重要文化財馬場家住宅、松本市歴史の里、松本市時計博物館、松本市山と自然博物館

イ 3月から11月の毎週月曜日を火曜日に変更

対象：旧山辺学校校舎、松本市立考古博物館、窪田空穂記念館、松本市四賀化石館

ウ 3月から11月の第3月曜日を第3火曜日に、12月から2月までの毎週月曜日を火曜日に変更

対象：国宝旧開智学校校舎、松本市旧司祭館

(3) 貸室及びその料金について

ア 旧三松屋蔵座敷（松本市はかり資料館）

イ ギャラリー（旧制高等学校記念館）

ウ 企画展示室（松本市時計博物館）

3 根拠法令（抜粋）

（博物館協議会）

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

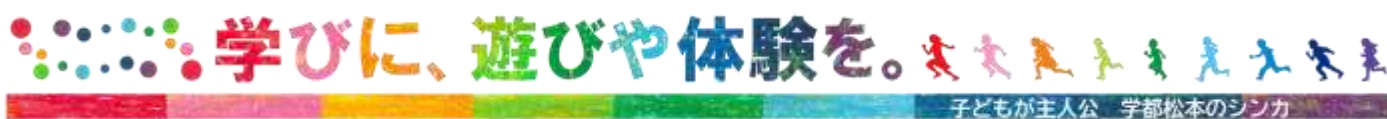
4 今後の予定

令和5年度第1回松本市博物館協議会へ諮問します。

5 参考資料

- (1) 博物館分館の無料化検討 別紙1
- (2) 分館収入額比較グラフ 別紙2

博物館
館長 木下 守
電話 32-0133



松本市博物館協議会
会長 様

松本市立博物館
館長

博物館分館一部の無料化及び休館日の変更等について（諮問）

博物館法第23条の規定により下記のとおり諮問します。

記

1 博物館一部分館の観覧料の無料化について

対象：松本市はかり資料館、旧制高等学校記念館、松本市山と自然博物館、
旧山辺学校校舎、松本市立考古博物館、窪田空穂記念館、松本市四賀化石館

2 休館日の変更について

(1) 毎週月曜日を火曜日に変更

対象：松本民芸館、松本市はかり資料館、旧制高等学校記念館、
重要文化財馬場家住宅、松本市歴史の里、松本市時計博物館、
松本市山と自然博物館

(2) 3月から11月の毎週月曜日を火曜日に変更

対象：旧山辺学校校舎、松本市立考古博物館、窪田空穂記念館、
松本市四賀化石館

(3) 3月から11月の第3月曜日を第3火曜日に、12月から2月までの毎週月曜日を火曜日に変更

対象：国宝旧開智学校校舎、松本市旧司祭館

3 貸室の新設及びその料金について

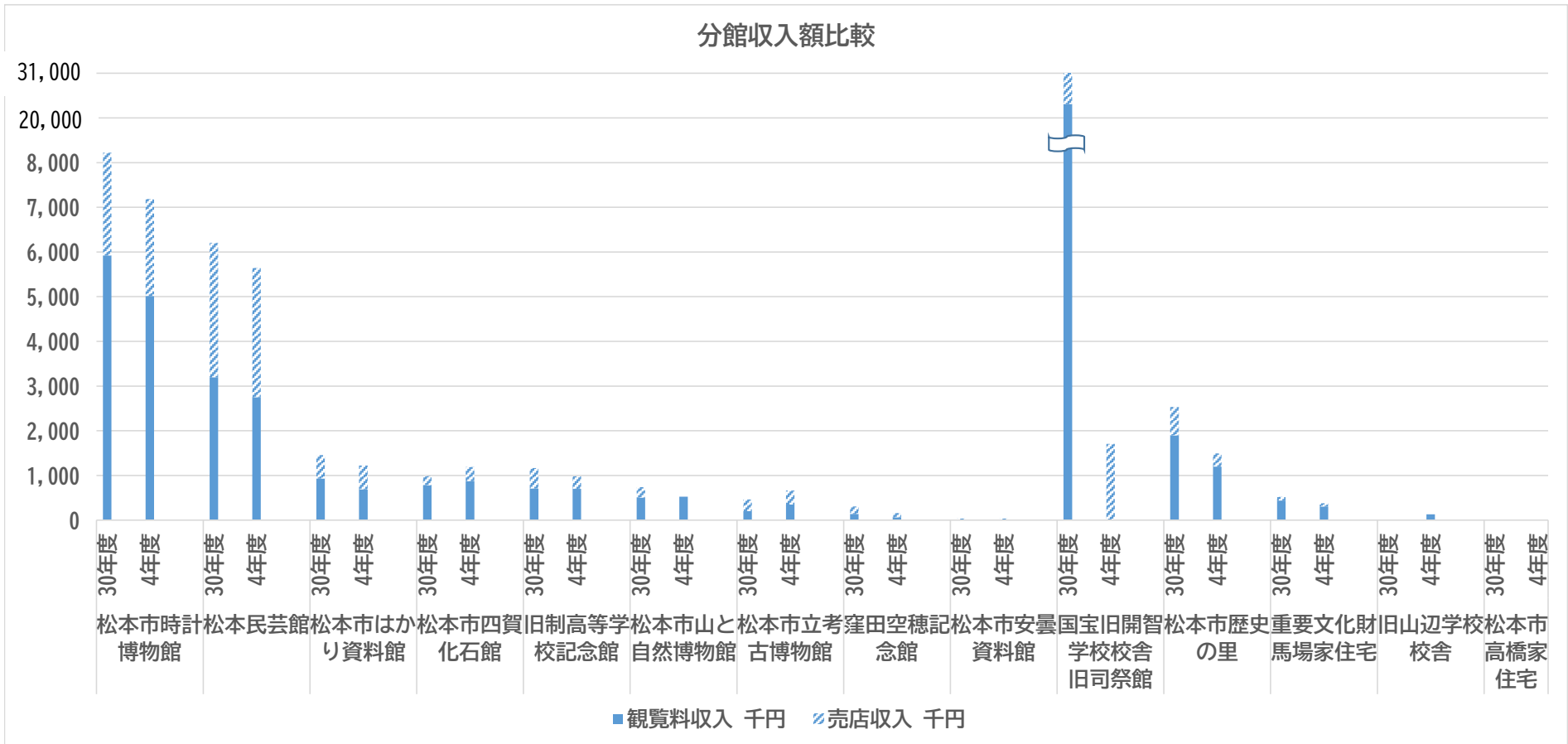
(1) 旧三松屋蔵座敷（松本市はかり資料館）

(2) ギャラリー（旧制高等学校記念館）

(3) 企画展示室（松本市時計博物館）

博物館分館の無料化検討

	現 行※下線は見直す施設	見直し結果	基本方針	例外となる施設
社会教育施設としての博物館分館	<p>【有料】</p> <p>松本市時計博物館 松本民芸館 <u>松本市はかり資料館</u> <u>松本市四賀化石館</u> <u>旧制高等学校記念館</u> <u>松本市山と自然博物館</u> <u>松本市立考古博物館</u> <u>窪田空穂記念館</u></p> <p>【無料】</p> <p>松本市安曇資料館</p>	<p>【有料】</p> <p>松本市時計博物館 松本民芸館</p> <p>【無料】</p> <p>松本市はかり資料館 松本市四賀化石館 旧制高等学校記念館 松本市山と自然博物館 松本市立考古博物館 窪田空穂記念館 松本市安曇資料館</p>	<p>根拠法：博物館法</p> <p>博物館法は、第26条で「<u>公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。</u>ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と規定しているため、<u>原則無料</u>とする。</p>	<p>有料とする施設</p> <p>博物館法第26条ただし書きを適用し引き続き有料とする。</p> <p>ア 松本民芸館 民芸収集家・丸山太郎氏から寄附された施設で、来館者数が多く、維持管理に相当の経費がかかるため。</p> <p>イ 松本市時計博物館 施設の特徴である動態展示に相当の経費がかかるため。</p>
主たる文化財建造物の公開業務とする分館	<p>【有料】</p> <p>国宝旧開智学校校舎 松本市歴史の里 重要文化財馬場家住宅 <u>旧山辺学校校舎</u></p> <p>【無料】</p> <p>旧司祭館 松本市高橋家住宅</p>	<p>【有料】</p> <p>国宝旧開智学校校舎 松本市歴史の里 重要文化財馬場家住宅</p> <p>【無料】</p> <p>旧山辺学校校舎 旧司祭館 松本市高橋家住宅</p>	<p>根拠法：文化財保護法</p> <p>文化財保護法は、第4条第3項で「<u>政府及び地方公共団体は、この法律執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。</u>」と規定し、観覧料の徴収を認めているため、<u>原則有料</u>とする。</p> <p>※法第47条の2に管理団体の管理でも観覧料徴収を可能とする規定あり。</p>	<p>無料とする施設</p> <p>ア 旧山辺学校校舎 教文学習（市内小中学校の課内授業）が利用の中心で、入館料収入による利益が見込めないため無料とする。</p> <p>イ 旧司祭館 旧開智学校校舎と一体で料金設定しているため、形式的には無料扱い。</p> <p>ウ 松本市高橋家住宅 観覧者数が少なく、開館日数を限定しているため無料とする。</p>



※令和4年度は1月までの実績値

報告第 1 号

令和5年松本市議会2月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会2月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

2月21日（火）から3月20日（月）まで28日間

当初予算説明会 2月22日（水）、24日（金）、27日（月）

一般質問 3月6日（月）から8日（水）まで3日間

予算特別委員会全体会 3月15日（水）

経済文教委員会（委員会審査及び分科会）、協議会 3月9日（木）

基幹博物館建設特別委員会（委員会審査及び分科会） 3月13日（月）

3 審査内容及び結果

(1) 経済文教委員会

ア 議案

- ・ 陳情第 1 号 「松本市学校給食センター再整備基本方針」の市民説明会を求める陳情
- ・ 陳情第 2 号 「小中学校給食費の無料化のため、市町村へ財政支援を長野県に求める意見書」の採択を求める陳情
- ・ 議案第 1 号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- ・ 議案第 19 号 松本市奈川文化センター夢の森条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第 56 号 市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）
- ・ 議案第 25 号 令和4年度松本市一般会計補正予算（第9号）中教育委員会関係予算
- ・ 議案第 35 号 令和4年度松本市松本城特別会計補正予算（第2号）中教育委員会関係予算

イ 委員から出された主な意見等

「議案第 25 号」中、当委員会関係予算の審査において、海外留学生奨学金の増額補正について質疑があり、例年どおり2名の応募を想定して予算計上していたところ、倍となる4名の応募があったことや、財源である基金が続く限り、希望者に対して交付し

ていきたい旨を答弁しました。

ウ 審査結果

議案第56号は一部委員から反対意見が出されたため起立採決となりましたが、全ての議案が可決されました。

(2) 予算特別委員会分科会審査

ア 議案

・議案第40号 令和5年度松本市一般会計予算中教育委員会関係予算（基幹博物館建設関係を除く）

・議案第51号 令和5年度松本市松本城特別会計予算中教育委員会関係予算

イ 委員から出された主な意見等

中間教室整備事業費について、令和5年度に寿地区に新設する教室の概要及び今後の施設整備の見通しについて質疑があり、既存施設と同様、20人から30人程度を受け入れ、会計年度職員3名の配置を予定していることや、今後の整備については、明確な計画はないが、不登校支援アドバイザーからの提案などにより、既存の取組みをベースにして、整備の可能性がある旨を答弁しました。

その他、部活動の地域移行促進事業費の内容や、国型のコミュニティスクール事業の導入理由などについて質疑がありました。

ウ 審査結果

原案どおり可決されました。

(3) 経済文教委員協議会

ア 報告事項

(7) 教育文化センター再整備事業について

(4) 新たな区域外就学制度（松本デュアルスクール）の導入について

(9) 松本市教職員研修計画の策定について

イ 委員から出された主な意見等

(7) 松本デュアルスクールの導入については、松本には素晴らしい環境を持った学校がいくつも点在しているので、そこに結び付けるように、持続可能な政策として取り組んでほしいとの要望がありました。

(4) 松本市教職員研修計画について、日々の学校現場で時間に余裕のない状態で研修に望む先生方が多いと思われるので、参加者の血となり肉となるような実のある研修を、現場と密接に情報交換しながら進めてほしいとの要望がありました。

ウ 審査結果

いずれも了承されました。

(4) 基幹博物館建設特別委員会

ア 議案

・議案第25号 令和4年度松本市一般会計補正予算（第9号）中基幹博物館関係予算

- イ 委員から出された主な意見等
なし
- ウ 審査結果
原案どおり可決されました。
- (5) 予算特別委員会分科会審査
- ア 議案
・議案第40号 令和5年度松本市一般会計予算中基幹博物館関係予算
- イ 委員から出された主な意見等
なし
- ウ 審査結果
原案どおり可決されました。
- (6) 予算特別委員会全体会における総括質疑
リーディングスクールMatsumotoサポート事業について、本当に子どもたちや先生方にとって良い事業となるか判断がつかないとの理由から、事業についての反対意見が一部委員からありましたが、起立採決の結果、可決すべきものと決しました。

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980



学びに、遊びや体験を。



教育委員会資料
5. 3. 23
教育政策課

報告第 2 号

令和4年度教育委員会各課事務事業報告について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和4年度教育委員会各課事務事業について報告するものです。

2 令和4年度の事務事業報告について

別冊のとおり

3 今後の予定

R5. 5～ 各課の取組結果をもとに、点検評価委員の意見を聴取

7 点検評価委員の意見を受け、各課が改善方針をまとめ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（以下「報告書」という。）を作成

定例教育委員会で報告書の内容を協議

9 報告書を市議会9月定例会へ提出し、市ホームページで公表

担当 教育政策課
課長 白井 美保
電話 33-3980



学びに、遊びや体験を。



子どもが主人公 学都松本のシンカ

令和4年度 教育委員会各課事務事業報告

I	教育政策課	1
II	学校教育課	5
III	学校給食課	10
IV	生涯学習課・中央公民館	14
V	中央図書館	18
VI	文化財課	21
VII	博物館	27

※自己評価の基準

評価	評価の基準
A	設定した目標以上の成果をあげた
B	設定した目標を達成することができた
C	目標を達成できないものがあった

松本市教育委員会

令和4年度事務事業報告

教育政策課

1 教育政策課の概要

教育行政の総合的な企画・調整を行い、各課との連携を図ります。コロナ禍によって大きく世の中が変容する中、これからの時代を生きるために必要な力は何か等、社会の変化に対応したこれからの教育のあり方を見定め、「学都松本」のシンカのために、近隣市町村、長野県との連携や、広く市民と協働しながら事務事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

2 教育政策課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	<p>学都松本寺子屋事業を開始し、プラットフォームの基盤づくりを行いました。また、第3次計画のテーマ「学びに遊びや体験を。」に沿って体験学習を次年度以降の対象に加える形に要綱を改正しました。</p> <p>子育て世代の地方への一時的な移住や地方と都会との二拠点生活などライフスタイルの変化に伴い、体験的に短期間通学できる新たな区域外就学制度「松本デュアルスクール」を導入する準備を進めました。来年度からは、大野川小中学校において積極的に推進します。</p> <p>スポーツ庁等の提言を踏まえ、来年度から中学校の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行していくため、部活動の現状や課題等について学校や競技団体、保護者等と意見交換を行うなど、部局横断で取組みを始めました。</p> <p>教員の働き方改革を推進する、経済産業省受託事業「未来の教室」事業を外部コンサルからの指導を得ながら波田小学校とともに実践し、日課の変更を実施するなど、授業改善に向けた校内プロジェクトに着手しました。</p> <p>中核市への移行に伴い、市独自の教職員研修を企画・運営するため、松本市教職員研修計画を策定しました。「子どもが主人公」を実践する視点で、目指す教師像や研修の重点を明確化し、松本市の特色や教育課題に即した独自の研修を実施します。</p>
社会情勢への対応（任意）		<p>子どもたちの公教育の多様化として、安曇小中学校へ小規模特認校制を導入しました。低学年の入学者が多かったことで、高学年の児童生徒に社会性が育まれた姿が見られ、学校全体の活性化に繋がりました。また、新たな区域外就学制度「松本デュアルスクール」を導入する準備を進めました。</p> <p>市民が教育行政の取組みに関心をもってもらえるよう、教育委員会サブサイトを新たに構築し、定期的な教育長通信や最新情報の発信に努めました。また、教育委員会 YouTube サイトでも教育コンテンツの動画配信を行いました。</p>
事務事業の効率化（任意）		<p>教育委員会課長会議やシンカ会議の開催方法について、Zoomを使ったオンライン参加も可能とし、効率化を図りました。</p>

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画において関連する分野・方針】

(1) 第3次教育振興基本計画に基づく事業推進及び進捗確認（新規）

これからの市の教育の目指す姿を見据え、新たに第3次教育振興基本計画を策定「施策の方向性」に沿って事業を推進、進捗状況を確認

<具体的な進め方等>

- ・市民の協力を得られるよう、多様な広報媒体を活用し、広く周知
- ・円滑な推進に向け、横断的に支援し、柔軟に総合調整
- ・各課重点目標は、第3次計画の「施策の方向性」に沿ったものとし、点検・評価、本計画の進捗状況の確認

<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 第3次教育振興基本計画案について、3月から4月にかけてパブリックコメントを実施し、出された意見を踏まえ、6月に策定しました。その後、ホームページでの周知に努めました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 【第3次計画策定事業で、関連する分野・方針が無いため非該当】</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>第3次計画に位置付けて実施する事業について、複数課が連携し、部局横断的に取り組むことに注力するとともに、取組状況等について評価を行います。</p>
<p>(2) 情報発信力の強化（継続）</p> <p>市民が教育行政の取組みに関心を持ち、理解を深めてもらえるような情報発信力を強化。</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページのリニューアルに伴い、独立して設置した教育委員会小サイトについて、見直しとコンテンツの充実化 ・庁内関係課、学校・民間事業者等とも連携し、子どもたちの学びの動画コンテンツの制作、配信 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障</p> <p>4-1 社会教育活動の充実</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 市ホームページのリニューアルに合わせ、教育委員会サブサイトを構築し、定期的に教育長通信を発信したほか、最新情報の発信に努めました。また、松本市教育委員会のYouTubeチャンネルでは、民間業者と連携し、安曇小中学校の上高地学習について動画コンテンツを配信したほか、各課と連携して動画コンテンツの制作、配信を行いました（3月6日時点で全54件の動画をアップロード、視聴回数は延べ1369回）。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 ホームページのコンテンツ項目を見直すとともに、サイトデザインを一新。教育委員会のトップページにタイル型のメニューボタンを配置するなど、ユニバーサルデザインを意識した、誰でも見やすいサイトレイアウトを構築しました。（2-4）</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>サイト構成を定期的に見直し、ユーザービリティの向上や動画コンテンツとの連携など、よりアクセスしやすいサイト構築を行います。</p>
<p>(3) 人口定常化につなげる教育施策の推進（新規）</p> <p>「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を学都松本の根本に据え、「すべての子どもにやさしいまち」を目指す取組を通じて、人口の定常化につなげる。</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模校の様々な学びの可能性を探る、ニーズ把握 ・二拠点居住や地方移住、教育移住のニーズ把握 ・異年齢集団による学び合いや、体験を重視した主体的、対話的で深い学びなど、一人ひとりの可能性を引き出す学びの改革の推進。魅力的な学校環境整備。多様な学びのあり方を研究 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実</p> <p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障</p> <p>2-5 子ども関係施設等の整備・充実</p> <p>8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p> <p>8-3 地域づくりの推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>a 令和4年度から安曇小中学校に小規模特認校制を導入し、子どもたちの学びの選択肢を広げる取組を実施しました。</p> <p>b 令和5年度から大野川小中学校に新たな区域外就学制度「松本デュアルスクール」を導入する準備を進めました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>a 通学区域外からの就学により、多様な児童生徒が豊かに関わり合う学びにつなげることができました。（2-4）</p> <p>b 小規模特認校制導入に当たっては、学校、家庭のみならず、地域住民にも説明しながら、理解と協力を得て進めることができました。（8-2、8-3）</p>	

イ 課題と方向性	<p>来年度、県外からの地方移住等に伴う新たな区域外就学制度「松本デュアルスクール」の大野川小中学校への積極活用に当たり、利用しやすい制度を目指すため、住環境の整備も一体として考えながら制度を構築していきます。</p>
<p>(4) 学都松本寺子屋事業の推進（新規） 子どもに豊かな学びの機会を提供することにより、子どもたちの学習習慣の定着や、学習意欲・学力・自己肯定感等の向上 <具体的な進め方等> ・第三の居場所での学習支援を行う団体に交付金を交付 ・寺子屋先生・寺子屋サポーターの募集・登録・紹介 ・学習支援者の研修</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進</p>
ア 事業成果	<p>(7) 事業の達成状況 今年度5団体を目標としていた、学都松本寺子屋事業実施団体は8団体が実施、寺子屋先生・サポーターは14名が登録し、実施団体の先生・サポーターとともに研修会を実施しました。また、実施団体同士の意見交換会を開催し、活動内容・工夫点等の情報交換を行いました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 実施団体の意見要望や第3次計画のキャッチフレーズである「学びに、遊びや体験を。」に基づき、体験学習も対象範囲に加えるよう要綱を見直しました。(1-3、2-1、2-4)</p>
イ 課題と方向性	<p>現在8か所で実施している寺子屋事業を市内全域に広め、誰もが気軽に参加できる環境づくりを推進していく。また、新たな団体の立ち上げを促進するとともに、寺子屋先生・サポーターとして登録していただいた方の活動の場を増やします。</p>
<p>(5) 教職員研修の充実（新規） 中核市移行に伴う松本市独自の教職員研修計画の策定と実施研修の充実 <具体的な進め方等> ・検討会議を組織し協議を重ね「松本市教職員研修計画」を策定 ・授業づくり、ミドルリーダー、働き方改革等、新規の研修を企画・実施 ・寺子屋先生・サポーターを対象とした研修の実施</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実</p>
ア 事業成果	<p>(7) 事業の達成状況</p> <p>a 5回の検討会議の協議を通して松本市教職員研修計画の原案を作成し、3回の教育委員研究会での検討を通して正式に策定、研修実施体制を整えるとともに各校へ周知しました。</p> <p>b ワークショップ型授業づくり・ミドルリーダー研修シリーズ、訪問型特別支援教育研修、働き方改革フォーラム、熊本市教育長講演、軽井沢風越学園校長講演等を企画・実施し、多くの教員の参加を得ました。</p> <p>c 学都松本寺子屋事業において指導者・支援者となる「寺子屋先生・サポーター」の応募者の選考及び採用者を対象とした研修を5回実施しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 特別支援教育関係研修や伴走型働き方改革研修等、多様な学びや働き方改革の推進に寄与する研修を実施しました。また、松本市教職員研修計画でも、多様な学びや特別支援教育のあり方に関する研修の拡充を図りました。(2-1、2-2、2-3、2-4)</p>

イ 課題と方向性	<p>(ア) 研修講座の企画に当たっては、研修の実施状況を踏まえつつ、教育現場のニーズを把握し、松本市の教育の課題に対応した柔軟な研修のあり方を模索する等により、一層の効力感のある研修を目指し、充実を図ります。</p> <p>(イ) 校長会、教育会等と連携し、それぞれの役割を明確にし、教員が自主的に学びに向かう気風の一層の向上に取り組みます。</p> <p>(ウ) 研修の成果が学校現場で生きて働き、学校運営や児童生徒の学びの改善につながるよう、教育委員会が伴走者として継続的に学校に関わり、助言・支援を行う研修のあり方を研究します。</p>
<p>(6) 教育文化センター再整備事業（継続） 人材育成拠点とすることに主眼を置き、最先端の知識や情報を活用して探究を続ける力を身につける施設とします。事業内容や仕組みづくり、必要備品等施設のリノベーションについて検討 <具体的な進め方等> ・基本計画素案をベースに、10月までに見直し ・3名のアドバイザーから意見をもとに検討、運営委員会で協議 ・松本独自の教職員研修の場として必要となる施設機能の検討</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 4-1 社会教育活動の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
ア 事業成果	<p>(ア) 事業の達成状況 アドバイザーの意見をもとに、再整備のコンセプトイメージを「不思議を探り、持続可能な未来を切り拓く子どもと、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点」と定めた。また、ICTを駆使して学びを発信することや、この施設が「人と人」や「人と学び」のつなげるハブとなること等、事業の方向性をまとめました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 再整備後の事業コンセプトとして、遊びや体験を通じた学びの起点づくり、企業や大学等と連携をした多様な学び等を定めた。また、それらを実現するために必要な施設機能や備品等の検討を進めました。(2-1、2-4、2-5、4-1、4-5)</p>
イ 課題と方向性	<p>再整備のコンセプトイメージに沿い、真に必要な整備内容や備品配備について精査をする等、内部検討を進めます。</p>

令和4年度事務事業報告

課名： 学校教育課

1 事務事業の概要

<p>児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の長寿命化対策を計画的に進めるとともに、設備の改修、校用・教材備品の購入、情報化の推進や整備を図り、学校環境の充実を進めます。</p> <p>また、就学援助事業など子どもの就学全般にわたる事務事業を進めるとともに、学校における教職員の働き方改革を推進します。</p> <p>「子どもが主人公・学都松本のシンカ」に向け、「絆の深化」、「学びの進化」を目指して、学校・教職員、児童生徒への支援に取り組みます。</p>
--

2 学校教育課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	<p>施設整備については、長寿命化改良事業、学校トイレ整備事業及び障がい児等施設整備事業など予定通り進みました。また、令和5年度に予定していた長寿命化改良事業などの国庫補助事業については、国の補正予算を活用し、令和4年度へ前倒して事業を進めています。</p> <p>学校ICT環境は、当年度の整備により、国の指標に基づく整備率がほぼ100%になりました。このほか、学校と保護者とのコミュニケーション手段について双方向の即時性の高いシステム化を図り、校務環境の改善を図りました。</p> <p>松本市独自でスクリーニング会議のシステムを構築し、市内の1校を除く小学校で実施、昨年度の1.6倍のスクールソーシャルワーカー派遣を行い、サービスを含めた必要な支援につなげることができました。</p>
社会情勢への対応（任意）		部活動地域クラブへの移行をスムーズに行うために、全市の小5・6年生、中学生、その保護者、中学教員にアンケートを実施し、子どもや保護者の願う部活動の地域クラブ移行についての意識を明らかにすることができました。
事務事業の効率化（任意）		卒業式・入学式の来賓対応について、コロナ禍を経て、子どもが主人公となる式典のあり方を従来の慣例にとらわれず学校長が判断して進めることとしました。

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 小中学校施設整備事業（継続）</p> <p>教育環境の改善を図る長寿命化改良事業、学校トイレ整備事業、肢体不自由学級設置に伴うエレベーター設置等の障害児等施設整備事業などを計画的に進めます。</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化改良事業は2校で第1期改良工事の着手、1校で実施設計実施 ・学校トイレ整備事業は改修工事、実施設計の実施 ・障がい児等施設整備事業は、1校にエレベーターの設置工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 子育て支援の充実 1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 長寿命化改良事業は2校で第1期改良工事に着手、1校で実施設計が完了しました。 b 学校トイレ整備事業は小中12校で改修工事、令和5年度施工予定の小中12校で実施設計が完了しました。 c 障がい児等施設整備事業における清水小学校へのエレベーター及びいす式階段昇降機の設置工事が完了しました。 	

<p>(1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 それぞれの課で実施してきた学校・保育園・児童センター等の施設整備を今後は、こども部との連携を図り、余裕教室等の施設や学校敷地を有効活用し、施設の複合化・併設化の取組みを進めます。令和5年度には、明善小学校敷地内に児童センターを併設する計画を進めています。(1-1、1-2、1-3、2-5、8-1)</p>	<p>イ 課題と方向性 令和3年3月に策定した学校施設個別施設計画や実施計画に基づき、事業を進めます。また、余裕のある学校施設を子どもの関連施設に活用し、施設の複合化・併設化を更に進めます。更に、本市が掲げるゼロカーボン及び水銀灯や蛍光灯の製造中止に伴い、令和5年度から学校施設の照明のLED化を進めていきます。</p>
<p>(2) 学校教育情報化推進事業(継続) 「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台端末の整備及び運用。ICT環境の整備やICT活用能力の向上 ＜具体的な進め方等＞ ・児童生徒及び教職員の「学習用1人1台端末」の管理運用(約1万8千台) ・ICT環境の拡充整備 ・ICT支援員の配置による、ICT活用を行う授業の提案や授業づくり支援、運用ヘルプデスク、教職員の研修等 ・校務に係る情報化を推進 ・更なる情報化に向けた検討、改善</p>	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>
<p>ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 (新規) ・オンライン授業用機器(会議用スピーカーマイク)の配備(全学級) ・スマートフォンを用いた学校と保護者とのコミュニケーションシステムを整備、お便り配信や欠席連絡機能の運用(全小中学校) (拡充) ・教室の授業で用いる電子黒板等の拡充整備(普通教室、特別支援学級、特別教室) ・学習用一人一台端末(専科職員用)の拡充整備 ・無線LAN環境の拡充整備(職員室等、全小中学校) (その他) ・ICT支援員が計画的支援に加え、上記整備機器を活用するための支援を実施 ・国が進めているデジタル学習環境(eポータル)導入に関する研究 (1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 「2-3」と「2-4」の当該事業における機器整備の達成状況を基に、整った環境で他事業のICT活用に寄与できる状況となりました。(2-3、2-4)</p>	<p>イ 課題と方向性 一人一台端末を利用した学習者用「デジタル教科書」の利用が令和6年度から本格的に始まります。eポータルにも関連するICTによる学び方の変化に対し、環境整備面で適応していく必要があります。</p>
<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒への就学援助事業(継続) 経済的理由のため就学困難な児童生徒の保護者へ教育費の一部を援助 ＜具体的な進め方等＞ ・学用品費、学校給食費、修学旅行費等を支給 ・小学1年生の新入学用品費は3月に前倒して希望者へ支給 ・新型コロナウイルス感染症関連により就学困難な場合も柔軟に対応</p>	<p>1-1 子育て支援の充実 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>

<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 新入学用品費の前倒し支給の認定者は約20人、新型コロナウイルス感染症関連による支給の認定者は約60人となり、就学困難世帯への時機を捉えた柔軟な対応を行いました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 就学困難世帯への経済的支援により、生活基盤の向上を図るため、令和5年度申請分からの申請書の簡略化を決定しました。保護者と学校の負担軽減を図ることで、申請しやすい環境が整いつつあります。(2-1)</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>令和5年度は、オンライン申請の導入に向けた準備を行います。</p>
<p>(4) 学校における働き方改革の推進(新規)</p> <p>教員が児童生徒への指導や教材研究に注力できるよう 教員業務支援員の配置 <具体的な進め方等> 教員業務支援員未配置校は、市費での単独配置について、行政改革見直し検討・協議</p>	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 令和5年度から県費教員業務支援員が配置されない6校(中山小学校、明善中学校、会田中学校、安曇小中学校、大野川小中学校、奈川小中学校)へ市費で配置します。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 教員業務支援員を市費で配置することにより、関連する分野・方針にそれぞれ掲げている子どもたちと向き合う時間の確保につなげ、学校業務の適正化を図りました。 (2-3)</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>保護者からの度重なるクレーム対応に追われている学校では、残業時間が増えている傾向があります。今後、保護者との向き合い方などの指導主事の学校訪問研修の充実を進めていきます。</p>
<p>(5) いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進(継続)</p> <p>・人権感覚の醸成、いじめや体罰のない学校づくり ・不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 <具体的な進め方等> ・いじめ防止対策 「いじめ・体罰等の実態調査」アンケートに自由記述欄を設け、実態把握、早期の対応 ・不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 保護者、各機関への働きかけを実施 SSWによる、全市立小学校でスクリーニング会議で不登校児童の早期発見・早期支援を推進</p>	<p>1-1 子育て支援の充実 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 スクリーニング会議を市内のほぼ全小学校で実施し、不登校傾向にある子どもの背景や実態を明らかにしました。また、支援が必要な児童を円滑に福祉機関等につなげる流れをつくることができました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 スクリーニング会議により、これまで担任だけが抱えていたものが、広く情報共有され、SSW派遣数が増加しました(昨年度まで80人前後、本年度120人超)。 (1-1)</p>	

<p>イ 課題と方向性 スクリーニング会議で明らかにした分析をもとに、令和5年度は不登校未然防止の研修の充実が必要となります。また、居場所づくりとして、新たな松本南部の中間教室開設、増員した不登校支援アドバイザーの不登校児童生徒へのきめ細かな支援がさらに大切となります。</p>	<p>(6) 学力・体力向上事業（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上 ICT等を活用し、新学習指導要領全面実施における「主体的・対話的で深い学び」の実現を意識した授業づくりの支援 ・体力向上（部活動改革） 中学校の部活動改革について検討し、地域スポーツ活動として取り組める環境の整備 <具体的な進め方等> ・学力向上 学力・授業改善担当指導主事とICT担当指導主事の学校訪問等による、授業改善への助言、支援、1年目講師の研修を実施 ・体力向上 「松本市スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会」の開催。「(仮)中学生の休日スポーツ文化活動検討委員会」の支援 	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 7-3 スポーツ団体・リーダー育成の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況 小学5・6年生とその保護者、中学生とその保護者、中学校教員に部活動の地域クラブ移行についての意識調査を実施し、子どもや保護者、教員がどんな思いや願いを持っているかを明らかにすることができました。また、希望する学校に説明に赴いたり、説明動画を作成し、周知活動に取り組みました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 スポーツ推進課、生涯学習課、文化振興課、教育政策課、スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会、市PTA連合会と連携し、部活動の地域クラブ活動への移行の道筋の検討、アンケート項目の検討、モデル事業の検討を行いました（2-4）。</p>	<p>イ 課題と方向性 部活動の地域クラブ活動への移行についての意識調査を活かし、移行に向けたシステムを提案するとともに、モデル事業を実施し、課題を明らかにしていきます。</p>	
<p>(7) 特別支援教育推進事業（インクルーシブ教育推進事業）（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校から小中学校特別支援学級へ、特別支援学級から通常学級への学びの場の見直し ・(仮)総合支援センターの設置に向けた検討 ・インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実 <具体的な進め方等> ・学びの実態把握のため指導主事の授業参観及び指導支援会議を実施 ・(仮)総合支援センター準備委員会を設置、計画骨子づくり ・特別支援学校の教育相談専任職員による訪問型研修の実施 	<p>1-1 子育て支援の充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実</p>	

ア 事業成果

(ア) 事業の達成状況

センター設立委員会を4回開催し、センターの方向性を共有し、センターに持たせた機能等、具体的なセンター像について検討を行いました。

- (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況
目指すセンター像を事務局内で丁寧にすり合わせた上で、準備委員会を開催したことにより、準備委員会の議論が焦点化され、委員の意見を引き出すことができました。「診断機能の実現」、「学齢期の支援充実」という柱が確認され、人材配置について検討を始めています。(3-3)

イ 課題と方向性

準備委員会の議論の中で、必要な専門家スタッフが明確になってきたものの、配置には様々な機関との調整が必要となります。既にできる部分で調整を始めていますが、実現に向けて解決していくべき課題が多くあります。

令和4年度事務事業報告

課名： 学校給食課

1 事務事業の概要

<p>学校給食法に基づき、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通じた食育に取り組みます。また、地産地消や季節を大切に食材の使用を進め、より安全で安心な給食の提供を目指します。</p> <p>また、老朽化した施設・設備については早急に解消できるよう、再整備に向けた取組みを進めます。</p>

2 学校給食課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	<p>食育の推進では、「食に関する指導の全体計画」に沿って、計画的な食育を推進し、栄養教諭や調理員が学校訪問を実施、また地元農家と学校を結び、生産者とリアルタイムで配信を行い、ICTを活用した食育事業を実施しました。</p> <p>衛生管理・労働安全研修会を開催し、各職場での研修や日常点検に注力し、公務災害の発生件数が5件で、昨年度よりも6件減少しました。</p> <p>学校給食センターの再整備事業では、複数の再整備プラン（案）をもとに、住民説明会を開催し意見聴取を行うなど検討を重ね、説明会の意見等を反映した松本市学校給食センター再整備基本方針を策定しました。</p>
社会情勢への対応（任意）		小学校においてICTを活用した食育事業を実施しました。
事務事業の効率化（任意）		学校給食委員会、食品等選定委員会、衛生管理・労働安全研修会について、協議事項がない場合、Zoomで開催し移動時間等を短縮し効率化を図りました。

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 食育の推進（新規）</p> <p>「食に関する指導の全体計画」に沿って、計画的な食育の推進。児童生徒、その保護者を対象に、バランスのとれた食事を通して、生活習慣病の予防や改善に結びつける取組みを推進</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育の取組み <p>食育推進の方法について栄養教諭や調理員が学校訪問を実施、給食センターの調理の様子を学校にリアルタイムで配信する等、ICTの活用等を検討。子どもを通して食に関する指導を行い、学校と連携した食育事業を実施</p> ・生活習慣病予防の取組み <p>食習慣に関する指導や、「食育だより」による生活習慣病の家庭への周知を行い、予防する取組みを推進</p> ・他課と連携した取組み <p>松本市第3期松本市食育推進基本計画に沿った取組みを実施</p> 	<p>6-1 学校給食の充実</p> <p>6-2 食育の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>a 地元農家の耕作の様子をリアルタイムに配信したり、農家の方と児童がテレビ会議を通じてやり取りをする等のICTを活用した食育事業を実施しました。</p> <p>b 「食育だより」を年12回発行し、食習慣に関する指導や生活習慣病の家庭への周</p>	

<p>知を行いました。</p> <p>c 松本市第3期松本市食育推進基本計画に沿った食育の取組みを実施しました。</p> <p>(i) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 「松本市食育推進計画」で事業計画等について、関係課と調整を図りました。 (6-1、6-2)</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>東部・西部学校給食センターでは提供校が多く、栄養教諭による食育指導が十分に実施できていません。給食センター再整備事業に合わせて、栄養士を増員し、学校での食育の充実を図ります。</p>
<p>(2) 地産地消の推進（継続）</p> <p>地産地消に取り組み、安全安心な食材を使用。梱包資材や流通コストの削減、環境へ配慮したゼロカーボンシティの取組みを推進 <具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要野菜15品目の長野県産食材使用割合を、令和7年度までに重量ベースで30%に ・地産地消率向上のため、食材納入業者に地場産物の納入を促進。「松本の日」*1を継続して実施 ・児童生徒が総合学習で生産した農産物を給食食材として使用 <p>*1「松本の日」：旬のものが市場に多く出回る6月から11月に月1回松本産の野菜や松本地域の地場産物を取り入れ、児童生徒に紹介するための献立を提供する日</p>	<p>6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>a 主要野菜15品目については、長野県産、松本地域産を調達可能な範囲で積極的に使用し、使用割合が上昇しました。令和4年度末の見込みは30.6%</p> <p>b 給食で提供したりんごは全て市内産のものを使用しました。また野菜等の食材を使用した「松本の日」献立を継続して提供しました。</p> <p>c 四賀小学校では、児童が総合学習で生産した、もち米、サツマイモ、きゅうりを給食食材に使用しました。</p> <p>(i) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地産地消の推進のため、農政課、JA、クリーン・ア・グリーンと協議し、提供可能な農産物の仕入れを確保しました。(6-1、6-2)</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>地産地消を向上させるためには、一定量の食材を確保することが課題となっています。給食食材の確保を通じて、ゼロカーボンにつながるフードシステムの構築に当たり、農政部門と連携を図りながら取り組みます。</p>
<p>(3) 食物アレルギー対応食提供事業（継続）</p> <p>「食物アレルギー対応マニュアル」及び「アレルギー対応食提供事業実施要綱」に沿ってアレルギー対応食を提供。アレルギーの理解を深める情報を発信し、対応食解除の取組みを推進 <具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを持つ児童生徒一人ひとりの症状に合った対応食を提供 ・成長期に必要な様々な食品を摂取できるよう、対応食解除に向けたアレルギーに対する情報発信 ・食防止や校内体制の充実 ・保護者、学校関係者等を対象に食物アレルギー講演会を開催 	<p>6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進</p>

<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況 学校給食における「食物アレルギー対応マニュアル」を今年度改訂、発行し、保護者、学校に配布しました。</p> <p>a 食物アレルギー状況把握のため、事前調査、保護者面談を実施し、情報収集を行い、児童生徒一人ひとりの症状に合った対応食を提供しました。</p> <p>b 対応食解除に向けたアレルギーに対する取組み及び情報発信を行い、8名が解除につながりました。</p> <p>c 家庭、学校、行政が情報共有し、誤食防止や学校内体制の充実を図りました。</p> <p>d 保護者、学校関係者等を対象に、食物アレルギー講演会（3年毎）を開催し、89名が参加しました。</p> <p>(1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 食物アレルギー講演会（3年毎）を開催し、講演会の動画をホームページに掲載することで、松本市の取組みや専門医の見解等を広く周知しました。（6-1）</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>児童・生徒の成長に応じた最低限の除去となるよう、保護者に適切な受診と食物経口負荷試験等の食べられるようになるための取組みを促していますが、食物経口負荷試験等を何回も行うため、解除に至るには時間を要します。</p> <p>保護者との面談を行い、対応食解除に向けたアレルギーに対する取組み及び情報発信を引き続き実施していきます。</p>
<p>(4) 安全・安心な学校給食の提供（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理、危機管理を徹底し、ノロウイルス等の食中毒や異物混入等の事故を防止 ・事象事例の活用等により職場点検の強化 <p><具体的な進め方等> 調理員対象の研修会等を実施</p>	<p>6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況</p> <p>a 令和4年4月に東部学校給食センター勤務の職員2名の新型コロナウイルス感染、濃厚接触者2名の特定を受け、松本市教育委員会の判断で、該当給食センター全職員の抗原検査を実施するため、東部学校給食センターの配食校（18校）の給食を停止しましたが、ノロウイルス等の食中毒や異物混入等による事故は発生していません。</p> <p>b 公務災害の発生件数が5件で、昨年度よりも2件減少しました。</p> <p>(1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 食品等選定委員会が市内の給食用食材加工業者の工場視察を行いました。衛生管理、危機管理（動線等）について、給食センター運営の参考とします。</p> <p style="text-align: right;">（6-1、6-2）</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>日常的にノロウイルス等の食中毒や異物混入、公務災害が生じないよう衛生管理、危機管理の徹底を図っていますが、公務災害が発生してしまいます。発生時の情報を課全体で共有することで発生防止に努めます。</p>
<p>(5) 学校給食センターの再整備事業（継続）</p> <p>波田及び梓川学校給食センターは老朽化による建替え、西部学校給食センターは大規模修繕が必要。学校給食センター全体の再整備方法の方針を決定し、基本計画を策定。</p> <p><具体的な進め方等> 再整備について、関係者への説明会を実施、意見を集約した後、基本方針を決定し、速やかに建設用地の選定、基本計画を策定</p>	<p>6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進</p>

ア 事業成果

(ア) 事業の達成状況

学校給食センター再整備に向けて、複数の再整備プラン（案）をもとに検討を重ね、住民説明会等を7回開催し、説明会での意見等を反映した松本市学校給食センター再整備基本方針（センター方式での再整備、質の高い学校給食の実現、直営による運営）を策定し、建設用地については調整中です。

(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況
再整備の進捗について、ホームページに掲載し、市民等へ周知しています。

説明会では、当初、小中学校の保護者を対象とした説明会を5回開催予定でしたが、全市民向け、波田・梓川地区全体の説明会を追加で2回開催し、説明会等で出た意見を集約し、ホームページに掲載するなど市民へ周知しました。（6-1）

イ 課題と方向性

庁内関係各部署と連携し、建設用地の選定を早急に進めます。

令和4年度事務事業報告

課名：生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

生涯学習の施設整備や地域住民の主体的な学習活動の支援を行い、自治能力を高める学習活動の推進及び生涯学習による地域づくりを目指します。
 地区公民館を総合的な地域づくりの拠点と位置づけ、地域課題と向き合い、地域住民が主体的に解決するための学習・実践を充実させ、松本らしい公民館活動を展開します。

2 生涯学習課・中央公民館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	<p>公民館事業におけるICT活用については、DX推進本部と連携し、デジタル活用を支援する人材の育成や初心者向けのスマホ講座などを実施しました。</p> <p>コミュニティスクール事業については、あり方検討会での検討などを踏まえ、国型のコミュニティスクールをモデル校(大野川小中学校)に導入することとしました。</p> <p>成人式のあり方について、市内高校生へのアンケートなどを実施し、従来どおり20歳の方を対象とすることとし、式典名を「ハタチの記念式典」へ変更し、開催しました。</p> <p>公民館等長寿命化事業として、建設から23年を経過したMウイングの中間改修工事に着手し、令和7年度までの4か年で工事を進めます。</p>
社会情勢への対応(任意)		<p>公民館講座の申込の電子申請や施設使用料のキャッシュレス化など、デジタル技術の導入を促進しました。</p> <p>町内公民館振興事業として、コロナ禍で各町会での事業が思うように実施できない中、市内の町内公民館活動の先進事例などの動画研修資料を作成し、各地区の町内公民館長会で研修を実施しました。</p>
事務事業の効率化(任意)		<p>コミュニティスクール事業については、令和5年度から地域学校協働活動推進員の配置やトライやるエコスクール事業費の統合などに着手することにより、学校の負担軽減や事業費の柔軟な執行ができるよう調整を図りました。</p> <p>奈川文化センター夢の森の中間改修工事に合わせ、同施設内に福祉ひろばを集約しました。</p>

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) DXを活用した多様な学びとコミュニティ創出事業(継続)</p> <p>いつでも誰でも学ぶことができる学習機会の充実、多世代かつ多様な住民が主体的に学び、つながりや住民自治を育むためのコミュニティづくりを推進</p> <p>ICT活用支援やメディアリテラシー教育の取組みを検討</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> 講座申込の電子申請や、施設使用料のデジタル決済などの取組みを推進 ICT活用の学習講座をより充実。また、地域のICT支援人材の発掘・育成を推進 オンライン上で集うことのできるオンライン公民館の運営を検討 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-2 互いを認め合い学び合う教育の推進 4-1 社会教育活動の充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p>	

<p>a デジタル技術導入の推進 講座の申込等について、電子申請ができるように整備しました。 施設使用料のキャッシュレス決済を導入しました。</p> <p>b ICT活用の学習講座等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマホ講座 初心者向けスマホ講座を各地区公民館で開催し、スマートフォンの基本的な操作を学ぶとともに、利便性を体験していただきました。 ・ デジタル活用支援人材の育成 デジタル弱者を地域で支援する人材育成講座を開催し、受講生によるスマホ相談会を実施しました。 ・ 館報のデジタル化 紙面に二次元コードを積極的に掲載するとともに、公民館の YouTube チャンネルを作成し、動画での情報発信を行うことで、編集委員、住民へのデジタル化に対する関心を高めることができました。 <p>c デジタル公民館 オンラインを活用した居場所づくりやつながりづくりとして、市民団体ヨクスムマツモトと連携し、生涯学習情報や移住者向けのつながりの場に関する情報の提供を試行しました。</p> <p>(1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 公民館使用料に係るキャッシュレス化や公民館講座の申込の電子申請など、デジタル技術を導入することにより、学習方法の選択肢を広げることができました。 また、映像情報等を取り入れることにより、情報の発信量を大幅に増やし学習内容の充実を図ることができました。(2-4、3-2、4-1)</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>(ア) 新型コロナウイルス感染症が収束しつつあり、公民館事業も動き出す中で、デジタルを活用したつながりをどのように進めるかが課題となります。博物館や図書館とも連携し、デジタルを活用した学びの方策について、今後検討が必要です。</p> <p>(イ) 地域づくりにおいて重要な「健全な対話」のためには、倫理としてのリテラシー向上が重要であり、デジタル社会の進展に合わせたメディアリテラシー対策が必要です。</p>
<p>(2) 松本版コミュニティスクール事業（継続） 地域、保護者、学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し、連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進 ＜具体的な進め方等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティスクール運営委員会での話し合いを通して、地域の特性を生かした事業を展開 ・ コミュニティスクール事業のあり方検討会で、国の制度導入に向けた研究や検討の実施 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実</p> <p>2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進</p> <p>8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 コミュニティスクール事業のあり方検討会等で、国の制度導入に向けて検討し、令和5年度にモデル校を設置し、その効果検証をしたうえで、今後の導入について検討するよう整理しました。また、モデル校への国制度導入に伴い、学校運営協議会規則を制定しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 国の制度導入に当たり、学校の負担軽減につなげるため、モデル校へ地域学校協働活動推進員の配置について検討しました。 また、モデル校の事業費については、学校と地域との連携事業費を柔軟に執行できるよう、コミュニティスクール事業費とトライやるエコスクール事業費を統合し、委託料として一括配当するよう調整をしました。(2-1、2-3、8-2)</p>	<p>イ 課題と方向性 令和5年度から、大野川小中学校をモデル校として、地教行法に基づく学校運営協議会の設置及び地域学校協働活動推進員の配置をします。モデル校の効果検証を踏まえ、今後</p>

の展開を検討します。	
<p>(3) 若者の居場所づくりと社会参画事業（継続）</p> <p>若者の魅力ある居場所づくりと環境づくりを進め、交流を通じて他者との関係性の構築や学び直し支援を進め、生きる力を培うことを支援。また、若者の社会参画を関係機関と連携支援＜具体的な進め方等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター連事業、魅力ある居場所づくり ・ひきこもりの若者も気軽に参加しやすい居場所づくり ・松本若者会議の実施 ・成人式の開催内容及び成人年齢の引下げに伴う成人式のあり方についての検討 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-2 青年期の遊びと学びの充実</p> <p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障</p> <p>3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進</p> <p>4-2 リカレント教育の充実</p> <p>8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進</p> <p>8-3 地域づくりの推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>a コーディネーター事業は、ボードゲームイベントを5回開催し、定着しつつあります。また、新事業として信濃むつみ高校教員の方々にコーディネーターを依頼し「多国籍なんなん交流会」を4回開催し、外国の文化を学ぶことができました。ヤングスクール事業は、若者の趣味やキャリアを学ぶ内容で年3回、合計38講座を開催しました。</p> <p>b ひきこもりの若者の居場所づくりの一環として、NPO法人ジョイフルとの共催により、けん玉体験会の開催、また、毎週日曜日になんなんひろば1階喫茶室を若者に開放する「若者カフェ」を開設しました。</p> <p>c 松本若者会議は、地元企業へのインターンシップを企画・提案する講座を開催し、1・2回目は、講座とミニワークで学生の参加者が多く（1回目14名、2回目7名）充実した内容となりました。3回目の実践講座への参加者が少なかったことが課題です。</p> <p>d 成人式のあり方については、市内高校生に対するアンケートを実施し、結果を参考に検討し、従来通り二十歳の方を祝い励ます式典とすることとしました。故郷松本の良さをアピールする内容で企画する方針となり、式典名は「ハタチの記念式典」に変更しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>若者が誰でも気軽に参加できる居場所づくりとして、ヤングスクールを中心とした各種講座による多様な学びの機会を提供し、不登校、引きこもりの若者も含めた、多様な人や社会とつながる機会を提供しました。（2-2、2-4）</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>(ア) 若者対象の事業で共通する課題である周知方法について、関係機関と連携し、可能な限り統一した媒体を作り、情報発信することが重要であると考え、現在若者会議のスタッフ内でも検討中です。</p> <p>(イ) ひきこもりの若者の居場所づくりについては「若者カフェ」の活性化（ボードゲームの設置、ヤングスクール会場に利用等）を来年度実施予定です。また「ひきこもり支援講座」を開催し、若者をはじめ一般市民の方々に若年層をはじめとしたひきこもりの特徴を知り、理解するための内容で検討中です。NPO法人ジョイフル、市の関係課、関連団体にも参加・協力を呼びかけていきます。</p>	
<p>(4) 公民館等長寿命化事業（継続）</p> <p>公民館等の長寿命化。当面は、設備機器（照明・トイレ）の中間補修を実施し、施設の機能維持・回復</p> <p>＜具体的な進め方等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、奈川文化センター夢の森、Mウイングの中間補修工事を実施。特にMウイングは権利者の合意を得ながら4カ年の工事を計画的に実施 ・松南地区公民館の実施設計 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>

<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況</p> <p>奈川文化センター夢の森は、屋根・外壁補修の他、照明 LED 化、トイレ洋式化及び空調改修等を実施し、建設から 28 年経過し、老朽化した施設・設備等の環境整備を完了しました。Mウイング（中央公民館）も建設から 23 年経過していますが、大規模施設のため 4 か年計画で利用に配慮しつつ工事を実施します。1 年目となる本年度は、落下の危険性が指摘されていた外壁の補修、外灯照明の LED 化等のほか、故障して漏水していた給水ポンプを更新しました。このように公民館の利用環境は計画的に改善されています。</p> <p>加えて、松南地区公民館中間改修工事の実施設計も終え、次年度工事の準備も整いました。</p> <p>(i) 第 3 次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>奈川文化センター夢の森の中間改修工事に合わせて、同地区内の福祉ひろばを移転・集約しました。さらに、敷地内へ奈川診療所も移転・新築し、奈川地区の公共施設の集約が完了し、地区住民の利便性が一層向上しました。（4-5）</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>個別施設計画に基づき、当面は中間改修工事により、老朽化した施設・設備を更新していきます。</p>
<p>(5) 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震事業（継続） 平成 30 年度から 6 カ年、耐震補強工事を実施 ＜具体的な進め方等＞ 国庫補助事業計画に基づき、実施 令和 4 年度 … 耐震補強工事（本館Ⅲ期） 令和 5 年度 … 耐震補強工事（本館Ⅳ期） また、令和 3 年度耐震補強工事において、床下の蒸気配管 保温材からアスベストが検出されたため、蒸気配管を全て除去 令和 3 年度 … 本館南棟東 1-4、1-5 会議室床下配管を除去 令和 4 年度 … 令和 3 年度除去箇所を除く全ての床下配管を除去</p>	<p>【第 3 次計画において関連する 分野・方針】</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況</p> <p>a 耐震補強工事（本館Ⅲ期）を完了しました。 b アスベストを含有している床下蒸気配管をすべて除去しました。</p> <p>(i) 第 3 次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>令和 5 年度（本館Ⅵ期）を実施し、平成 30 年度から 6 カ年計画で実施してきた耐震事業を終了します。（4-5、9-2）</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>防災施設等整備事業の計画策定を行います。</p>

令和4年度事務事業報告

課名：中央図書館

1 事務事業の概要

<p>図書館は、市民にとって単に本を借りるという場所だけでなく、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心を支え、多種多様な情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。</p> <p>社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努めるとともに、新しいつながりや交流の拠点となるべく、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点としての図書館を目指します。</p>

2 中央図書館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな市民ニーズや社会の要請を踏まえ、地域の情報拠点となる図書館としてサービス充実を図るため図書館サービス計画の基本となる「松本市図書館未来プラン」を策定しました。 ・長野県と市町村による協働電子図書館に参加し、非来館型サービスの充実に努めました。 ・分館（あがたの森図書館を除く）にWi-Fiを設置し、自由に情報にアクセスできる環境の整備を進めました。
社会情勢への対応（任意）		<ul style="list-style-type: none"> ・自習スペースとして開放している3階第1・2会議室とロビースペースについて、より多くの市民に利用してもらえるようレイアウトを変更し、感染対策をしたうえで、座席数を増やしました。また、2階豊コーナーを若者学習スペースとしてリニューアルし、学習環境の整備を図りました。 ・感染対策として資料の消毒や館内消毒を継続的に実施しました。
事務事業の効率化（任意）		<p>図書館利用者の利便性と窓口業務の効率化を図るため、図書館利用者カードの新規登録と更新手続きのオンライン申請について検討を進めました。</p>

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 松本市図書館未来プランの策定（新規）</p> <p>図書館の現状と課題を改めて洗い出し、目指すべき将来像やその実現を図るための具体的な取組みと方向性を定め、新たな市民ニーズや社会の要請をふまえた図書館サービスの充実を図るため、「図書館未来プラン」を策定 <具体的な進め方等> 「松本市図書館未来プラン」を、10月を目途に策定</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 図書館サービスの基本計画である「松本市図書館未来プラン」を令和4年10月に策定しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>a 未来プランに定めたサービス充実の具体的な取組みに基づき、公民館と連携して講座を行いました。また、MLA（博物館・図書館・文書館）連携について、文書館主催の講座にパネリストとして参加しました。（4-3）</p> <p>b 松本城の世界遺産登録推進を図る取組みの一環として、秋の読書週間に城郭考古学者の千田嘉博氏を講師に招き、関係各課と連携し「松本城と世界の城」というテーマで講演会を開催しました。お城をテーマにした図書館ロビーでの展示や、図書館の「お城文庫」の資料の活用を図りました。（4-3）</p>	

<p>c 課題解決型図書館として実績のある札幌市から講師を招き、三の丸エリアプラットフォームメンバーを加えた意見交換と、図書館職員の資質向上のための研修を行いました。(4-3)</p>	<p>イ 課題と方向性 松本市図書館の基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を具現化するため、今後も市民への積極的な情報発信・提供を行い、未来プランに沿ったサービスの充実に努めます。</p>
<p>(2) 中央図書館の大規模改修(継続) 開館から30年が経過し、ハード面での課題が生じています。居場所・交流・勉強・趣味など市民ニーズに対応、利用者視点のゾーニングを実施、多様な空間の確保に努め、安全安心で快適な環境の整備、市民の利便性の向上のための大規模改修工事の内容検討 <具体的な進め方等> 劣化度調査を行い、未来プランの実現に必要な改修工事の検討</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 中央図書館の改修方針を検討するため、劣化度調査を実施しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 松本市図書館未来プランの施策の柱5では、多種多様なサービス提供のための施設整備や施設のユニバーサルデザイン化等、居心地の良い公共空間を提供するための具体的な取組みを定めました。また、改修方針の検討のためPFI導入庁内検討会議を開きました。そこで出た意見を反映し、改修の方向性を検討するため、課内検討会を立ち上げました。(4-5)</p>	<p>イ 課題と方向性 (ア) 令和5年度は中央図書館のアスベスト調査を行います。 (イ) 劣化度調査の結果や仮設図書館の方向性を踏まえ、未来プランの実現に必要な改修の検討を進めていきます。</p>
<p>(3) 電子図書館の導入とICTの利活用(新規) 来館しなくても情報にアクセスできる図書館サービスの充実 ・「電子書籍」を用いた電子図書館サービスを提供し、誰でも気軽に情報へアクセスできる環境を整備 ・市民の情報拠点として、迅速かつ正確で多種多様な情報を提供できる環境の整備 <具体的な進め方等> ・協働電子図書館事業について、令和4年8月の事業開始に向けて運営委員会に参加、準備 ・ICTを活用したオンラインデータベース増加の検討 ・分館にWi-Fi環境を整備 ・作業などの効率化による利用者の利便性向上を目的に、ICTタグの導入を研究</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 県と市町村による協働図書館へ参加しました。 b 市民の情報収集に役立つ新たなデータベースを導入しました。 c 分館(あがたの森図書館を除く)にWi-Fiを設置しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 県と市町村による協働図書館へ参加し、来館しなくても情報にアクセスできる環境の整備に努めました。(4-3) b 課題解決に役立つ新たな分野のデータベースの導入について検討しました。(4-3) c 分館(あがたの森図書館を除く)にWi-Fiを設置し、自由に情報にアクセスできる環境の整備を進めました。(4-3)</p>	

<p>イ 課題と方向性</p> <p>(ア) 利用者の利便性向上と業務の効率化のため、I C タグの導入について引き続き研究します。</p> <p>(イ) データベースの種類を拡充と利用促進のための周知方法について研究します。</p> <p>(ウ) 協働電子図書館は、引き続き利用者の需要等の把握に努めます。</p>	
<p>(4) 第2次学都松本子ども読書活動推進計画の推進（継続）</p> <p>子どもが読書に親しめる環境づくり、子ども読書活動を担う人材が情報共有、交流、協働して活動を高めていくための計画を推進</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サードブック事業の具体的な実施方法の検討 ・ 中・高校生に向けて、ブックリストの作成等の支援事業 ・ 読書活動に意欲的にかかわる人材の養成、活躍の機会の創出 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実</p> <p>4-1 社会教育活動の充実</p> <p>4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>サードブック事業については、実施方法等の検討を行い、令和5年度から実施が決まりました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>a サードブック事業実施に向けて、学校図書館司書も参加している子ども読書活動推進委員会作業部会において本の選定を行いました。（2-1）</p> <p>b 子ども読書活動推進委員と連携し、人材育成のため読み聞かせボランティア養成講座と子ども読書活動スキルアップ講座を計画的に実施しました。（1-2）</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>(ア) 令和5年度からのサードブック事業実施にあたり、学校図書館司書との連携を図ると共に、事業の効果を検証していきます。</p> <p>(イ) 令和5年度は、第2次学都松本子ども読書活動推進計画の最終年度となるため、評価・検証を行い、年度内に第3次学都松本子ども読書活動推進計画を策定します。</p> <p>(ウ) 中・高生に向けた、豊かな心を育み生きる糧となるような本との出会いのきっかけ作りとなる支援事業を引き続き進めます。</p>	

令和4年度事務事業報告

課名：文化財課

1 事務事業の概要

<p>行政と市民が連携して文化財の保存活用を図り、次世代へ引き継いでいくため、松本市文化財保存活用地域計画に位置付けた各種事業を積極的に進めるとともに、その成果を市民に分かりやすく伝える講座や学習会、SNS等による情報発信を積極的に行います。</p> <p>市域の文化財の中核をなす松本城を後世に確実に守り伝えるため、歴史的遺構や史跡内建造物等に関する調査・研究と復元・整備を計画的に実施するとともに、関連する歴史的資料の収集・保存・研究を進め、その成果を周知、活用します。</p> <p>歴史や文化を活かしたまちづくりを通じて、市民が地域に愛着や誇りを持ち、観光や産業といった経済振興にもつながるような、魅力ある地域づくりを目指します。</p>

2 文化財課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体による文化財の保存活用を図るため、まつもと文化遺産認定制度の周知と新規認定、補助金等による支援を図りました。 ・ SNSや動画投稿サイトによる文化財や発掘調査成果の情報発信を拡充したことにより、フォロワー数や再生回数が増大し、周知の効果を高めることができました。 ・ 市域の文化財の中核をなす国指定文化財の今後の保存活用に向け、整備基本計画策定や整備事業に着手しました。 ・ 松本城を将来に確実に継承していくための耐震・防災対策や堀浄化対策などの施策を予定通りに進め、成果を得ることができました。 ・ 松本城南・西外堀復元事業は、事業主体のお城まちなみ創造本部と協力し、発掘調査等を予定通り実施しました。
社会情勢への対応（任意）		<p>少子高齢化と価値観の多様化により、文化財の保存と継承がこれまで以上に厳しさを増す社会情勢にあるなか、SNS等を活用した情報発信など、若い世代にも地域の歴史や文化財に関心を持ってもらうための取組みを継続していきます。</p> <p>また、地域の文化財と関わる体験を通じて地域への愛着を高め育むことができるよう地域の取組みを支援していきます。</p> <p>三の丸エリアビジョンの策定などの新しいまちづくりに連携し、史跡松本城整備基本計画策定や松本城及びその周辺整備計画の見直しなど、史跡松本城の保存、活用、整備に関する取組みに着手しました。</p>
事務事業の効率化（任意）		<p>松本市公式ホームページに周知の埋蔵文化財包蔵地を掲載したことで、市民への埋蔵文化財の周知が図れると同時に、不動産・建築等関係者が文化財課に問い合わせることなく包蔵地の範囲等を確認することが可能になりました。</p> <p>松本城南・西外堀復元事業では、お城まちなみ創造本部が主体となって事業を進めることとなったことから、今後は本部と協力しながら文化財課が担当する事務（発掘調査など）に専念することとします。</p>

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 文化財の魅力をも市民に周知し理解を深めるための情報発信（継続）</p> <p>SNSやYouTube等を活用した情報発信を通じ、文化財の魅力や価値を幅広い世代の市民に周知</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS「まつもとの文化財」や市ホームページ等を活用し、市内文化財の情報を幅広く発信 ・ 埋蔵文化財の発掘調査成果について、現地説明会や報 	<p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障</p> <p>8-3 地域づくりの推進</p> <p>9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信</p>
--	--

<p>告会開催のほか、動画による配信を実施 ・市ホームページから閲覧可能な発掘調査報告書の登録 推進と周知拡大</p>	
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a SNS「まつもとの文化財」は年間337回の発信を行い、Facebook101件、Instagram148件のフォロワーを獲得しました。(9-1) b 発掘調査の現地説明会(2回実施、参加者延べ137人)や発掘報告会(参加者213人、動画再生回数延べ2,370回(前年度動画分含め)のほか、出土遺物の速報展(来館者1,002人)を開催しました。実地とインターネットの両面から成果を発信したことで、幅広い世代に向けて埋蔵文化財に対する関心を喚起する機会になりました。(2-4) c 埋蔵文化財発掘調査報告書について新たに2件のPDFデータを掲載し、市民や研究者等への学習の機会を提供しました。(2-4) (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 お城まちなみ創造本部と連携して、SNS上で松本市近代遺産をシリーズ化して紹介しました。(9-1) まつもと文化遺産の新規ロゴマーク投票の手段としてSNSを活用したことで、制度の周知を高めるだけでなくSNSのフォロワー拡大も図ることができました。 (8-3、9-1)</p>	
<p>イ 課題と方向性 もっと知りたい、もっと深めたいという市民の幅広い興味や関心に応えられるよう、遊びや体験の要素を取り入れた親しみやすい情報発信に取り組んでいきます。</p>	
<p>(2) まつもと文化遺産活用事業(継続) 「松本市歴史文化基本構想」及び「松本市文化財保存 活用地域計画」に基づき、住民が地域の文化財を主体的 に保存活用する取組みを支援、地域の活性化 <具体的な進め方等> ・「まつもと文化遺産保存活用協議会」で「まつもと文化遺産」の認定、引き続き補助金を支援 ・認定候補団体への助言、ロゴマークの活用による制度の周知</p>	<p>8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 協議会を2回開催し、新たに第二地区と芳川地区の2団体をまつもと文化遺産に認定し、6団体に補助金を交付し、活動を支援しました。(8-3、9-2) b 既存のまつもと文化遺産2件(保存活用団体2団体)について活動状況の報告を受け、協議会から助言を行いました。(8-3、9-2) (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 ロゴマークを決定するに当たり、学校との連携により市内小中学校に投票を呼びかけるチラシを配布しました。(9-1) 公民館と連携し、主事会においてまつもと文化遺産の制度を周知するとともに、新規遺産の認定証授与式を町会長会等で行い、地域住民への周知を図りました。 (8-3、9-1)</p>	
<p>イ 課題と方向性 身近な文化財の積極的な活用を通じて、子どもたちが地域に対する関心を高められるよう、地域の保存活用団体の取組みを支援していきます。</p>	

<p>(3) 小笠原氏城館群史跡整備事業（継続） 国史跡に指定された小笠原氏城跡の保存活用 <具体的な進め方等> ・史跡整備の具体的な内容を定める整備基本計画を令和4～5年度の2か年で策定 ・史跡小笠原氏城跡の文化財的価値等を、現地講座、マップ、市ホームページ「松本の山城」等で周知</p>	<p>8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 史跡小笠原氏城跡整備基本計画案について、策定委員会を設置・開催し、検討しました。林大城の現地講座を開催し、史跡の文化財的価値の周知を図りました。（8-3、9-2） (1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地区公民館主催の講座で林城が取り上げられ、文化財課が講師等で協力し、社会教育分野との連携、市民の学びの場としての活用を図ることができました。 (8-3、9-1)</p>	
<p>イ 課題と方向性 昨年度策定した保存活用計画で明らかとなった史跡の課題を解決するため、早期に整備に着手する必要があります。</p>	
<p>(4) 殿村遺跡史跡整備事業（継続） 平成22年度から発掘調査や虚空蔵山周辺の総合調査を実施し、地域信仰の遺跡群として史跡指定を目指す <具体的な進め方等> ・調査指導委員会、文化庁、長野県教育委員会と史跡指定に向けた調整の実施 ・殿村遺跡用地内の旧会田中学校プールの解体</p>	<p>8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 史跡指定に向け、長野県教育委員会と協議を行いました。また、殿村遺跡用地内の旧会田中学校プールの解体工事を実施しました。（9-2） (1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 市民団体の学習会等で殿村遺跡、虚空蔵山城が取り上げられ、文化財課が講師等で協力し、社会教育分野との連携、市民の学びの場としての活用を図ることができました。 (8-3、9-1)</p>	
<p>イ 課題と方向性 殿村遺跡は現地保存されており、活用に向けた整備等が必要です。総合調査で明らかになった殿村遺跡、虚空蔵山城の文化財的価値を基に、史跡指定に向けた取組みを進めます。</p>	
<p>(5) 史跡弘法山古墳再整備事業（継続） 規模や形状等を確認する発掘調査や周辺古墳群の調査を行い、保存活用計画を策定 <具体的な進め方等> 調査委員会や県教委・文化庁の指導・助言を受け、古墳の外形や墳丘の規模を確認する発掘調査を実施</p>	<p>8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 弘法山古墳発掘調査を実施し、予定していた調査が完了しました。（9-2） (1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地区公民館講座等で弘法山古墳が取り上げられ、文化財課が講師等で協力し、社会教育分野との連携、市民の学びの場としての活用を図ることができました。 (8-3、9-1)</p>	

<p>イ 課題と方向性 東日本最古級の前方後方墳である弘法山古墳の文化財的価値を市民に知ってもらい、学びの場や観光に活用できるよう、整備に向けた取組みを進める必要があります。</p>	<p>(6) 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業（継続） 令和6年度の公開に向けた観察路・安全柵・案内板などの整備 ＜具体的な進め方等＞ ・観察路などの設計や用地測量を実施 ・魅力的な観光資源として活用されるよう、地域や関係機関と連携 ・公開後の活用に向け、旅館従業員や地元小学生対象の見学会を開催</p>	<p>8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 整備計画に基づき、文化財の保存に配慮した観察路などの測量設計を実施しました。（9-2） b 整備後の活用に向けて、整備内容や案内の仕方などについて地元関係者と方向性を共有しました。（9-1） c 噴湯丘発掘体験を含む見学会を3回開催し、地元理解を深めました（参加人数：延べ37名）。（8-3、9-2） (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地元小学校のクラブ活動や総合学習を活用し、現地で文化財に直接触れる体験学習を行い、地域の宝への愛着や文化財の保存活用に対する理解を深めることにつながりました。（8-3、9-1）</p>	<p>イ 課題と方向性 天然記念物の保全と観光活用を図りながら、令和6年度の公開に向けて整備区域の整備を進めます。</p>	
<p>(7) 国宝松本城天守耐震対策事業（継続） 松本城の文化財的価値を損なわない耐震補強案を検討し、令和4年度中に耐震対策基本計画を策定、国庫補助を取り込みながら令和8年度から耐震工事を実施 ＜具体的な進め方等＞ 国宝松本城天守耐震対策専門委員会で耐震補強案の検討を行い、天守耐震対策基本計画を策定</p>	<p>9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>	
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 天守建造物（木造部分）単体の耐震補強案（手法）の検討を進め、一定の目途がたちました。 令和2～3年度に実施した天守石垣や地盤等の調査の結果、松本城天守石垣の耐震能力が想定を下回ったこと、また、一部の石垣ではらみだしが確認されたことなどから、天守建造物と石垣の一体的な耐震補強方法について、国宝松本城天守耐震対策専門委員会で検討を進めました。 耐震対策に関する取組状況について庁内関係部署に情報提供を行い、工事期間中の市民生活や観光等に及ぼす影響に関する意見交換を行いました。（9-1、9-2） (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 天守石垣や地盤等の調査結果から、新たにわかった松本城の立地について、講座等の市民の学びの場で周知をはかり、松本城の歴史や保存活用に理解を深めてもらいました。（9-1、9-2）</p>	<p>イ 課題と方向性 天守の文化財的価値を損ねない耐震補強案の検討を行うよう、文化庁や有識者から厳格な対応を求められているため、天守建造物と石垣の一体的な耐震補強案及び耐震対策基本計画の策定期間に更なる時間が必要となりました。（策定期を令和4年度末から5年度末に延期）</p>	

<p>令和5年度末の耐震対策基本計画策定を目指し、国宝松本城天守耐震対策専門委員会内で協議を推進します。 工事による市民生活や観光等への影響を最小限とするよう、庁内外で検討を進めます。 今後予定する、松本城黒門の耐震対策工事と天守耐震対策工事の実施時期を調整します。</p>	
<p>(8) 松本城防災設備整備事業（継続） 国庫補助を活用し、松本城防災設備の見直しを実施 令和6年度までに建造物等の防災設備の更新・新設 <具体的な進め方等> 送水設備新設や、電気配管、配水管の敷設、受電設備の改修を実施。設備の設置に伴う本丸内の遺構確認</p>	<p>9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 スプリンクラーに接続するポンプ室、貯水槽、発電機等の送水設備の新設、電気配管・排水管の敷設、受電設備の改修を実施しました。(9-2) (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 天守ナイトツアーなど、天守内を学びの場として活用する中で、新たに設置したスプリンクラー等の防災設備を見学してもらい、文化財保存への理解を深めてもらいました。(9-1、9-2)</p>	
<p>イ 課題と方向性 令和6年度の事業完了を目指し、これまでに引き続き国庫補助を活用しながら、既存ポンプや貯水槽等の設備更新を実施します。(令和6年度は、電気設備ほか) 天守建造物の解体が必要となる防災設備については、天守耐震対策工事をあわせて実施します。</p>	
<p>(9) 黒門・太鼓門耐震対策事業（継続） 耐震対策基本計画に基づき耐震工事に着手。大地震動時の被害が大きい太鼓門を先行して工事着手。黒門は太鼓門耐震工事完了後、来城者等に不都合が生じないように留意しながら事業実施 <具体的な進め方等> 太鼓門の一の門、二の門の耐震補強工事に着手</p>	<p>9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 太鼓門一ノ門、二ノ門の耐震補強工事を実施しました。(9-2) (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 公民館と連携したまち歩き講座において、太鼓門耐震工事内容を紹介し、地域住民への周知を行いました。(9-1)</p>	
<p>イ 課題と方向性 太鼓門は、令和4年度に引き続き国庫補助を活用しながら、一ノ門の工事のほか、袖塀の工事を実施します。 黒門は、工事期間中の通行（本丸内への入場）制限が想定されることから、来場者への影響が最小限となるよう、天守の耐震工事と一体的に実施できるよう時期を調整します。</p>	
<p>(10) 堀浄化対策事業（継続） 基本計画に基づく工事の実施設計を行ったうえで、令和5年度から国庫補助を活用して松本城堀の堆積物除去工事を実施 <具体的な進め方等> 松本城堀の堆積物除去工事、工事のための実施設計を実施。堀清掃業務や薬剤の散布等、日常的な堀浄化業務を継続して実施</p>	<p>9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>

<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況 松本城の内堀、外堀及び総堀の堆積物除去（浚渫）に向け、工事の実施設計を行いました。令和5年度の工事着手に向けた文化庁との協議の中で、浚渫工事を含む堀浄化対策事業の事業効果の証明と事業期間の見直しを求められたことから、追加の堀総合調査を実施しました。（9-2）</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 市民のまち歩き講座において、古文書に残る江戸時代の浚渫の様子や、今後予定している浚渫事業を紹介し、学びの場として活用する中で、事業を市民に周知しました。 (9-1、9-2)</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>実施設計に基づく工事の内容と、堀総合調査の結果及び浚渫後の堀水の維持・管理に関する堀浚渫等の計画内容を、令和4年度策定予定の史跡松本城整備基本計画に記載するよう、文化庁から指導を受けました。また、堀浚渫工事が、堀水や周辺環境に悪影響を及ぼすことのないよう事業期間の延長を求められました。</p> <p>文化庁や有識者と協議しながら、国庫補助を活用し、令和5年度より、堀水水源の上流部となる内堀東側の浚渫工事に着手します。</p>	
<p>(11) 松本城南・西外堀復元事業（継続）</p> <p>国庫補助を取り込みながら、幕末維新期の姿に南・西外堀の復元を実施 ＜具体的な進め方等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主管課と協力しながら、令和9年度の「水をたたえたお堀」復元を目標 ・ 令和4年度の用地取得完了を目指し、用地買収、家屋補償等の取組みを実施 ・ 南外堀の試掘を実施 ・ お城まちなみ創造本部と協力し、「平面整備」から「水をたたえた堀の復元」への転換に向けた調査・研究を推進 ・ 取組成果を周知・報告し、意見を伺う場の創出 	<p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況 事業用地の取得率が90.3%に達しました。 代替地（旧医師会館跡地ほか）の一部整備を行いました。 復元する堀の範囲・形状を確認するため、南外堀跡地の一部の発掘調査を実施しました。</p> <p>文化庁との協議の中で、水堀復元への事業方針変更についての理解を得ました。一方で、復元に必要な史資料の調査・研究や、追加の発掘調査、それらに基づく復元の詳細な事業方針・設計等を行うよう、また、それらの成果に基づく詳細な事業内容を史跡松本城整備基本計画に記載するよう強く指導を受けました。（9-2）</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 南外堀の発掘調査成果について、現地説明会や報告会等の市民の学びの場を通じ、市民に周知しました。（2-4、9-1、9-2）</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>事業用地取得及び代替地整備を進めます。</p> <p>文化庁の指導に基づき、堀の範囲と形状を確認するため、南外堀跡は追加の発掘調査、西外堀は必要箇所の発掘調査をそれぞれ実施します。</p> <p>主管課であるお城まちなみ創造本部に協力しながら、堀の復元（工事）に係る事業方針の策定を進めます。</p> <p>外堀復元に向け、文化庁や有識者との協議を進めます。</p> <p>堀総合踏査の結果等を踏まえた堀復元事業の取組事項を、史跡松本城整備基本計画に記載します。</p>	

令和4年度事務事業報告

課名：博物館

1 事務事業の概要

博物館は、市域の歴史、民俗、産業、自然等の資料を収集保管し、市民の学習に供することにより松本市の発展に寄与することを目的とする社会教育機関です。平成12年に策定した「松本まるごと博物館構想」の理念のもと、多くの世代が気軽に学習に利用できる環境を整えるため、新博物館の建設を進めます。また、展覧会や講座のほか多様な情報発信を通して松本について学ぶ機会を提供し、市民の皆さんとともに学びの成果を地域の発展に活かしていきます。

2 博物館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	<p>基幹博物館の建築工事は、計画通り進捗し、完成しました。資料移転準備、開館記念特別展や開館記念事業の準備、指定管理者選定、コーディネーターの人選、旧博物館の解体準備も順調に進捗しています。</p> <p>国宝旧開智学校校舎は、保存活用計画を策定しました。耐震対策工事、防災設備整備事業は、ほぼ順調に進捗しています。</p> <p>博物館施設の管理運営のあり方を、関係課と共に検討しました。分館施設の事業の効果を検証し、見直しを行いました。</p>
社会情勢への対応（任意）		<p>松本まるごと博物館のホームページ上で、基幹博物館開館に向けて博物館紹介を学芸員が交代で行い、今後の博物館について積極的に情報発信を行いました。市民学芸員養成講座を継続的に開催するとともに、友の会、市民学芸員の会の学びに、学芸員が積極的に関わっていきます。</p>
事務事業の効率化（任意）		<p>市民参加によって行った手まりモビールのお披露目を開催しました。また、市民学芸員養成講座を引き続き開催しました。また、友の会及び市民学芸員の会を中心としたガイド案内募集を行いました。市民学芸員の会では、市域の歴史や民俗等、興味を持った学習会が多数立ち上げられています。友の会の部会も含め、学芸員も積極的に参加し、市民の学びに寄与しています。</p>

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 基幹博物館整備事業（継続）</p> <p>建築工事及び展示製作を進め、それぞれ7月と11月の完成目標。建物完成後の施設管理や条例等の整備</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事は内装や外構等の仕上げ工事を中心に進め、7月中の完成目標 ・展示製作は建物完成後から、展示室内の造作・造形物や展示ケース等の設置を開始、11月中の完成目標 ・指定管理者制度を導入。基本事項となる休館日、開館時間及び観覧料等を決定、条例等の改正 ・運営方法は直営（学芸業務）と指定管理者（管理運営業務）の混合とし、指定管理者については年度中に公募及び選定 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>基幹博物館の建築工事及び展示制作は、予定通り完成しました。指定管理者制度の導入、公募、選定及び条例等の改正も予定どおり進めました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>展示制作の中で、地域の小学生にモニタリングを実施し、学校連携を推進しました。</p>	

(4-5)	
イ 課題と方向性 現在、枯らし期間のため撤収している実資料を展示し、10月の開館までに、常設展示を完成させます。	
(2) 基幹博物館の開館準備（新規） (ア) 開館記念特別展の準備 (イ) コーディネーターの人選 (ウ) 令和5年秋の開館記念事業を計画 <具体的な進め方等> ・開館記念特別展の出展資料を確定し、必要経費を積算、関連事業の計画作成 ・コーディネーター候補者選定し、事前交渉を行い、最終候補者の絞り込み ・開館行事は他館の事例等を参考に実施計画で協議	【第3次計画において関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 基幹博物館の開館準備を順調に進めました。1階のにぎわい創出及び開館記念特別展の具体的な計画を作成し、コーディネーターを決定、開館行事の準備を進めました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 ・特別展の準備で企業連携を行い、社会還元の取組みを行いました。(4-5) ・開館行事の準備で、地域や高校、大学と連携しました。(4-5)	
イ 課題と方向性 運営支援業務の確実な実施に向けて準備を行います。	
(3) 国宝旧開智学校校舎保存活用事業（継続） (ア) 「学都」の礎である国宝旧開智学校校舎を適切に保存活用するための計画を策定、校舎の耐震対策工事、防災設備整備 (イ) 工事休館中は、旧司祭館・地元公民館等と連携し、旧開智学校校舎の紹介展示や耐震工事に関する情報を発信 <具体的な進め方等> ・国宝旧開智学校校舎保存活用計画を策定 ・校舎の耐震対策工事を実施 ・防災設備整備として、年度前半で実施設計、後半から工事着手 ・学都松本の象徴としての多様な情報を発信	【第3次計画において関連する分野・方針】 9-2 文化遺産の保存と活用
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 ・保存活用計画を策定し、耐震対策工事の実施並びに防災設備整備事業に着手しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 ・地元公民館との連携による工事見学会の実施により地域づくり意識が醸成されました(9-2) ・旧司祭館での校舎の紹介展示（紹介動画放映等）や工事見学会を行い、来館者・参加者に好評でした。(9-2) ・校舎の紹介展示や大学研究室による校舎の調査研究等により、歴史・文化財に触れる機会を創出し、その魅力・価値を発信しました。(9-2)	
イ 課題と方向性 ・保存活用計画に基づいた校舎の活用等を実施していきます。 ・耐震対策工事、防災設備整備事業を進めると共に、紹介展示等による魅力・価値の発信を行い、歴史文化に触れる機会の創出、文化財保護意識の醸成を図ります。	

<p>(4) 博物館施設の管理運営のあり方（継続）</p> <p>(ア) 分館を整理し、施設の管理運営のあり方を検討</p> <p>(イ) 文化財建造物系の施設に建築士を配置する仕組みづくりを検討</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分館を整理し、行政改革の取組みにおいて再編を検討 ・職員配置見直し、建築の専門職員の配置を検討 ・分館の指定管理者制度の拡充を検討 ・分館の事業見直し ・文化財施設等の管理運営を関係課と方針共有 ・学芸員及び建築士の計画的採用と人材育成を検討 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p> <p>9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分館の業務を整理し、施設の管理運営のあり方を検討しましたが、継続検討となっています。 ・分館の整理及び文化財建造物の建築士配置について、関係課と検討しました。 <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学芸員の資質向上のため、地域や社会教育団体に職員を派遣しました。（4-5） ・分館の指定管理者制度の導入の検討にあたり、地域との連携に積極的に取り組みました。（4-5） 	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>分館の整理及び建築士の配置について、関係課とともに、行革で取り組みます。</p>	
<p>(5) 現博物館施設の解体準備（新規）</p> <p>個別施設計画に基づき、現博物館施設の解体準備</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本城整備研究会に報告、解体方法について史跡保護の指導を仰ぎます。 ・試掘調査の実施について関係課と協議 ・概算経費を算出し、実施計画で検討 ・不要備品の廃棄経費を算出、実施計画で検討 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>松本城整備研究会、文化庁及び長野県教育委員会の助言・指導に基づき、解体方法を検討するための試掘調査を実施しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>史跡松本城の保護を前提として解体方法を検討しました。（9-2）</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>具体的な解体方法については、次年度の設計業務委託の中で検討し、令和7年度までの解体撤去に向け、取り組みを進めます。</p>	

教育委員会資料
5. 3. 23
学校教育課

報告第 3 号

令和4年度 市立小学校スクリーニングシートの集計および分析について

1 趣旨

市内の小学校 27 校(28 校中)で不登校傾向がある児童を早期に発見するために行ったスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)によるスクリーニング会議において、各校で実際に活用したスクリーニングシートを集計した結果から見えてきた傾向等を報告するものです。

2 経過

4. 1. 開明小学校で試験的にスクリーニング会議を実施する。

4. 4. 1 SSW3名が新たに学校支援室に配置される。

市内小学校27校でスクリーニング会議を行う。

3 スクリーニングの方法

学級担任が、学校における児童の様子や懇談会等で把握した保護者等の情報をもとに、スクリーニングシートの15項目にそって記載する。その後、スクリーニング会議において、グループごとに各児童について検討し、暫定的支援(「学校対応」「継続調査」「SSW 派遣」「指導主事派遣)」について決定するもの。

4 調査結果

別紙のとおり

5 調査結果から見えてきた傾向

- (1) 不登校児童は全体の 3%程度いる。
- (2) 家庭支援が必要な状況にある児童は、不登校になる可能性が高い。
- (3) 週 2 回以上「遅刻」をする児童は、不登校になる可能性が高い。
- (4) 割合が高い項目が複数ある場合、不登校になる可能性がより高まる。

6 今後の予定

- (1) 令和5年度は、引き続き市内全小学校でスクリーニング会議を実施するとともに、「SSW 派遣」「指導主事派遣」に印のついた児童について、簡易アセスメント会議を実施できるように校長会、教頭会で案内していきます。
- (2) 令和5年度のスクリーニング会議で、本分析についても活用します。

7 その他

- (1) スクリーニング会議やスクリーニングシートで扱っている不登校児童とは、「不登校支援シート記載児童で、昨年度 30 日以上欠席があった児童」、「不登校傾向の見られる児童」、「欠席日数は少ないが、中間教室やフリースクールに通っている児童」のこととしています。
- (2) SSWの相談件数は、令和2年度が 81 件。令和3年度が 83 件でしたが、スクリーニング会議を実施した令和4年度は128件と急増したことから、支援が必要な児童と福祉機関をつなぐ回数も増えてきています。

【担当】

学校教育課 課長 塚田 雅宏
学校支援室 室長 坂口 俊樹
電話 33-4397



令和4年度スクリーニングシート分析結果

1 調査対象

- (1) 市内小学生 11,488名(11,546名中)99.5%
- (2) 市内27校(28校中)の小学校で実施

2 調査結果

- (1) 各該当項目に対して、「あてはまる」「あてはまりそう」と担任が考えたものを合算して集計した。

①不登校支援シートに記載	②遅刻が多い	③保健室へ行きたがる	④離席・徘徊	⑤情緒不安定・トラブル・暴言	⑥孤立・対人関係難	⑦こだわりが強い	⑧授業理解・難	⑨暴力・万引き・性的事案	⑩家庭・経済病気介護	⑪家庭と学校連携・難	⑫家庭・生活の乱れ有	⑬親と子関係・難
309	393	275	637	1340	1010	1142	2135	227	317	389	447	347

* 不登校支援シート記載児童は、昨年度30日以上欠席があった児童、不登校傾向の見られる児童、欠席数は少なくとも、中間教室やフリースクールに通っている児童のこと。

以下不登校児童と記載

* 各項目の詳細は3に記載

- (2) 全体の傾向と不登校児童の比較

全体の割合

②遅刻が多い	③保健室へ行きたがる	④離席・徘徊	⑤情緒不安定・トラブル・暴言	⑥孤立・対人関係難	⑦こだわりが強い	⑧授業理解・難	⑨暴力・万引き・性的事案	⑩家庭・経済病気介護	⑪家庭と学校連携・難	⑫家庭・生活の乱れ有	⑬親と子関係・難
3%	2%	6%	12%	9%	10%	19%	2%	3%	3%	4%	3%

不登校児童の割合

24%	4%	7%	29%	33%	31%	39%	4%	19%	18%	26%	21%
-----	----	----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----

全体の割合と不登校児童の比較(倍)

6.9	1.8	1.2	2.5	3.7	3.2	2.1	2.1	7.0	5.4	6.7	7.1
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

【考察】

不登校児童の割合が高い項目は「遅刻が多い」「家庭：経済病気介護」「家庭と学校連携：難」「家庭：生活乱れ有」「親と子関係難」でした。

(3)ー1 各項目に該当する児童の不登校児童の割合

「離席・徘徊」	3.3%
「保健室へ行きたがる」	4.7%
「授業理解：難」	5.6%
「暴力・万引き・性的事案」	5.7%
「情緒不安定・トラブル・暴言」	6.7%

【考察】

ア 教室外の居場所がある子どもは不登校になりにくい。

イ 授業理解が難しい児童だから、不登校になるとは言えない。

「こだわりが強い」	8.5%
「孤立・対人関係：難」	10.0%
「家庭と学校連携：難」	14.4%
「家庭：生活の乱れ有」	18.1%…④
「遅刻が多い」	18.6%…③
「家庭：経済病気介護」	18.9%…②
「親と子関係：難」	19.0%…①

【考察】

①から④の項目は非常に高く、この項目に該当する児童のおよそ5名に1名は不登校になっている。①から④は保護者の問題が色濃く出ている項目のため、「学校」と「福祉」をつなげていく事で、不登校を未然に防げる可能性がある。

(3)ー2 各項目のクロス集計の不登校児童の割合

②「家庭：経済病気介護」&③「遅刻が多い」	35%
②「家庭：経済病気介護」&③「遅刻が多い」&④「家庭：生活の乱れ有」	42.5%
②「家庭：経済病気介護」&③「遅刻が多い」&「授業理解：難」	43.2%

【考察】

ア 不登校割合の高い項目を重ねると、不登校割合はさらに高くなる。

イ 該当項目が重なる児童に対して、適切な支援を行うことで、不登校を未然に防止できる可能性がある。

ウ 「家庭：経済病気介護」項目に、「○」「？」がついている児童に対しての支援の重要性がわかる結果となった。

(4) 「家庭：経済病気介護」の項目に記しがない不登校児童の状況

② 遅刻が多い	③ 保健室へ行きたがる	④ 離席・徘徊	⑤ 情緒不安定・トラブル・暴言	⑥ 孤立・対人関係難	⑦ こだわりが強い	⑧ 授業理解・難	⑨ 暴力・方引き・性的事案	⑩ 家庭・経済病気介護	⑪ 家庭と学校連携・難	⑫ 家庭・生活の乱れ有	⑬ 親と子関係・難
20.9	3.6	5.2	24.9	31.7	28.9	32.5	2.8	0.0	11.6	17.3	16.1
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
6.1	1.5	0.9	2.1	3.6	2.9	1.8	1.4	0.0	3.4	4.4	5.3

経済的に問題ない家庭限定の各種項目による、不登校児童の割合

- *「経済的に問題なく」と「遅刻が多い」 15.6%になる。
- *「経済的に問題なく」と「遅刻が多い」と「孤立傾向対人関係難」 26.2%になる。
- *「経済的に問題なく」と「遅刻が多い」と「親子関係が難」 37.1%になる。

【考察】

不登校児童は、家庭の経済的な状況から不登校につながる傾向はあるが、経済的な状況でなくても不登校になる場合もある。その傾向を分析すると、「遅刻」は非常に大きなサインであることが分かった。また、対人関係に難しさを感じる児童や親子関係が難しい児童も、先の条件に加えると高い傾向を示すことがわかった。

3 調査項目の詳細

(1) 遅刻が多い

週 2 回以上遅刻がある

(2) 保健室へ行きたがる

体調不良を訴える/疲れたと訴える/保健室に行くことが多い/保健室に行きたがる

(3) 離席・徘徊

落ち着かない/多動/離席/徘徊

(4) 情緒不安定・トラブル・暴言

自分の気持ちを抑えられない/親から離れられない/相手の気持ちを理解しづらい
傷つきやすい/自己否定をする/被害妄想的な発言がある/物をなくす/忘れ物が多い
教室を飛び出す/勝手に帰ってしまったことがある/リストカットなどの自傷行為がある
いじめられたと訴えることが多い/ちょっかいを出したりして、トラブルを起こす/言葉が乱暴

(5) 孤立・対人関係難

孤立している/仲間外れにされている/話すのが苦手/かたまってしまうことがある
表情が良くない/クラスに入りづらい/行事が苦手/音に敏感/授業で当てられるのが嫌

仲の良い友人がいない/友人関係でのすれ違いや誤解によるトラブルがある
いじめられている

(6) こだわりが強い

給食が苦手/給食が食べられない/偏食/完璧主義/手を抜くことができない

(7) 授業理解・難

学習意欲が低い/テスト点が低い/宿題をやってこない/不得意なことに取り組めない
書くことが苦手/漢字が苦手/算数が苦手/集中力が続かない/忘れやすい

(8) 暴力・万引き・性的事案

暴力がある/人に当たる/物に当たる/物を壊す/性に強い関心をもつ

(9) 家庭 経済・病気介護

家が片付いていない/服や体操着がいつも汚れている/サイズが小さい
保護者の仕事が忙しい/保護者の帰りが遅い/夜間子どもだけですごしている
保護者が精神的に不安定、波がある/家庭内に病気の人や介護の必要な人がいる
保護者が仕事をしていない/生活保護を受けている

(10) 家庭と学校連携…難

欠席連絡がない/家庭に連絡がつかない/電話にでない/集金に滞納がある
提出物が出てこない/早退するときに迎えにこない、こられない

教育委員会資料
5. 3. 23
中央図書館

報告第 6 号

松本市図書館 Twitter の運用について

1 趣旨

図書館の取組みやイベント等の情報を広く発信し、図書館の利用促進につなげるため、新たに Twitter の運用を開始することについて報告するものです。

2 投稿内容

- (1) 松本市図書館のイベント、事業のお知らせ
- (2) 図書館の利用方法
- (3) 緊急情報
- (4) その他図書館に関連する情報

3 運用方法

- (1) Facebook と同様、図書館職員が中央図書館長決裁後に投稿
- (2) 投稿は随時

4 閲覧方法

Twitter のアカウントを取得していなくても、インターネットを利用できる環境であれば閲覧可能

5 運用開始日

令和 5 年 4 月 1 日

6 周知方法

松本市図書館ホームページ、松本市図書館 Facebook、図書館だより 4 月号に掲載します。

担当	中央図書館
館長	小西 えみ
電話	32-0099

報告第 7 号

史跡松本城整備基本計画策定委員会委員等の委嘱について

1 趣旨

史跡松本城整備基本計画策定委員会設置要綱第3条及び第7条の規定に基づき、委員等を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

(1) 委員

8名

(2) 指導助言者

2名

※別紙1の名簿のとおり

3 委嘱期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（予定）

4 史跡松本城整備基本計画策定委員会設置要綱

別紙2のとおり

5 その他

(1) 文化庁の指導・助言内容を反映した計画とするため、事業期間の延長（令和4年度未完了から令和5年度未完了）が必要となったことから、あらためて委員等の委嘱も行うものです。

(2) 今回の委嘱にあたっては、前回の委嘱から委員および指導助言者の変更はありません。

担当 文化財課城郭整備担当

課長 竹内 靖長

電話 31-3369

史跡松本城整備基本計画策定委員会
委員及び指導助言者名簿（案）

【任期：令和5年4月1日から令和6年3月31日（予定）】

1 委員

No.	氏名	役職	専門分野
1	わたなべ さだお 渡邊 定夫	東京大学名誉教授 国宝松本城天守耐震対策専門委員会会長 （史跡松本城整備基本計画策定委員会委員長）	都市工学
2	よしだ こ 吉田 ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授 長野県文化財保護審議会委員	近世日本史
3	ささきくにひろ 佐々木 邦博	信州大学農学部名誉教授 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存 管理協議会会長	史跡環境
4	はら あきよし 原 明芳	安曇野市豊科郷土博物館長 松本市文化財審議委員会委員	考古学
5	にしがた たつあき 西形 達明	関西大学名誉教授 国宝松本城天守耐震対策専門委員	土木工学
6	ほやのしげお 梅干野 成央	信州大学工学部建築学科准教授 歴史的風致維持向上協議会会長	建築史
7	さわやなぎ ひでこ 澤柳 秀子	松本大学教育学部教職支援センター専門員	教育
8	よねもと きよし 米本 潔	文化遺産マネジメントラボアドバイザー総括	文化財の保存、 活用

2 指導助言者

	氏名	役職
1	いちハラ ふじお 市原 富士夫	文化庁文化財資源活用課 整備部門担当主任調査官
2	ばばしんいちろう 馬場 伸一郎	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 指導主事

※指導助言者については、所属する機関の都合により任期中に変更となる場合あり

史跡松本城整備基本計画策定委員会設置要綱

令和4年3月24日
教育委員会告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡松本城の現状と課題を把握し、将来に向けて良好な状態で後世に引き継いでいくための適切な整備を図る計画（以下「整備基本計画」という。）を策定するため、史跡松本城整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、松本城、史跡その他文化財に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備基本計画が策定される日までの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置くことができる。

- 2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。
- 3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

報告第 8 号

リーディングスクール Matsumoto サポート事業について

1 趣旨

令和5年度から始まるリーディングスクール Matsumoto サポート事業の取組み内容について報告するものです。

2 目的

松本市教育大綱の基本理念である「子どもが主人公 学都松本のシンカ」の具現をめざした学校づくりにビジョンを明確にして挑戦する学校を支援し、そのプロセスや考え方、成果等を学び合うことで松本市全体の「子ども主体の学びづくり」の機運を高めることを目指すものです。

3 実践校及び取組みの概要

(1) 実践校1 (非常勤講師配置+研究費用助成)

ア 中山小学校

【地域に根差した探究的な学びを中核とした学校づくり】

異年齢学習の推進等実現のための取組を具体化。風越学園と連携した探究的な学びづくりの校内研修の活性化

イ 寿小学校

【コンセプトを全職員で共有した授業改革への踏み出し】

教科担任制、自由進度学習、探究的な学びづくり等への挑戦的な取組みにより、学校の前向きな気風を醸成

ウ 明善小学校

【幼児期（園児～小2）の学びへの深い理解による園小の学びの接続・連携】

アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの開発と学びの視点の全校展開

エ 清水中学校

【中学校の探究的な学びを中核とした学校づくり】

高校生、大学生との交流を軸に、課題設定、資料収集、考察、表現のプロセスによる探究的な学びを全校展開

(2) 実践校2 (研究費用助成)

ア 筑摩小学校

【「自らの学びをデザインする力」の具現】

全教職員が自由進度学習の実践に挑戦するなど、ねらいを絞り込んだ取組みと、研修・研究体制の工夫

イ 鎌田中学校

【教科における学習者主体の授業実践への挑戦】

全ての生徒が安心して授業に参加し、主体的に学ぶための、授業のUD化や個別

最適な学びの実践

ウ 筑摩野中学校

【不登校生徒の学習保障と評価の研究】

生徒に学習の主導権をゆだねる取組みを全校展開し、すべての生徒が気持ちよく学ぶ学校づくりを実践

エ 開成中学校

【「生徒が学ぶ授業づくり」の全教室での実践】

目的意識を共有しつつ、教師の子ども観、指導観の改革を計画的に推進

3 アドバイザーの選任と活用

豊かな知見と支援実績を有される有識者の方々を「リーディングスクール・アドバイザー」に迎え、個別の学校への訪問や研修会等の講師として、子ども主体の学校づくり、授業づくりへのアドバイスをいただきます。

【リーディングスクール・アドバイザー】

上智大学教授 奈須 正裕 氏

埼玉大学教授 岩川 直樹 氏

大阪市立大空小学校初代校長 木村 泰子 氏

軽井沢風越学園校長 岩瀬 直樹 氏

担当

教育政策課長 白井 美保

教育研修センター長 大久保 和彦

電話 87-9909